

令和7年第1回大多喜町議会定例会

9月会議会議録

令和7年 9月2日 開会

令和7年 9月16日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和七年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和7年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録目次

第1号（9月2日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	8
一般質問	8
加々美 昌 美 君	8
久 保 初 江 君	15
及 川 はるな 君	31
渡 邊 泰 宣 君	35
報告第12号の上程、説明	47
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
散会の宣告	56

第2号（9月3日）

出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定による出席説明者	57
本会議に職務のため出席した者の職氏名	57
議事日程	57

開議の宣告	59
議事日程の報告	59
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第54号～議案第58号、報告第13号の一括上程、説明	87
散会の宣告	109

第 3 号 (9月16日)

出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定による出席説明者	111
本会議に職務のため出席した者の職氏名	111
議事日程	111
開議の宣告	113
行政報告	113
諸般の報告	114
議事日程の報告	114
議案第54号の質疑、討論、採決	114
議案第55号の質疑、討論、採決	135
議案第56号の質疑、討論、採決	136
議案第57号の質疑、討論、採決	137
議案第58号の質疑、討論、採決	138
日程の追加	139
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
休会について	143
散会の宣告	143
署名議員	145

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 1 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和7年9月2日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	市原芳則君	税務住民課長	本村武士君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	森芳博君
農林課長	小高一哉君	商工観光課長	渡邊陽二君
生活環境課長	磯野淳一君	会計室長	須藤明実君
教育課長	浅野健二君	生涯学習課長	渡鍋佳晋君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木島丈佳 書記 市原和男

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 2 号 継続費精算報告書について
- 日程第 4 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 4 6 号 大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 7 号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 8 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

本日は、令和7年第1回議会定例会9月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。また、滝口代表監査委員には、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は、休会の日ですが、議事の都合により、令和7年第1回大多喜町議会定例会を開催いたします。

これより9月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） 令和7年第1回議会定例会9月会議の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第1回議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

初めに、本年度も本町の大多喜中学校の柔道部が、夏の県大会において、男子が準優勝、女子が敢闘賞という立派な成績をおさめてくれました。

個人戦においても、女子が優勝1名、男子が3位1名と、それぞれの階級ですばらしい成績をおさめてくれています。

そして、茨城県で行われた関東大会、また、福岡県で行われた全国大会でも、千葉県代表として立派な試合をしてくれました。

このことは、本町にとって大変誇らしい、喜ばしいことであり、本町の宝である子供たちから、とても大きなプレゼントをいただけたことへの感謝と、学校の先生方やご家族の方、長年継続して指導等していただいている全ての関係者の皆様には、改めて心より御礼申し上げます。

る次第でございます。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われますが、継続費精算報告、人事案件、条例の一部改正3件を提出させていただき、明日3日は、来年度から始まる本町第4次総合計画の基本構想、一般会計、各特別会計の補正予算を提出させていただきました。

議事日程の最終日には、令和6年度の各会計の決算認定をいただきたく、提出をさせていただきます。

ここで、令和6年度の決算概要について若干述べさせていただきます。

一般会計の主要事業といたしましては、地域通貨事業、定額減税補足給付金、低所得世帯給付金事業、子ども医療対策事業、有害鳥獣駆除対策事業、観光振興事業、町道維持管理事業、町道改良事業を行っております。

教育関係では、大多喜小学校の屋外運動場の改修工事、駐車場整備工事などを実施させていただきました。さらに、令和5年9月の台風13号の暴風雨などにより、被災した公共土木施設及び農地農業用施設などの災害復旧費が主なものでございます。

このように臨時的な事業も含め、一般会計の歳出決算額は対前年度比6.4%増の68億5,865万3,000円となりました。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となっております。なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化基準の範囲内であり、財政の健全化が図られているところでございます。

結びに、各議案とも、可決、ご承認くださいますよう、心からお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会7月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物により、ご了承願いたいと思います。

なお、このうち、8月20日に、第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。

この件について、3番渡辺八寿雄君から報告願います。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 令和7年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が8月20日午前10時から夷隅郡市広域市町村圏事務組合会議室において、組合議員12名全員出席の下開催され、本町から渡辺善男議長、吉野一男議員、そして私の3名が出席をいたしました。

定例会に付議されました案件は、専決処分の承認案件が1件、新規条例制定が1件、条例改正が1件、一般会計補正予算、水道事業会計補正予算のほか、令和6年度決算認定案件として、一般会計歳入歳出決算、2市2町の水道事業会計決算、このほかに財産の取得案件が2件、監査委員の選任同意案件が1件、報告案件が4件、そして議員提出議案が1件の18案件が審議、報告されましたが、議案として提出された案件は全て可決、承認されました。

まず、専決処分の承認案件でございますが、公用車の物損事故に関わる損害賠償の額を決定するものであり、相手方との和解が成立したために額が決定となりました。その額13万7,852円であります。

次に、新規条例制定については、広域組合の行政財産使用料条例を制定しようとするものであります。2市2町の水道事業が統合され、組合においても土地等の行政財産を所有することとなったため、自治法の規定により、行政財産の使用料その他必要な事項について定めたものであります。

条例改正につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正であります。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と職員の育児休業等に関する条例の一部改正、それに水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の3本を同時に改正をしました。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向調査確認のための措置等に関する規定並びに部分休業制度の拡充に関わる規定等を整備するための条例改正となっております。

次は、補正予算案2件であります。まず、令和7年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）です。この補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,970万6,000円を追加し、予算の総額を26億1,614万6,000円とするものであります。補正の主な内容は、職員の人事異動による人件費の組替えや救急医療体制の円滑化を図るため、病院群輪番制病院運営事業委託料として876万円の増額、消防用備品の購入に1,501万6,000円の増額などです。これら歳出に対する歳入としましては、繰越金と寄附金が充てられました。

令和7年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算（第1号）では、3条予

算での水道事業費用、4条予算での資本的収入支出の補正であり、水道局職員の人員が確定したことによる人件費、施設管理に必要な修繕費、施設更新をするための工事請負費等の増額補正、それに工事費の財源として企業債を増額するものであります。

水道事業費用にあつては、1億452万9,000円を追加し、予算総額を34億223万3,000円に、また、資本的収入では企業債を1,273万円追加し、企業債の総額を1億8,573万円に、資本的支出については1億672万円を追加し、予算の総額を12億1,407万3,000円としました。

次は、決算認定5議案であります。

初めに、令和6年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は23億5,506万134円、歳出総額は22億9,972万7,842円で、歳入歳出差引き額は5,533万2,292円であります。特に、歳出の対応としては、夷隅地域の水道事業の統合に伴い、庁舎改修を含めた組織体制の整備や水道事業の経営認可の申請業務等を行ったこと、消防本部庁舎の空調設備改修工事の実施、岬分署に水槽付消防ポンプ自動車を配備、御宿分署に災害対応特殊救急自動車を配備し、計画的に消防力の整備を図ったことなどの説明がありました。

次に、2市2町の水道事業会計決算認定については、令和6年度決算について、広域組合の監査委員の審査を得て議会に提出されました。各市町の決算内容については、詳細の説明は割愛させていただきますが、本町の水道事業会計決算については、お手元にお配りしてございますので、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、財産の取得について2議案の審議を行いました。

議案第28号として提出されました財産の取得については、御宿分署に水槽付消防ポンプ自動車を配備するものです。指名競争入札の結果、7,700万円で東京都港区にある株式会社モリタ東京支店と契約したものです。

また、もう一方の財産取得は、岬分署に高規格救急自動車を更新整備するものであります。指名競争入札の結果、千葉市中央区の千葉日産自動車株式会社と3,836万8,000円で契約したものであります。消防ポンプ車、救急車とともに、車両更新整備計画に基づき更新するものであります。

次に、監査委員の選任につき同意を求める案件が審議されました。学識経験を有する者のうちから選任された監査委員の任期が令和7年8月29日をもって満了することから、後任者として、大多喜町小沢又出身の米本和弘氏を選任することに同意しました。

次に、報告案件が4件なされました。

報告第1号は、令和6年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。この内容は、千葉県が実施する防災行政無線設備再整備工事について、令和6年度予算にその負担金を計上したところではありますが、年度内の工事完成が不可能だということで、令和7年2月議会において繰越しの補正をしたので、その報告したものであります。その額886万5,000円であります。

報告第2号は、令和6年度水道事業会計予算繰越計算書であります。令和6年度いすみ市水道事業会計において、配水管更新工事において、資材調達に期間を要し、年度内に工事が完成しないということで、令和7年度に繰り越したもので、その報告をしたものであります。繰越額は2,846万8,000円であります。

報告第3号は、財産の健全に関する法律に基づく令和6年度資金不足比率についての報告であります。この内容は、2市2町に関わる水道事業会計決算において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率はないとする内容で、監査委員の意見を付して報告されました。

報告第4号は、債権放棄についての報告であります。この内容は、勝浦市と大多喜町の水道料金について債権を放棄したので、その報告をしたもので、債権放棄の理由は、いずれも債務者が死亡、失踪、行方不明、著しい生活困窮状態等で、徴収の見込みがないことによるものであります。勝浦市においては、平成20年度から平成30年度にかけて総件数787件、放棄した金額は291万1,722円、大多喜町においては、平成30年度分で総件数17件、放棄した金額は6万3,323円であります。

以上が報告4件の内容であります。

最後に、各市町1名ずつの提出者の連署をもって議員提出議案が提出されました。その内容は、専決処分事項の指定についてであります。地方自治法の規定により、議会の権限に属する事項のうち、管理者において専決処分ができる事項を定めておきたいとするものであります。内容は3点ほどありまして、1つは、組合が提起する訴えで、その価格が100万以下のもの、2つ目は、組合が当事者である和解調停で、その額が100万以下のもの、3つ目は、組合に義務のある損害賠償で、1件の金額が100万以下のもの、この3点に該当する案件は、議会に諮ることなく管理者が専決処分することができるとする議案内容であります。

以上が令和7年第2回夷隅郡市広域所属事務組合定例会に付議された議案等の内容であり、議会報告とさせていただきます。なお、議案等の資料につきましては、議会事務局に備えておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で報告に代えます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、7月25日及び8月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本9月会議の審議期間は、本日から9月16日までとします。本日と明日3日、あさって4日、そして16日を本会議開催日とし、この間、9日と10日に総務文教・福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定です。9日は総務文教常任委員会が所管する事務、10日は福祉経済常任委員会が所管する事務について、決算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様にはよろしく願います。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可しましたので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 及川 はるな 君

10番 久保 初江 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（渡辺善男君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 加々美 昌 美 君

○議長（渡辺善男君） 初めに、11番加々美昌美君の一般質問を行います。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 皆様、おはようございます。12番、公明党、加々美昌美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問を行わせ

ていただきます。

私からは2項目の質問をさせていただきます。

最初の質問でございます。農林業活性化プロジェクト、ローゼルについてご質問をさせていただきます。

本町は、農林業を活性化するため、令和4年度から、遊休農地を活用し、有害獣の被害を受けにくく虫もつきにくい、病気にもなりにくい新たなハーブ、ローゼルの栽培に取り組んでおられます。このプロジェクトは、平林町長の発案により、農林業再生委員会委員長柴田先生ご指導の下、開始されております。

ローゼルの原産はアフリカで、アオイ科に属する植物で、花はオクラに似ております。果樹の赤い色と酸味のある味わいが特徴で、根っこ以外は全て利用できる大変優れた植物です。また、ローゼルの成分、効能が特に優れております。成分としては、有機酸、アントシアニン、ペクチン、ミネラル、カリウム、ビタミンC、クエン酸などが含まれ、効能として利尿作用、疲労回復、眼精疲労の予防と回復、抗酸化作用、美白効果などが挙げられております。

この優れたハーブ、ローゼルを使用して、本町独自の特産品の発掘を目指し、様々な活動をされており、例えば、ローゼルの摘み取り体験やキッチン蒸留体験、レシピコンテスト、町長ご自身がお出演されて、ユーチューブでローゼルのPRなどが行われております。

新たなハーブ、ローゼルが本町独自の特産品として多くの方に周知してもらい、農林業が活性化することを強く願い、今後の展開についてお伺いいたします。

現在、初年度からローゼルの栽培協力者は何名から何名に増えたのでしょうか。

また、今年もPRを兼ねて、摘み取り体験を行う予定はございますか。

購入できる場所を増やす計画はございますか。実は、私もローゼルの大ファンでございます。ローゼルのティーとジャムを利用させていただいております。成分と効能が大変すばらしいローゼルの、また、真っ赤な燃えるようなローゼルのファンになりまして、ご利用をさせていただいておりますが、販売できる場所が、今、道の駅たけゆらに限っております。もう少し販売場所を増やしていただけたら、大変お買い求めやすくなるのではないかと思います。

そして、そのときに、ローゼルの販売している部署に行きましたら、こんなにすばらしいローゼルなのに、成分とか、効能が全く明記されておりました。赤いローゼル、これ、珍しいハーブでございますので、まして口にするものを成分とか、効能がもう少しはっきり明記されていれば、安心して手を出せるのではないかと思います。

そして、ローゼルを使っのレシピコンテストも昨年開催されております。私も、ホームページではございますが、レシピを拝見させていただきました。大変すばらしいなと思いたしました。ローゼルの赤と、チーズケーキとか、モンブランとか、掲載されておりましたけれども、ピンク色のモンブランはいまだかつて見たことがない、大変かわいらしいお菓子だな、ケーキだなと思いたしました。これをぜひ、女性の方はかわいらしいものが大好きでございます。これをぜひ大多喜町の特産品として、いち早く販売していただけたらと思いたします。

あと、ローゼルの今、様々、ご周知していただくために様々な取組をされておりますが、今後のローゼルを幅広くご周知していただくため、本町としての今後の計画を教えてください。

以上、私の質問でございます。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいまの一般質問に農林課からお答えさせていただきます。

まず最初に、ローゼルの生産者の人数のほうなんですけれども、ローゼルの栽培につきましては、令和5年から開始しております。そのときは、栽培者数は令和5年は14名、令和6年は17名、令和7年、今年は27名ということで、年々増加傾向にあります。

続いてのご質問の、今年もPRを兼ねて摘み取り体験を行うかということの関係なんですけれども、一応今年は10月2日、それと12日の2回、摘み取り体験を予定しております。この摘み取り体験は、特定非営利活動法人ジャパンハーブソサエティー主催で、令和5年から実施しております、毎回20名から30名程度の参加がございます。

続きまして、購入できる場所を増やす計画はあるかというご質問に対しては、現在、ローゼルの商品は、議員がおっしゃるとおり、道の駅たけゆらの里おおたき、あと、観光本陣の2か所で販売しております。

令和6年産のローゼルは、乾燥、ジャム、シロップなどに加工して販売しており、今年の8月末時点で、ジャム、シロップ用の冷凍ローゼルが品薄となっている状況です。このため、販売場所の新規拡大は、今年の収穫量の状況、あと、加工の在庫、協力店舗の意向等を踏まえ、段階的に拡大するように努めてまいります。

あと、なお、このたび一応10月頃から、ふるさと納税返礼品にローゼル商品を掲載する予定となっております。

続いて、レシピコンテストで入賞したレシピを活用して販売する計画はあるか、こちらの質問なんですけれども、町としては、直接販売する計画は現時点ではございません。ただし、

有限会社たけゆらの里や株式会社わくわくカンパニー大多喜などが、既にローゼル商品を販売している実績もある事業者と連携しまして、入賞レシピを活用した商品化やメニュー化の可能性を協議してまいりたいと思います。

あわせて、レシピコンテストの目的であります飲食店への新メニューの提案、あと、家庭での普及促進、こちらに沿ってレシピの提供や試食会なども進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ローゼルの成分、効能を明記してはいかがでしょうかということなんですけれども、ローゼルの成分と効能につきましては、加々美議員がおっしゃるとおりの成分の効能があると言われております。

成分表示につきましては、客観的に、含有が確認できる範囲で、例えばアントシアニンを含むとか、あとはビタミンC含有などの表示は可能だと言われております。一方で、利尿効果とか疲労回復、あとは眼精疲労の予防と回復、酸化作用、美白効果の効果効能は、いわゆる医薬的効能に該当し得る表現でありまして、一般食品として商品パッケージに表示することは、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性を確保する法律など、いろいろな法規制がありまして、適切でない可能性があることから、現時点では直接表示を控えております。いずれにしましても、成分や効能の表示につきましては、費用対効果を踏まえて、法務の専門家に相談したいというふうに考えております。

最後に、ローゼルを幅広く周知するための今後の計画ということなんですけれども、今後の計画としては、現在募集中の第2回大多喜町ローゼルレシピコンテストの実施に合わせまして、SNS、町ホームページ、広報紙などを活用して、情報発信をしてまいりたいと思います。あと、農業関係機関との情報を共有しまして、産業まつりをはじめ、各種イベントでの機会を拡充したいと考えております。

また、このたび、地域情報誌シティライフからローゼルについての取材を受けており、その内容は、8月30日発行の市原版と9月6日発行の外房版に掲載され、新聞折り込みとして配布されております。

あわせて、YouTubeや短い動画のレシピ紹介、摘み取り体験の様子、栽培者インタビューなどの発信を継続的に続けてまいります。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 前向きなご回答ありがとうございました。

実は私、4月30日に、夷隅農業事務所にて、ローゼルの学習会に参加させていただきました。現場をやっぱり見てみないとということと、本物のローゼルをぜひ見たくて参加させていただきました。そちらには平林町長も、かわいらしい麦わら帽子をかぶって参加されておりました。

やっぱり改めまして、ローゼルを見させていただいたら、本当にすばらしい植物だと思いました。暑さに強かったりですとか、7月30日に伺った時点で、柴田さんがおっしゃっていたのは、今まだ農薬を一度も使っていないということでした。これから使う予定があるかもしれないけれども、農家さんにとって、栽培される方にとって、非常に育てやすい植物ではないかと思いました。

その席に、ローゼルのお花は売れないんですけれども、枝として、真っ赤ですごい魅力的な枝なんです。そちらも販売を生け花にも使用されているということで、卸業者さんもそちらに参加されておりました。

その席で振る舞われてくださったのが、ローゼルのシロップをソーダにして飲ませていただきました。ローゼルのつぼみも私、摘み取りながら、柴田さんが食べてみてくださいということで、ローゼルのお花は1日花ですので、朝開いて夕方にはしぼんでしまうお花なんですけれども、食べてみました。すごく甘くて驚きました。そして、新芽は、その道を歩きながら積んで食べられます、そのまま。もう、むしゃくしゃ、むしゃくしゃ私は頂きました。それぐらい柔らかい、もうそのままサラダにとかも利用できるような新芽でございました。

これが今後、大多喜町の活性化にぜひつながっていただきたい、何とか活力を農業に取り戻していただきたいと願っております。今後も職員の皆様には、いろいろな面でお力添えをいただくとと思いますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問をさせていただきます。大多喜町ファミリーサポートセンターについてご質問させていただきます。

サポートセンターの活動は、お子さんの預かりを希望する方と、お子さんの預かり等を行う方が会員となって、双方の合意の基、子育てのお手伝いを行う支援活動でございます。

生後1か月から18歳までのお子様を対象で、活動内容は、朝夕の子供の送り迎え、習い事の送り迎え、子供が発熱でも仕事は休めないなど、少し誰かの手を借りたい、そんなときに子育ての応援をお手伝いする事業でございます。

ご利用料金は500円からと、利用しやすいお値段設定になっております。子育て世代が活用したくなる地域サービスとして、大変すばらしい事業だと感じました。

本町の子供たちが安全で安心して成長できる社会を、私たち大人が見守りながら、誰一人取り残さない支援を目指し、この支援が長期的に継続できる事業であっていただきたいと思っています。

現在、毎日のように子供の虐待、教師による盗撮事件、育児放棄などの報道がされております。いずれの事件も、本町において絶対にあってはならない、起こしてはならないと強く感じます。

そこで、お伺いいたします。サポート会員の方は、現在女性13名、男性1名の方が登録されていると伺っております。本町の募集では、心身ともに健康で積極的に活動していただける20歳以上の方、活動の前にセンターが行う保育等の講習を受講していただける方と記載されていますが、どのような基準で人選をされているのかお伺いいたします。

生後1か月のお子様の支援は、専門知識が必要なのではないかと。

保育の講習は、どのような内容なのか。

預かり支援の場合、その支援先の家庭訪問などをされているのか。

万が一の事故に備えて、賠償責任傷害保険に加入と記されておりますが、どのような内容なのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

まず、ファミリーサポートセンターですけれども、地域における子育て支援の強化を目的とするための重要な施策の一つで、国が推奨している事業であり、地域社会全体で子育てを支える仕組みを構築することを目指しています。本町においても、令和6年12月からNPO法人病児保育を作る会へ業務を委託し、本事業を開始したところでございます。

ファミリーサポートセンターは、議員さんもおっしゃったとおり、子育てのお手伝いをしてほしい方、利用会員と子育てのお手伝いができる方、サポート会員が会員となって、双方合意の基、お子さんの預かり等を行う、善意の上での有償ボランティア活動であり、会員登録からサポート会員へ研修の実施や利用会員とサポート会員のマッチングなどをセンターが行っております。

ご質問のサポート会員の人選基準についてでございますが、ファミリーサポートセンターでは人選をしていません。しかし、望ましい要件として、子育てや孫育ての経験、または職業で子供に関わった経験があること、加えて心身ともに健康で子供の動きに対応できる体力、

判断力があることを重視しています。

また、利用会員とサポート会員のコーディネート、調整をする際には、年齢やお子さんの状態など、ケースに応じたマッチングとなるよう配慮をしています。特に、乳児、障害を持っているお子さんや病児・病後児に関しては、資格者や子育て支援の経験のある方に優先して声かけをするよう運用をしています。

次に、保育の講習についてでございます。ファミリーサポートセンターのネットワーク拠点として、ファミリーサポートセンターの運営を支援している一般社団法人女性労働協会がファミリーサポート講習の指針を示していますので、それにのっとった内容の講習を行っています。

具体的には、年齢に応じた心身の発達理解、発達段階に見合った遊びや関わり方、乳児・幼児期に多い預かりの場面における留意点などについてでございます。さらに、保育講習以外の安全講習では、子供の危険行動の特徴や事故予防、緊急時の初期対応について学んでいるところでございます。

また、預かり支援の場合、支援先の家庭訪問などをされているかのご質問でございますけれども、ファミリーサポート実施前には、必ず事前の打合せを行います。預かりを伴う活動の場合、預かり場所となるサポート会員宅での打合せを行うため、その際に、家庭の状況などを確認することが可能となります。

また、利用会員のお宅で預かる場合は、預かり等によりサポートしづらい環境となることも想定されるため、サポート側だけでなく利用する側にも良識ある利用をお願いする旨を事前に説明しています。

そして最後、保険についてのご質問でございます。保険については、本事業の受託者でありますNPO法人が、NPO総合活動保険に加入しています。サポート会員が支援中に利用会員の身体や財産に損害を与え、賠償責任を負った場合に備え、限度額2億円の賠償責任保険に加入しています。また、お子さんがけがなどをされた場合に備え、こちらは限度額300万円の傷害保険に加入しています。

さらに、サポート会員の自家用車を用いた送迎などの移動中の事故については、サポート会員が加入している自動車保険に優先してお支払いする移動サービス専用自動車保険に加入して対応しているところでございます。

万が一に備え、複数の保険でカバーはされているところでございますけれども、事故等はあってはならないことでもありますので、引き続き事故防止に努めてまいります。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 詳しいご説明ありがとうございました。

平林町長も先日おっしゃっておいりました。子育て支援が、本町は充実している場所であれば、移住者も大多喜へぜひ来て、子育てをしたいと思える場所になるのではないかとおっしゃっておいりました。私もそのとおりだと思います。

子供は、やはり未来の宝だと思います。この少子高齢化に向かって、他県から、ほかからも大多喜町で子育てをしたいという方がたくさん移住してきてくださればいいなと思っておいります。

そして、今後も細心の注意を払っていただいて、小さなお子様はご自分が被害に遭ってもなかなか訴えにくいと思いますので、その点のご注意をしていただいて、今後もこの良い事業を長期にわたって継続していただけることを願っておいります。

以上をもちまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で加々美昌美君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、10時55分から会議を再開します。

(午前10時45分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◇ 久保初江君

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 10番久保初江です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、学校給食の今後の在り方についてお伺いいたします。

町内の学校給食を担う給食センターは、築年数が経過し、老朽化が進んでおり、先日も学校給食が1日提供できず、今まさに昨日から3日間、給食センターが止まっているということで、保護者はお弁当を作る日が続いております。給食のありがたみを私も痛感しているところであります。

今、学校給食センターは、将来的な対応が急務となっております。また、近年の物価高騰や地域農業との連携の必要性など、学校給食を取り巻く環境は大きく変化しています。

子供たちの健やかな成長を支える学校給食や食育を今後どのような形で持続可能なものにしていくのか、町の考えを伺いたく、以下の点について質問させていただきます。

まずは、給食センターの老朽化に伴う今後の対応方針についてお伺いいたします。現状の給食センターは築45年となり、既に炊飯システムは壊れており、現在、鴨川のほうの業者さんにご飯とパンは民間委託されております。また、職員の確保も厳しい状況が続いているとも伺っております。今後、施設の建て替え、統合、委託などの方向性について、町としてはどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 久保議員の質問について、教育課からお答えさせていただきます。

本町における学校給食センターを含む公共施設等の維持管理につきましては、公共施設等を全庁的に把握し、長期的なまちづくりの観点から、大多喜町公共施設等総合管理計画を策定しているところであります。

同計画における学校給食センターの基本的な方向性につきましては、集約化や統合、廃止の観点から、検討対象とし、今後の運営方針として、調理業務の民間委託や近隣自治体への委託などを選択肢として示しているところであります。

また、学校給食センターの運営に関する重要事項につきましては、大多喜町学校給食センター運営委員会で審議の上、教育委員会に助言することと規定されており、令和8年度以降について、施設を維持しながら給食の調理業務を業者委託する方針とし、また、その後につきましては、近隣自治体への委託等を含めて検討しているところでございます。

しかしながら、施設の老朽化に伴う修繕費の増加に加え、法定耐用年数を超過した機器につきましては、故障時に部品供給が困難となる場合があることから、将来的に安定的な給食の提供が難しい状況にあります。実際に、令和7年度には配管の漏水やストレージタンクの修繕など、機器の故障により給食提供を一時休止した事例も発生しております。

先ほど久保議員がおっしゃったように、昨日から明日3日まで、ストレージタンクのほうがちょっと故障に伴いまして、修繕は終わっているんですが、現在、消毒とか、清掃を行っております。4日から給食のほうは再開をする予定で現在進めております。

こうした状況を踏まえ、近隣自治体への委託につきましては、当初想定より前倒しする方向で見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

今のお答えですと、どちらかというとな隣へ委託の方向で進んでいるという答えに聞こえてしまうところではあるのですが、万が一、大多喜町で建て替えをするのならば、給食センターを維持して作っていくのならばという予算の計算とか、そういったものはされているのでしょうか。

私が調べたところによりますと、給食センターを建て替えるに当たり、文科省のほうから学校施設環境改善交付金や学校施設整備補助金、総務省から過疎対策事業債、農林水産省から学校給食における地産地消を促した場合の補助金や国のほうから地方創生臨時交付金、厚労省からエアコンなどを設置した場合の職場環境改善助成金、経産省、環境省からは省エネ補助金とか、高効率空調機器導入に対しての補助金などがあると、ちょっと調べさせていただきました。

そういった補助金等をうまく活用して、併用して、大多喜町の給食センターをもし建て替えるならという、そういう何か計算というか、そういうのは一度されたことがあるのかどうか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいまの新しく建て直す検討についてしたことがありますかというご質問なんですけれども、まず今現在、正確に建て直す場合の検討はまだ実施しておりません。あくまでも運営委員会から業者委託等の提言を運営委員会でいただいておりますが、まだ最終的に町としての結論には至っていない状況でございます。

今後、運営委員会におきまして、建て替えにおける建設費や用地取得の可能性、これらに伴う費用等の資料の整備を行いたいと思いますが、施設の老朽化が思ったより早く進んでいるため、近隣自治体への委託につきましては、前倒しする方向で見直しを進めている状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

私のほうで今回、町民の方、給食センター、学校給食について、103名の方にアンケートのご協力をいただきました。そのうちの74名が小中学校、保育園にお子様を通っていらっし

やる方です。主に年代は20代から50代の方が答えてくださいました。

大多喜町における小中学校のお子様がいる世帯が全部で277世帯とお伺いしたので、そのうちの4分の1の世帯の方がアンケートに答えていただいたということになります。そのうちの51%の方が、給食の内容には満足しております。82.6%の方が無償化にはとても満足していらっしゃいます。給食センターの老朽化について知っている方は58.2%、40%以上の方は知らないという回答でした。給食センターをこの町に残してほしいかという質問に対しては、70%の方が残してほしい、町内建設をしてほしいという方が60%おりました。周辺自治体へ委託する案については、2%の方が賛成と答え、30%の方が町内で建てるべきと答え、そのほか50%の方は安全性と品質が保たれるならどちらでもいいというお答えをいただきました。

多くの方がこの給食センターの存続を望んでいるように、私はこのアンケートを見て感じたのですけれども、こういったアンケートを町として、教育課として、子育て世代の方に、今後、まず一度皆さんにどういった気持ちでいらっしゃるのかというのをすぐーるなど、学校を通して、保育園を通して、皆さんにこれから聞いていく、確認していくということをすることはありますか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） まず、私も久保議員のアンケート調査、拝見しまして、ちょっとどういった方を対象にしたかというところで、103件の中でちょっと分かりづらいところもあるのですけれども、やはり町民の声ということで、私もなるほどなというところも感じております。

また、地方自治の根幹として、やはり最少の経費で最大の効果を生むという、やっぱり費用対効果というのも、我々としてはやはり考えていく中で、やはりそこも新しい施設を建てていくのか、また、ほかの近隣自治体の委託というところもまた考えている中では、考えていかなきゃいけないのかなというところがあります。

その上で、すぐーるを活用してアンケート調査を実施することは考えておりますかというご質問なんですけれども、まずすぐーるに関しましては、アンケート調査を実施する機能は有しておりますので、すぐーる自体でアンケートを行うことは可能であります。

次に、調査を実施するか否かにつきましては、やはり明確な目的と、それを具体的に施策へ反映する場合に実施するものと考えております。現時点では、アンケート調査の実施は考えておりませんが、必要に応じて実施の有無につきましては今後考えていきたいというふう

に思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

今後、皆様のお声を聞いていただけることを私は望んでおります。

次に、地産地消の推進と地元農家との連携についてお伺いさせていただきます。

子供たちに新鮮で安心な地元食材を提供し、食育へとつなげる意味で、学校給食における地産地消は重要な課題だと思っております。また、この町の農業の発展にもつながっていくと考えます。

昨日から、ちょうど保育園2園が大多喜町産のお米を食べる保育園給食がスタートいたしました。こちらのお米を提供されている農家さんにお話を聞いてみたところ、小中学校でも、もし大多喜産のお米を食べさせられるのであれば、ぜひ協力したいというお声をいただきました。

そこで、町として、地元農家さんとの連携を今後どのように考えて、どのような取組を進めていこうとされているのか、お伺いしたいところでございます。

また、例えば先ほどローゼルのお話がありましたけれども、特産品などを子供たちに食べてもらうなど、あと、地元で捕れたジビエ料理、ジビエ、イノシシや有害獣を捕ったときの産物のジビエなどを学校で提供していったり、地元の特産品、オリジナルな給食を続けてほしいとも思っております。

あと、リクエスト給食など、子供たちの自分たちのリクエストした給食が自分の献立に乗ると、とても喜んでいるというお子さんがとても多くいらっしゃいますので、そういったものも含めて、地元の方たちの農業の連携とジビエや特産品などの活用、そういったものの取組をどうされるのか、お話を聞かせてください。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

本町の学校給食につきましては、安全・安心な提供はもとより、食育を通じた地産地消の推進も極めて重要であると認識しております。

地産地消の取組としましては、タケノコ、シイタケ、キクラゲにつきましては、農家からの直接納入ではないんですけれども、衛生管理や企画管理が徹底された納入事業者を通じて、大多喜町産の食材を導入しているところであります。

また、千葉県食育推進計画に基づき、学校給食で実施している地産地消デーにおける取組では、昨年度、千葉県の地場産物使用割合ですが、こちらが金額ベースで平均72.8%に対し、本町は78%となっており、県のホームページにおいて、本町の給食のメニューが紹介されているところであります。

地元食材の活用にあたりましては、安定供給、衛生管理、規格の統一など、学校給食衛生管理基準に基づく取扱いを徹底する必要があるとございます。このため、個々の地元農家との直接連携につきましては、現時点では運用上のハードルが高いと考えております。

また、途中にお話がありました、その中でもローゼルの活用とか、ジビエの件ですけれども、やはりまず衛生管理基準というところがございますので、その中で今、子ども・子育て応援宣言ということで、こどもまんなか社会を推進する中で、10月にちょっと子供応援メニュー的な、ちょっと学校給食で提供できないかというのを今、給食センターと検討しているところでございます。

ちょっとジビエについては、ちょっとまだ検討もしていない、何も考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 大多喜町の特産物や大多喜町でとれたお米、大多喜町の農産物を食べていくというのは、子供にとってとてもいい経験だと思っております。そして、これからの大多喜町を支えていく子供たちにとって必要なことだと考えております。ぜひ続けて、地産地消を続けていける方向を考えていただけたらと思っております。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） すみません、先ほどの地産地消の観点から、農林課のほうからお答えさせていただきます。

本町の農作は、ご存じのとおり米作が中心であります。そのほとんどが農協への出荷割合が高いのが実情となっております。また、畑作、こちらは小規模かつ分散的でありまして、その多くは自家消費と、あと直売所への出荷が主なものとなっております。

一方、学校給食は、多数の児童生徒に一斉提供する公共サービスでありまして、先ほど教育課長が申し上げたとおり、安定供給、衛生管理、規格の統一、あと履歴管理の確保が求められます。このようなことから、小規模生産者が個別に給食への直接納入する方式は、あいにく現時点では数量の安定性や衛生管理の面では適当ではないというふうに判断しております。

す。

その上で、本町の実情に適合した地産地消の連携モデルというのが何かあるかどうか、今後、考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ぜひよろしく願いいたします。

それと、お米が今大多喜町では一番生産されているということなのですが、ぜひお米を炊くシステムを早急に回復していただいて、お米だけでも大多喜町のお米を食べれる学校給食にさせていただけたらと思っております。

また、今後、たけゆらの里など、地域の方が出しているお店と連携して、学校給食の食材提供ができるような仕組みづくりをしていただけたらと思います。よろしく願いします。

次に、学校給食の物価高騰への対応と給食費の見直しについてお伺いいたします。

全国的に食材費や光熱費の高騰が続く中、学校給食の質や量を維持するために必要な財源確保が課題となっております。大多喜町の学校給食においても、おかずの量が少ないや冷凍物が増えた、以前よりデザートの手数が減ったなど、子供たちからの声が届いております。

今後、給食費の見直しやそれに代わる町からの補助金の導入が必要になると考えられますが、今後の給食費の在り方について、町の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいまのご質問に教育課からお答えさせていただきます。

久保議員のご指摘のとおり、物価高騰の影響により、学校給食におきましても、食材費や光熱費が上昇し、毎年度経費が増加している状況であります。

ご質問にありましたデザートに関しても、令和5年度は給食提供日数198日に対し79日、令和6年度は199日に対し69日であり、月当たりではおおむね1日程度減少となっております。また、令和7年度4月から7月の比較では、令和6年度、7年度とも給食提供日数は72日である一方、デザートの手数は、令和6年度が28日、令和7年度が14日と半減しております。この点が提供が少なくなったとの受け止めにつながっているものと考えております。

栄養管理につきましては、デザート単独で必要栄養量を満たすのではなく、あくまでも献立全体で栄養バランスを確保しているところであります。なお、七夕や十五夜などの行事食

においては、いずれの年度も必ずデザートを提供しております。

今後の給食費の在り方につきましては、現時点で給食費の増額は考えておりません。現状におきましても、必要な栄養価を確保しながら、豊富なメニューの提供を実施できていると認識しており、引き続き児童生徒が楽しみにできる、おいしい学校給食の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えいただきありがとうございます。できる限り子供たちに栄養バランスを保った給食を、これからも提供していただきたいと思います。と思っています。

学校給食の食材を納めている業者さんにちょっとお話を聞くことができたので、少しお伝えしたいと思います。物価は上がっているけれども、なるべく子供たちの食材を同じように届けられるように、私は採算度外視でやっているよというお答えをいただきました。

地域のそういった業者さんがちょっと苦しい状況に陥っているのであれば、大多喜町も今後そういったことのないように、業者さんも今までどおりきちんとした形で収入が得られるようにしていただけたらと思うのですが、そのほかで、私のほうで近隣の給食の費用についてもちょっと調べてみたんですけども、いすみ市は小学校が270円で、中学校が300円の学校給食費です。ちなみに、大多喜町は小学校が300円で、中学校が330円と聞いています。人口比率からいうと、ちょっとやっぱり大人数を作ると割安になるのかなという印象はあるのですが、それではやはり足りなくなったということで、市からプラス70円の補助を出しているとのことでした。

ちょっと離れて長生村は、同じく小学生270円、中学生300円なんですけれども、年間の金額でいうと1,600万円の補助をプラスで入れているとのことでした。どちらにせよ、給食費自体は据置きのまま、プラスで足りない分を補填してあげているという状況でして、大多喜町でも、今現在9名のお子さんが、大多喜町の町外から大多喜町の学校へ通学されていると伺っています。その方たちには、学校給食費は無償ではなく、1日1人、中学生だったら330円、小学生だったら300円分の学校給食費をいただいているということだったので、ただでさえ子供の少ない大多喜町にこうして通ってきているお子さんの給食費を上げることなく、学校給食に対して、町からちょっと補助してあげるといっていい形を今後取っていただけたらと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 長生村はちょっと確認していませんが、いすみ市の取扱いにつきまして、同市に確認したところ、物価高騰分の市単独費で給食費に対して補填しているものと承知しております。

本町におきましては、久保議員おっしゃいましたように、小学生が1食当たり300円、中学生が1食当たり330円の給食費相当額に対し、町単独の補助と国からの物価高騰対策費を充当しており、実質的に給食費の無償化を図っております。

このため、現時点で補助の上積みを行う考えはございませんが、物価高騰局面におきましても、必要な賄い材料費は適切に予算化をし、栄養価の確保はもとより、児童生徒が楽しみにできる、おいしい給食の提供を努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

私も4人の子育てをしていますので、本当にお米が大分上がっているの、エンゲル係数が上がってきているのをひしひしと感じております。学校給食に対して、今後もどうぞよろしく願いいたします。

大多喜町はこれから子供がどんどん減っていく中で、消滅都市として言われていることがあります。確かに、人口減少や少子高齢化、若い世代の流出など、現状の統計からは厳しい未来が予想されているとは思いますが、しかし、それはあくまで今のまま推移した場合の傾向だと思えます。

町として地域資源を生かして、農業や教育、環境、移住促進などの施策を積極的に行えば、未来は変えることができます。存続の道を選ぶとは、ただ数字に効くだけでなく、地域の魅力を磨き、子供たちや移住希望者さん、農家さん、そしてこの町を支える町民の皆さんがつながる町をつくっていくことだと思っています。私たちの行動で未来をつくる、それが大多喜町の可能性だと思っております。

学校給食を単なる食事の提供として捉えるのではなく、地域農業の出口戦略であり、地元経済を循環させる仕組みとして位置づけたいと考えております。地産地消を通じて農家さんには安定した販路、子供たちには地元の自然や文化を学ぶ食育を届けることができます。それは子供たちの郷土愛を育み、将来この町で生きたいという気持ちを芽生えさせる大切な力になると思います。さらに、大多喜町がこうした給食の取組を積極的に発信することで、食や教育に関心を持つ移住者、移住希望者の方にも響き、町の魅力を高めることにもつながっ

ていくと思います。給食は町の未来をつくる投資であり、教育、農業、移住促進の3本柱を支える基盤となると考えます。

だからこそ、大多喜町独自の給食センターを維持、整備していくことは、単なる経費ではなく、将来世代への確かな投資だと思います。子供たちの健やかな成長を支え、地域農業を守り、発展させ、町の持続可能性を形づくると思います。

大多喜町の、これから審議すると思いますが、将来像として、みんなで作る持続可能なまち大多喜、このスローガン、私は最初何かあまりぴんとこなかったんですけども、よく考えてみると、みんなで作るって、すごく素晴らしいことだなと思っております。

この将来像をこれから町民の皆さんと一緒につくっていくためにも、給食センターを自分たちの町で建て、何ならその給食センターを町外の業者さんへ丸投げするのではなく、町内にある業者さん、施工業者さん、維持管理業者さん、いろんな方に協力していただいて、みんなで作る学校給食センターを建て、そこで農家さんをつなぎ、皆さんとともに子供たちを成長させていく、そんな場所にしていきたいと考えております。

今を生きる私たちが責任を持ってこの循環をつなげていくことが、大多喜町の未来を確かなものにする信じております。どうもありがとうございます。感動しちゃって泣いちゃった。すみません。

次に、防災について質問させていただきます。

防災意識向上と避難所の確認と消防活動への取組について、お伺いいたします。

近年、台風、地震、集中豪雨など、大規模な災害が全国各地で頻発しており、本町においても、命を守るための災害対策の一層の強化が求められております。災害時には、行政だけでなく、住民一人一人が自らの命を守る行動を取れるように、平時から防災意識向上が不可欠です。また、避難所運営や消防活動においても、施設や人員、備蓄の面で現状を正確に把握し、改善につなげる必要があります。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

住民の災害意識向上に向けた取組について、防災訓練や地域での講習会、防災教育など、町として町民の防災意識を向上させるために行っている施策と、その成果をお伺いいたします。また、今後新たに予定している啓発活動などがあればお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

町では、住民の災害意識を高めるために様々な取組を実施してございます。これらの取組は議員おっしゃるとおり、住民一人一人が自らの命を守る行動を取れるようにすることが重要でございます。町全体の防災力を高めることを目的としているところでございます。

昨年度、大多喜小学校で実施した地震発災後を想定した防災訓練におきましては、安否確認訓練、避難訓練ということで、まずは家族の安否、家屋の安全を確認し、避難を開始すること、次に、各区長は地区の集会場へ区本部を設置し、区内の状況を確認すること、あわせて、組長は組合の区民の状況を区長に報告し、避難を開始するようなシナリオで避難訓練を実施しており、災害弱者など、避難が困難な人が取り残されないようなことも想定していただきながら、地域の皆様の支援で移動をお願いしてございます。

避難所においても、避難生活を想定して、高齢者や支援が必要な方が使用することを含めた段ボールベッドのつくり方や授乳や母子保護、プライバシーの確保のためのパーティション代わりにするテントの組立てなどを避難所開設運営訓練として実施してございます。

また、各行政区、地域での取組といたしましては、自主防災組織を立ち上げた行政区からの要請を受け、自主的な防災意識の高揚に資するための図上訓練等の支援や役場職員で実施している避難所開設訓練にも役員、住民の方に参加していただき、合同にて訓練を実施してございます。

このように、行政区単位でも実践的なソフト面での支援や自主防災組織立ち上げに係る説明会など、防災担当として防災意識の向上に資する業務を積極的に行っているところでございます。

これら防災訓練などを通じて、住民一人一人が平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助、共助の取組を強化しながら、災害意識の高揚が図られていると考えるところでございます。

今後も、今まで以上の地域コミュニティーの醸成なども含めまして、気軽に声をかけられる隣組、地域づくりが住民の命を守る行動につながるということを勘案し、より実践的な防災訓練等、災害意識の高揚が図れる取組を模索したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 久保議員のご質問について、教育課からお答えさせていただきます。

教育部局における防災教育につきましては、両保育園及び各学校において実施していると

ころであります。令和6年度に実施した防災訓練等の取組状況についてご説明申し上げます。

まず、両保育園におきましては、防災訓練、年間計画に基づき、3歳児以上を対象として、毎月1回、火災、地震、風水害等を想定した避難訓練を実施しております。ちなみに3歳児未満の方は9月から実施を行っております。

次に、各小学校及び中学校におきましては、年2回から3回、全校児童生徒を対象とした火災及び地震を想定した避難訓練に加え、年1回、保護者への引渡し訓練を実施しております。

また、小学校4年生においては、社会科の単元、自然災害から暮らしを守るにおいて、風水害や地震に関する学習を実施しております。

教育課からは以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 詳しいご説明等もありがとうございました。まさに今、ちょうど防災の日が昨日あり、防災週間ということで、うちの子供たちも学校での防災訓練の実施をするという話をしておりました。

こうした中で、住民の意識というものをもう少し上げていきたい、上げてほしいと思っはいるのですが、1つ目として、先ほど給食で取ったようなアンケートと同じ方になると思うんですけども、70%が多分子育て世代の方にとったアンケートの結果になりますが、防災訓練に参加したことがある方が36.3%に対して、参加したことがない、訓練があることを知らないという方が60%いました。

訓練を地域の方々にどのように周知しているのかどうか、お伺いしたいと思います。ライフビジョン等の活用やすぐーるの活用などを使っているのかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問、防災訓練の周知の仕方ということでよろしいでしょうか。

防災訓練につきましては、各5地区単位で年々実施をさせていただいているところでございます。本年度は、上瀑地区を中心とした形で、その防災訓練を実施させていただく予定でございます。

当然のように、まず各地区区長さんのほうに、この旨のご一報をまず入れまして、区民の方の参加を促していただくような形で、区内の周知を図っていただくような形で進めているところでございます。

このほか、広報紙、広報媒体を使って、防災訓練の案内を来月号で掲載させていただく予定でございます。ライフビジョンにおきまして、久保議員おっしゃったとおり、その周知を図る媒体、また周知を図るものとして使用をさせていただく。様々な媒体を使用しながら、この周知を図っていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

ライフビジョンは私もとても助かるアプリだなと思って使わせていただいているんですが、なかなか結構友達に会ったところでもライフビジョンを知らないという方が多くて、その都度、すごく便利なアプリだから大多喜町に住んでいるんだっいたら入れたほうがいいよと促し、その場でアプリを導入してもらったりとかして広めていっているところではあるのですが、例えば先ほどお伝えしたすぐーるという学校や保育園に所属している方、若い世代の方たちが意外と使っていない方が多かたりするので、その方たちにすぐーるを通してライフビジョンのアプリの導入を促してみたりとか、これから広めていただけたらと思っております。

先ほど5地区の、年に一度ずつ回りながら訓練をされているということだったのですが、私は8年前に移住してきたのですが、まだその地区の訓練は一度しか参加したことがないのですが、毎年のように例えば確認できる仕組みづくりみたいなのがあったらいいなと思ったりするのですが、やっぱり開催するのも大変だとは思っているので、何か例えば避難所、避難したときの具体的な行動とか準備等を一度何か撮影とかしていただいて、流れを分かるように映像でみんなに年に一度集まって各区で見てもらおうとか、そういった集まりをする機会を設けてもらったりとか、各地区で定期的に顔を見合せて、少し防災について地域の人たちと話す機会を設けたりするだけでも防災意識が高まると思うのですが、今後そういった違う取組をしていくということはあるですか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきましては、その年に5年に1回、地区ごとに参加されない、機会がないという方がいらっしゃる。また、防災意識が高まらないんじゃないかということでもよろしいでしょうか。

町では、住民の防災意識を高めるために、様々な広報手段、機会あるごとに防災意識の高揚を図っているところでございます。本年度、広報おおたき7月号におきまして、自然災害

から身を守るためという題材で、災害リスクの確認、災害時の連絡手段、日頃からの備え等の記事、避難所開設訓練を実施した訓練時の写真など掲載をさせていただいているところでございます。

また、昨年度は広報おおたき8月号におきまして、自主防災組織の設立に関する内容や、10月号では防災訓練開催の案内、避難所開設訓練の実施後に関する内容を掲載してございます。防災意識の向上に努めているようなところでございます。

防災訓練につきましては、先ほど内容等につきましてはお答えさせていただきましたが、昨年度も大多喜の地区外、また、区長さんからの参加名簿、依頼された方以外の一般の自由参加の方も多く、当日訓練に足を運んでいただいているところでございます。

このように、今までの防災意識の向上に係る取組などが災害を、議員さんおっしゃったとおり、自らのこととして考える、個人の意識の変化にもつながっているというところにつながっていると考えるところでございます。

そのようなことでございますので、5年に1回という形の防災訓練につきましても、住民防災意識の高揚が図られているというふうに考えているところでございます。また、どうしてもコロナの影響がございまして、この防災訓練、一堂を会し、多くの方を参集して実施することが3年ほどかなわなかった状況もございます。

5年から、総元地区から始めた防災訓練、そこからやはり住民の方たちが実際に避難所運営、運営をする側として参加してもらい、自分たちでやれることを確認してもらいような訓練形式、以前のように、ショー的な形の訓練ではなく、そういう訓練内容に変えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 詳しいご説明ありがとうございました。

避難所の確認なんですけれども、現在、事業者さんへ貸借している学校の指定避難所になっている場所、そこはその事業者さんとの間で、有事の際の連携、ちゃんと避難所として使えるのかどうか、そういった連携は取れているのでしょうか、確認をさせていただきたくてお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございます。民間へ貸出しをしている避難所を開放していただくことができるか、使用させていただくことができるか等に関してござい

いますが、この避難所施設、議員さんおっしゃるところは、旧老川小、旧総元小、旧上瀑小と、その施設だという考えでございますが、各施設につきましては、貸出しに係る公募を実施する時点、ここで有事の際の避難所としての使用、また、選挙に係る投票所としての使用、これまでどおり町が使用することについての了解を参画資格の要領等で示させていただいているところでございます。

このようなことから、有事の際の避難所としての使用につきましては、問題がないという判断でいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございました。

何か有事の際には、そういった避難所へ皆さんがスムーズに行けるような誘導ができるような意識を持っていただけたらと思っております。

次に、消防団の活動についてお伺いいたします。

消防活動の災害時における消防団の活動体制、人員確保、資機材の整備状況についてお伺いいたします。また、火災や水害など、複合的な災害への対応力を高めるために、今後の取組についてお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、本町地域に係る災害対策を実施するに当たり、町消防団、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部、いわゆる常備消防署、こちらにつきましては、町地域防災計画においても、非常に大事な消防機関であり、様々な防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを取り、顔の見える関係を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練等を通じて双方の関係を持続的なものにするよう努めているところでございます。

町地域防災計画上の消防本部、消防署の業務といたしましては、火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事、救急、救助及び救急に関する事などで、町消防団の業務といたしましては、被害情報の収集及び提供に関する事、災害時の消防活動、水防活動、被災者の救助及び避難誘導等に関する事などが明記されているところでございます。防災訓練、水防訓練等を通じて、消防体制の強化を図っているところでございます。

次に、町消防団の令和7年4月1日現在の団員数につきましては331名でございます。条例で定める定数に、欠員が生じている状況でございます。人口減少が進む中で、団員確保は

困難を極める状況でございますが、団員の負担軽減のため、消防団の在り方会議を開催し、団員の意見を伺い、各行事の簡素化などを進め、活動しやすい環境整備に、消防団といたしましても取り組んでいるところでございます。

町といたしましても、消防力維持のため、消防車両や消防機械器具の維持、更新を計画的に行うとともに、本業を持ちながら我が地域は我が手で守ると、気概で日夜頑張っている消防団員の出動報酬の大幅な増額等、消防団の充実強化を図り、団員として少しでも長く在団してもよいと思える方策や仕組みづくりなどに努めているところでございます。

本町の各地域に密着した消防、防災設計施策につきましては、消防団の活躍は必要不可欠なものでございます。今後も消防団員の自発的な取組である様々な教育訓練等をサポートし、消防思想の普及などの推進を図っていききたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

私がおったアンケートの中に、消防団の活動を見てみたい、知りたい、地域全体で活動内容を教わっていききたいという声がありました。こういった日頃、消防団の訓練や活動を町民の方や若い方、もしくは中学生、小学生たちが見る機会というのをつくと、憧れというか、私も消防団になってみたいという憧れの存在になるのではないかと考えているのですが、こういった消防団を見る機会みたいなのをつくったりすることは今後ありますか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 消防団の実施している訓練、こちらにつきましては、地元の住民の方が見学できないということはないと思われま。実は、地元の消防団には、消防の幹部役員がございまして、その内容を見たいということであれば、ご相談いただければ、その役員さんのほうから回答があると思われま。

また、これはそれこそ在り方会議とか、団員の負担を軽減するような形でどうかという点もあるんでございますが、昔であればよく運動会、そこで消防操法の披露があったり、また本年度は県大会がございませんでしたので、町の報告会という形の操法の披露がございませんでした。会場は例年、中央公民館、B&G総合グラウンドで実施してございまして、その席にも、ぜひ町民の皆様、これだけ消防団の皆様が頑張っているよと、その操法の報告会等を見学するのは、むしろ歓迎するところだと思いますので、そのような形で進めていただければなという考えではいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。

ぜひライフビジョンを広めて、ライフビジョンでお知らせしていただけたらうれしいと思います。

防災は行政の備えだけでなく、町民一人一人の意識と地域のつながりによってこそ力を発揮すると思います。いざというときに、顔を知っている人がそばにいる安心感は、何より支えになると思います。ふだんから声を掛け合い、地域での絆を大切にすることが防災力を高める一番の力だと思っております。あわせて、地域の守り手である消防団の活動をもっと多くの町民の方々に知っていただき、若い世代にとって憧れとなるような存在感を高めていく取組を、ぜひ行政としても進めていただきたいと思いますと考えております。

どうもありがとうございました。以上になります。

○議長（渡辺善男君） 以上で久保初江君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食をとっていただき、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時55分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、気温が大分上昇してきましたので、上着を脱ぎたい方は脱いでも結構ですので、これを許可いたします。

(午後 1時00分)

◇ 及 川 はる な 君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、9番及川はるな君の一般質問を行います。

9番及川はるな君。

○9番（及川はるな君） 9番及川はるなです。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、移住者の住居確保及び空き家活用促進に関する策について質問いたします。

本町では、人口減少と高齢化が進む中、都市部からの移住希望者はいますが、住居確保の難しさが移住促進の大きな障壁になっていると考えます。特に、空き家が多く存在するにも

かかわらず、改修費や契約条件の問題で活用が進みにくい状況があります。

他自治体では、空き家改修支援の拡充や移住体験住宅の整備、家賃補助制度など、移住者の住まい確保を積極的に進めております。

そこで、本町の現状と今後の方針について伺います。

まず、本町における移住者の住居確保に関する現状認識についてお伺いします。

まず、空き家バンクの登録件数と、そのうち移住希望者が実際に利用可能な、すぐに移住できる物件数はどの程度ありますでしょうか。

2つ目は割愛させていただきまして、3つ目としまして、賃貸住宅の供給不足について、町はどのような認識を持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、及川議員のご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

2点ほどご質問いただきまして、まず1点目です。空き家バンクの登録件数とすぐ入れる物件数ということですが、空き家バンクの登録件数は、先月8月13日時点ですが、空き家が賃貸で5件、売却で15件、空き土地は売却で4件となっております。実際に利用可能な物件とのことですが、修繕等を要しない即入居可能な物件ということではありますと、修繕の要否というのは個々の判断による場所ですけれども、明らかに修繕が必要な物件、こちらを除くと、賃貸で4件、売却で9件となっております。以上1点目です。

2点目のご質問です。賃貸住宅の供給不足についてどのような認識をということなんですが、町内の賃貸住宅に関する需給のギャップ、ずれというものがどの程度生じているかは、なかなか明確にお示しすることが難しい状況ですが、現に賃貸住宅の需要に対する不足といった状況は感じておるところでございます。

ここ数年ですと、地域おこし協力隊の隊員数の増加であったり、隊員の任期満了後の定着率が非常に上がっている状況でございます。また、これは一概に町内の賃貸住宅の需要に該当する事象とは言い切れませんが、町外に居住していた子育て世代、こちらがお子さんの入園、入学のタイミングで町内に転居するケースが少なからずございます。

こういうことなど、このほかにも、賃貸住宅の需要に関する情報、こちらを把握しながら整理しているところでございます。

また、供給不足が生じる一つの要因としましては、物件はあっても、世代の感覚にマッチしないことであったり、立地条件が合わないことなど、需給のミスマッチもあろうかと考え

ております。

以上の状況を踏まえながらも、賃貸住宅の整備、供給に当たりまして大切な要素としては、既存の賃貸住宅の状況、それから民間活力の活用などが過去の議会においても取り上げられておりますが、やはり官民それぞれが担うべき役割の均衡と調和を図りながら、住宅環境の整備を進めていくべきかと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 9番及川はるな君。

○9番（及川はるな君） ご説明ありがとうございます。

次に、移住体験住宅や定住促進の整備についてお伺いします。

1つ目としまして、町有地や空き家、空き公共施設を活用した移住体験住宅の設置の検討はありますでしょうか。また、民間物件が町を借り上げ、一時住宅として移住者に提供する制度の導入の可能性はありますでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 2点ほどご質問いただきました。

移住体験住宅ということですが、まず1点目、町有地や公共施設を活用してということなんですけれども、現在、町所有の施設を活用した移住推進のための体験住宅の設置は検討しておりません。

参考までに、過去に移住推進を目的に、町が取得していた役場庁舎敷地に隣接する空き家を活用し、お試しの体験住宅を運用した経緯がございます。結果としましては、平成28年12月から約2年間で9組、21名の利用があったものの、町への転入につながった実績はなく、施設の管理運用に係る業務負担に対して、なかなか見合った効果が伺えなかったこともございます。今後、このような事業を検討する際には、効果的な実施方法を考えていきたいと考えております。

2点目ですが、民間物件を町が借り上げてということですが、令和に入りましてコロナ禍を経て、生活様式や暮らしに対する意識の変容が、比較的若い世代や子育て世代などで顕著に伺っております。町として、定住人口の維持に努めていくためには、やはり移住等の社会動態への対策も大変重要であると考えております。

また、本町の食や自然、文化を活用した取組なども体験いただきながら、生活のイメージを体験いただけるよう、また滞在については、民間の宿泊施設と連携するなど、やはり官民

それぞれの役割を十分に生かした仕組みづくりが必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 9番及川はるな君。

○9番（及川はるな君） ありがとうございます。

次に、今後の移住者住居確保についてお伺いします。

簡単に例として挙げさせていただきますが、群馬県桐生市の黒保根町では、夫婦や子育て世代の定住を応援するため、水沼定住促進住宅というものがあります。こちらの住宅は3LDK85平米と広く、市営住宅のため、賃料が3万4,000円と安価であり、とてもきれいな住宅となっております。

また、お隣の睦沢町でも、むつざわスマートウェルネスタウンという住宅地もございます。今、例として挙げさせていただいたものは、夫婦や子育て世代向けではございますが、大多喜町でも例のような住宅地、その中でも特に単身移住者向けの町営住宅や賃貸物件を今後増築していく可能性はありますでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 及川議員の質問に建設課からお答えいたします。

人口減少対策及び移住促進は、本町にとっても重要な課題であると認識はしております。このご質問の単身移住者向けの町営住宅の新規建設、その可能性につきましては、事業費や用地の確保、ニーズに応じた住宅建設、将来の維持管理費など多くの課題があり、特に新規建設は多額な費用を要することから、厳しい財政状況にある現時点では、公営住宅法に基づく町営住宅の計画はしておりません。

ただし、今後の人口動態や土地利用の状況などを注視しつつ、必要に応じ、住環境整備についての一つの選択として考えられるのではないかと思います。まずは、既存の町営住宅を有効活用し、空き部屋の解消に取り組んでおります。具体的には、町営住宅法を遵守しつつ、単身者を含む入居要件の見直しなど、可能な範囲での緩和を進め、入居機会の拡大に努めているところでございます。あわせて、入居募集については、引き続き広報やホームページを通じて周知を行い、情報提供の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 続けて、公営住宅法以外の賃貸物件ということでお答えさせていただきます。

建設課長の答弁にもありましたが、人口減少対策として、移住促進を進める上で住宅宅地対策はやはり喫緊の課題であると認識しております。

先ほども申し上げましたが、賃貸物件につきましては、官民それぞれの役割が効果的に発揮されることが望ましいことかと考えております。公営住宅法に基づく、町営住宅以外で、やはり単身移住者を対象とした賃貸物件、こちらを町が単独で整備する可能性ということでは、現時点では想定しておりません。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 9番及川はるな君。

○9番（及川はるな君） ご説明いただきありがとうございました。

最後に、移住者が安心して住まいを確保できる環境を整えることは、人口流入を促し、地域の持続的発展につながると考えます。私自身23歳で東京都から大多喜町に移住してきましたが、移住に当たって一番気にしたところは住む場所です。毎日帰る場所だからこそ、できる限りきれいなところに住みたいという思いがありました。

また、冒頭にもお伝えしたとおり、移住希望者はいるものの、紹介できるような物件がなかなかないことも事実だと感じております。人口が減少している中で、住宅を建てるようなことは判断として難しいことも承知しておりますが、何か大きなことをしていかないと、減少していく一方ではないかと考えます。町民、行政、民間が協力して、住みたい町大多喜町を実現していただきたいと願い、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で及川はるな君の一般質問を終了します。

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（渡辺善男君） 次に、7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 渡邊泰宣でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。

まず1番目の、町道の整備について伺います。

令和6年度末に、各区長宛てに、町道の拡張に関するアンケート調査を行われたということを知っておりましたが、このことについて伺いたいと思っておりますが、まず1番目に、このアンケートを実施した目的について伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 渡邊議員の質問に建設課からお答えいたします。

令和2年度に、令和3年度から令和7年度までの計画期間とする5か年の大多喜町道路整備計画を策定いたしました。当該計画においては、各路線について、主要幹線か否か、通学路の指定状況、狹隘区間の有無、用地買収の可否等の観点から優先度を設定し、その優先順位に基づき、予算の範囲内で事業を実施しているところです。

令和7年度をもって本計画が事業期間が満了となることから、次期計画の策定に向け、現行計画の対象路線以外で改良の要望がないかを把握するため、各行政区を対象としてアンケート調査を実施いたしました。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

それでは、何か計画を3年前から行ったということ、2年前ですか。3年前ですね。その中で、このアンケートの中の、2番目に移りますが、アンケートの結果についてどのような内容があったかお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） アンケートの結果では、小規模な拡幅や新規路線の整備、拡幅などの要望が寄せられております。これらの要望を精査の上、次期整備計画に反映してまいりたいと思っております。

なお、今回のアンケートでは、道路改良に関する要望の把握を目的といたしましたが、道路修繕等の要望も一部含まれておりました。これらにつきましては、町に対して別件として要望書を提出していただくよう、個別にご説明の上、対応いたしております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） この中で要望書がよく上がる、毎年上がっていると思うんですが、その件について、今の内容でいくと、大きなまだ計画というような実施計画はまだ載らないんですよね。

ですから、よく要望書を出しても、いつやるのかどうか分からないという回答が来るので、優先順位がついてくると思うんですがね。その辺の計画的なものがよく分からないという区長さん、歴代の区長さんからも耳にしているんですが、その辺の順位ですか。優先度というかね。その辺が何か明確になっていたほうが、皆さんもいつできるのかなという期待度も出てくると思うんですがね、その辺で要望がいつ何回出しても通らないと、これは駄目じゃな

いかなというふうな判断をして、取り止めるケースも出てくると思うんです。

その辺でちょっと今回の質問に取り上げさせてもらったんですが、その辺についてどうでしょうかね。優先度についての、もう少し詳しい状況が知らせていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 要望がありました路線について、その優先度を決めるのに、主要幹線なのか否かと、あとは通学路に指定されているのかとか、あとは狭隘区間、困っていて救急車両、緊急車両が通れないとか、そういったところがあるのかどうか、あとは用地買収が可能なのかどうか、そういったものを全部区のほうとも聞き取りをしながら、まず優先順位をつけさせてもらいます。それで、その中で、予算の中で事業のほうを実施しておるんですけれども、一応事業計画のほうが決まりましたら、ホームページとかにも公表しますし、あとは地元の要望を踏まえて計画を上げていますので、地元のほうにもこういった情報を提供するような形で今後進めたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） その辺で、だからいつやれるのかなという、大まかな日程とか、そういうことについては、多分回答の中に入っていないよというふうに聞いているんですが、その辺がある程度要望の中の中身、優先度とか、そういうのが出てくると思うんですが、その辺のところ、この仕事は事業についてはちょっと先送りになるけれども、近くこの要望書の中の中身についてはいつ頃できますよとか、そういうことについても、やっぱり知らせていただいたほうがいいと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） そういった情報は、整備計画を立てますと、次の計画が8年度から12年度までの計画を立てる予定であります。それは令和7年度、今年度中に計画をする予定です。それで、その路線の整備計画も立てますので、そういった何年度にどこどこやりますよというようなお話はできると思いますし、その辺も計画も公表していきたいなと思いますので、そういった形は地元区のほうには情報を提供していきたいなとは思っております。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

やはり要望を出して、本当にいつやるのかというのが一番心配なんで、必要であるから要望を上げていると思うんで、その辺のことについてはまたよろしくお願ひしたいと思います。

3番目の回収率というのは、どのくらいあったでしょうか、伺います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 回収率については、本アンケートは町内63の全行政区を対象に実施いたしました。そのうち32の行政区から提出がありました。回収率といたしましては50.8%になります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうすると、回収率からすると半分ぐらいですね。その辺については、今後もう一回アンケートをとるのかどうか、その辺ちょっと伺いたと思います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 町といたしましては、全ての行政からの要望を計画に反映したいと考えております。そのため、未提出の31の行政区に対しては、9月中にアンケートの再提出を依頼してまいりたいなというふうに考えております。

それでも提出がない場合は直接電話などして、要望の有無を確認したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） やはりそんなふうに対応していただけると、やっぱり困っていても、要望を出してもしょうがないなという考えが変わってくると思うんですね。その辺でひとつよろしくお願ひしたいと思います。

4番目の道路及びこれは危険箇所ですよ。のり面の危険箇所についての対応について伺います。また、これ以外の大小は別として、道路施設の不具合についての対応について伺いたしたいと思います。

これはなぜかという、以前、何かちょっとしたグレーチングか何かの不具合で車が壊れて、その損害賠償とか、そういうのがあったような記憶があります。そういうことをなるべく防げるための対応方法というんですかね、その辺と、あとのり面については、やはり古い、過去に40年、50年前の道路については、のり面の勾配がかなりきつい勾配があるんで、そのために崩れる、崖崩れが起きているところが何か所か見受けられるんで、その辺の対応について伺いたしたいと思います。地元の区長さんとのコミュニケーションというか、そういうふうになるとは思いますが、その対応を伺いたしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 道路及びのり面の安全確保のため、職員による道路パトロールを平常時と災害時の双方で実施しております。平常時は、路面の損傷、段差、側溝や横断工の蓋の不具合、のり面のひび割れや崩落の兆候などを確認しており、大雨や地震の発生後には、臨時の見回りを行い、被災状況の早期発見に努めております。あわせて、住民の皆様や関係機関からの通報を受け、危険度や交通への影響を踏まえて、優先順位をつけて、応急対応から本格的な補修まで速やかに実施しております。

また、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ1件、町道の横断工において、通行車両が通行時に蓋が跳ね上がり、車両に損害を与える事故が発生いたしました。これを重く受け止め、当該箇所及び同型施設の点検を実施し、固定金具や受け枠の緩みの点検、また補修などの対応に努めている状況です。

一方で、町道の認定延長は約250キロメートルに及んでおり、全路線を常時見回することは困難であることが実情でございます。このため、パトロールが行き届いていない路線や点検後に新たに発生した不具合につきましては、町民の皆様からの通報を重要な情報元として把握し、必要な補修等を随時実施しております。

このように、住民の皆様からの通報は安全確保に不可欠であることから、安心・安全な暮らしの実現に向け、町道の異常に関する情報提供のお願いについては、広報やホームページ等を通じて周知を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

やはり地元の情報が一番大事なことであると思いますので、今後ともそういう事故がなるべく少ないようにすればいいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続いて、企業誘致について伺いたいと思います。

大多喜町の人口減少に歯止めがかからない状況です。この現象は、大多喜町に限らず、日本全国の地方、市町村の大きな問題であると、また大変な課題であると思います。

人口減少は、多方面の施策は必要と思いますが、その一つの施策に当たると思います、企業誘致について伺います。私もちょっとこんな話を聞いたことがあるんですが、企業さんから問合せがあったんだけど、やっぱりその必要な用地がないとか、そういう関係で、ほかに行ってしまったというようなことを、これは町に問合せがあったかどうかちょっと定か

でないんですが、そんな話を聞いたんで、今回この質問に取り上げたんですが、その辺について、町のほうに問合せがあったかどうか伺いたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 問合せがあったかというご質問でございますけれども、商工観光課で把握している問合せ内容なんですけれども、家内工業的な小規模形態の事業者でございますけれども、問合せがございました。その関係についての答弁という形をとらせていただきます。

問合せ内容につきましては、大多喜町の起業創業支援補助金の制度を活用して起業したい旨の相談がございました。この制度を活用して起業した件数は、ちなみに7件でございます。この7件の年度ごとの実績につきましては、平成28年度に1件、それから平成30年度に1件、令和5年度に1件、令和6年度に4件となっております。

また、実績として、商工観光課で実績として把握している起業、今言ったその起業件数以外で起業した事業者もいらっしゃいます。全ての件数は把握してございませんけれども、現在のところ21件は確認しておるところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

私のちょっと耳にした話によると、ある業者が自分で見つけたんだと思うんですが、建物等、商売のために見つけたんですが、その後、倉庫もちょっと必要だという話を聞いたんだよね。その後、倉庫について私、問合せがあったんで、なかなか大きな倉庫でなかったんで、近くをちょっと当たってみたんですが、なかなか思うようなところがなくて、その後に聞いてみたところ、今借りているところを、言葉の言い方はあまりよくないかもしれませんが、押し込んでいるような状態で確保しているということであります。

だから、そうすると、やっぱりこういう問合せがもしそのままになっていると、いずれ今度ほかの用地がいいところできちゃうと、またほかに出ちゃうという可能性もあるんでね。その辺もちょっと情報としては入れておきたいと思いますので、ちょっとこれは答弁のほうはよろしいです。

あと、大多喜町に企業誘致のための用地確保というんですか、その辺については、たしか昨年9月議会でしたか、山口議員が同じような用地の確保について質問したような記憶あります。そのときの答弁では、そういう用地の確保はしないというようなことをおっしゃら

れていたような気もするんですが、私はできれば用意しておいたほうが、大きな工業団地とか、そういうところまでは希望しないんですが、多少、今話のあったような小っちゃい工場とか、そういったところの用地が確保できたほうがいいかなというふうに思うんで、今の時代では、大きなところはなかなか移動はないと思うんで、その辺について、確保についてはどうでしょうかね。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

企業誘致のための用地確保、また、そちらへの協力についてということでございますが、議員おっしゃられたように昨年の9月会議の一般質問で、答弁でもありましたように、用地の先行取得は、農地では政令で定める事由に該当しないこと、また、農地以外につきましても、あらかじめ一定規模の用地を先行取得する予定はない旨、お答えさせていただいております。

理由としましては、様々なやはり企業ニーズがある中で、ニーズとのミスマッチにより、取得用地が遊休地化するおそれがあるなど、財政的な負担に対する投資効果が明確でないことなどが挙げられるところです。

しかし、これまでも進出企業のニーズをしっかりと把握した上、農地法の規制等にも対応しながら、必要となる用地確保に対して協力し、企業進出を支援してきておりますので、今後も個別の案件ごとに、そのニーズに沿った形で用地確保について支援してまいりたいと考えているところです。

また、本町の企業誘致に対する一つの方向性として、先ほど議員さんからも規模のそんなに大きくないというお話ありましたが、やはり本町としては少子高齢化といった構造的な要因により、地域での働き手など、人材確保といった課題が懸念されている状況の中で、新たに工場、比較的規模の大きい企業、これが積極的に進出してくる可能性が現在高くない中で、おっしゃられるように小規模であっても、例えば家内工業的な起業の支援を推進しながら、町内産業における活性化を目指していければということで考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

用地の確保はできないということなんですが、もし問合せが直接でなくても、不動産屋さんとか、そういうところにあって、確保についての町としての相談とか、そういうのは協力

してもらえるとということをでよろしいでしょうかね。

それでは、3番目の町の農業施策についてお伺いしたいと思います。

大多喜町の農業の特産品については、町の面積が129.8平方キロのうち、これは山林の面積が129.8平方キロの70%に当たるため、特産品としては、タケノコと林業のシイタケが代表されると思いますが、そのほか、農地や水稲をはじめ、施設園芸を利用した野菜、果樹、切り花があります。トマト、キュウリ、ナス、ピーマン、この辺は誰でもつくりやすいような品種に当たりますが、イチゴ、ブドウとか、イチジク、それから何か私の記憶ではスプレーストックも結構、以前はあったようですが、今あまり少なくなっているというようなことを聞いておりますが、近年様々な要因があり、農地の休耕地が増加傾向にあり、各地の耕作放棄地も、それに伴って増加してきていると思います。

その対策を含めてのことと理解しますが、休耕地を利用した新しい作物の栽培がされております。中でも、有害鳥獣の被害に遭わない作物が注目されておりますが、このことについて伺います。

これは加々美議員の質問にありましたローゼルが挙げられると思いますが、これは加々美さんのほうで質問されたんで、そのほかに、これは食香バラ、これは町長が大分力を入れて、ローゼルについても力を入れておりますが、この品種の、ローゼルは先ほど伺いましたので、食香バラについてはどのような特性があるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいまの質問に農林課からお答えさせていただきます。

栽培品目としては、ただいま渡辺議員がおっしゃったとおり、食香バラと、あと試験的にウチワサボテンというのをやっております。先ほど加々美議員がローゼルをお話ししましたけれども、こちらのほうでローゼルの特性も一部回答していないものもありますので、そちらのほうも併せてお答えさせていただきたいと思います。

それぞれの作物の一般的に知られている特性をお答えさせていただいたと思います。まず、ローゼルは、赤いカップ状のがくが特徴で、これが食料や飲料用に利用されます。酸味があり、ハーブティーやジャム、シロップなどに使われております。獣害につきましては、比較的強いとされていますが、地域によっては、鹿やイノシシが葉っぱや若い芽を食べることがあるそうです。本町では、若い芽をキョンが食べて苗が枯れてしまったという事例があります。そのため、栽培地の近くに獣が多い場合は、獣害対策が必要になる場合があります。

続きまして、食香バラにつきましては、香りが強く、花びらが食用として利用されること

があり、ビタミンCが豊富で、ジャムやハーブティーに利用されております。効能につきましては、酸化作用があり、美容や健康によいとされています。免疫力向上や疲労回復に役立つと言われております。獣害につきましては、鹿やウサギが若い枝や葉を食べることがあるそうです。とげがあるため、完全に食べ尽くされることは少ないようですが、若い苗は特に注意が必要とのこと。本町では、獣害対策としては、物理的な柵や忌避剤の使用がされており、一応、畑の周囲に電気柵を囲っているため、現状では被害は出ておりません。

最後に、ウチワサボテンの特性ですが、乾燥地帯に自生しまして、果実や茎が食用として利用され、果実はノパルと呼ばれ、サラダやジュースに使われるそうです。効能につきましては、食物繊維が豊富で、消化を助けるとされています。血糖値の調整やコレステロールの低下に役立つと言われております。獣害につきましては、とげがあるため、比較的強いと言われておりますが、若い芽にはまだとげが出ないため、注意が必要とのこと。本町でも、若い芽をキョンなどがかじった跡は見られましたが、かじったぐらいの程度で、被害はとどまっております。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 確かにローゼルについては、キョンも食べないし、本当につくりやすい品物と思います。私も少し種を分けていただいて、2年ぐらいやってみたんですが、確かに本当に全然大丈夫ですね。キョンは避けています。オクラと一緒に植えたんですが、オクラはきれいにやられちゃって、ローゼルはびんびんしていました。

そんな関係で、これから加々美さんの質問の答弁の中にもあったように、本当に有望な作物として私は思っております。そのほかに今、食香バラですか、食香バラもやっぱり若芽を食べられるとか、そういうのがあるんですが、その辺については電気柵とか、そういうので防げるような気もします。あと、ウチワサボテンですか。この辺についてはまだあまりよく分からないので、今の答弁の中ではいろんな効能があるということですが、たしか寒さにちょっと弱いような気もするんで、その辺の対策があれば、またこれから有害対策に向くような品目ではないかというふうに感じております。

また、新たな町の特産品として記載していますが、今後の展望を伺います。この品種の中で、展望、大体出てきましたので、この辺は割愛させていただいてよろしいと思います。

その次の町長に伺いたかったんですが、大体の話が出ちゃったんですが、町長、何か思いがあったらひとつお願いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） ほんの少しばかり思いがありますので、しゃべらせていただければと思っております。

比較的ローゼルについて、皆さんも大分ご認識いただけているかなとは思っておりますけれども、まだまだなかなか販路というのが、まだちょっと脆弱なわけでございますので、これについては千葉県も比較的可なり乗り気になっていただいておりますので、千葉県も含め、来月ですか、来月には実は農水省の審議官の中に、大多喜にまたいろいろ入っていただきながら、そういったものの販売促進活動にも手を貸していただけるような依頼はしていこうというふうには考えております。

食香バラですけれども、食香バラはちょっと苗木がすごく高いので、あれがごく一般的なところで普及するとはちょっと思っておりません。あれはあくまでも老川地区のさらなるとがりといいますかね。老川といいますと、どうしても夏場ですとか、逆に言うと、紅葉の時期ということで、五、六月ぐらいはちょっとお客様が閑散期になってしまうということがありますので、あの時期にどうしても養老溪谷地域を少しもうちょっと盛り上げていきたいという中で、実は老川地域に今やっております。

あれは、日本の中で今まだ食香バラは3か所しかできておりませんので、一番最初にできたのが群馬の中之条町、これは大多喜よりもはるかに小さい面積です。大多喜よりもちょっと大きく、富山県射水市というところがありますが、射水市が今のところは大多喜よりも二、三百本多くて、日本一広い食香バラの産地になっております。食香バラそのものは、全く無農薬でつくりますので、食べていただいても全く問題がないということで、やっぱり大多喜の自然に特化して、皆さんに広く愛用していただければありがたいと思っております。地域のホテルですとか、旅館ですとか、そういうところにも名物料理の一品として添えていただくような形を考えております。

それから、ウチワサボテンは、これ、おっしゃったとおり、実はマイナス4度を切りますと凍害に遭う可能性が出てきますが、昨年試験ですと、まだ成熟し切れていないウチワサボテンが、簡単な被覆材を一重かけただけで十分越冬できるという状態は確認できております。

これは何でウチワサボテンだということになりますけれども、ウチワサボテンそのものは、非常に高温で、それから乾燥に強い作物で、全地球の人口が増えていく中で、これからの、要するに人間を救う、要するにかなりウエートの高い食物になっていくだろう、植物になっ

ていこうらうというこを、実はWHOのほうで今発表してあります。

今私どもがトライしているところは、実は老川地区の品の川用水が実は途絶えてしまったために、全く要するに田んぼとしてできなくなってしまった、たしか田んぼが十三、四ヘクタールあるかと思ひます。そこはキョンもたくさんあります。そこにできれば、ウチワサボテンみたいなものを、もしお米が駄目であれば、産品としてつくっていただくと。そして、新しい産物のパイオニアとして、老川地区をまた観光だけでなく突き進めていきたいという意味合いから、実は老川地区での今年からのまた試験をさせていただいておる。

大多喜町で老川地区は非常に秘めた、すばらしいものをたくさん持っていますので、老川地区が突き抜けていただくことで、大多喜全体にまたその波及効果が出るだろうというのが実は私の信念の一つでもありますので、老川地区の品の川用水の要するにフォローのために、ウチワサボテンをしっかりと育てていきたいというふうに考えておりますので、乞うご期待で皆様にも応援いただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 町長、丁寧なご説明ありがとうございました。

ウチワサボテンも大きくなると寒さにはそんなに影響を受けないというふうに聞いておりますので、これが大きく波及されることを期待しております。

それでは、第4番の第4次総合計画の策定及び推進についてを伺いたいと思ひます。

現在、第4次総合計画の策定作業を進めておりますが、スタート年度となる令和8年度から10年間の総合計画の推進に当たります。これについては平林町長が策定した計画を推進すべく、次年度の町政を担う意向をお伺いできればと思ひます。

また、私はこの質問をしたのは、実はもう日程も決まっておりますよね、選挙については、1月18日ですか、投票日。というふうに聞いております。また、近隣の市長、いすみ市長も何か11月にあるということであるんで、できれば、いすみ市は新しい市長になるような可能性があるので、2市2町がもっと連携を取り合うには、やっぱり平林町長のあれがかなり大きいと思ひますね、私は。そんな関係で、4番目のこのことについて伺いたいと思ひます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますが。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、まず企画課のほうから、第4次総合計画ということで、お答えさせていただければと思ひます。

現在、令和8年度から10年間の期間とします基本構想、それから5年間の期間とします前期基本計画の作成業務が進捗しております。これら総合計画の策定に当たりましては、住民の意識調査、またワークショップ形式での公聴会や産業、教育、子育てなど、各分野における懇談会など、それぞれいただいたご意見を踏まえながら、素案を作成してまいりました。

また、この素案につきまして、これまで庁内策定委員会や総合開発審議会にてご審議いただき、基本構想につきましてはこの9月会議で、また前期基本計画につきましては今後12月会議にて議案を提出するスケジュールで進めております。

また、総合計画の策定に当たっての基本的な考え方として、町の特性を生かしつつ、現在、また今後の社会情勢の変化を見据えながら、基本構想に掲げる将来像の実現に向けまして、持続可能なまちづくりを推進していくための指針となるよう、進めているところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

それでは、町長のほうにちょっと伺いたいと思います。一番大事なことでするので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは、ただいまの渡邊議員のご質問に答えさせていただきたいと思ひます。

私も令和4年でしたか、新しく町長に信任されまして、もうじき4年が過ぎようかというところに来ております。一般質問としての通告の中にその問いがございましたので、支援者の皆様とも慎重に審議させていただいて、皆様にご期待いただいただけの仕事がまだまだ不十分であつたらうということで、もうしばらくの間やれるんだつたらやってみろというようなお話もいただきました。

今お話しいただいたように、大多喜高校大先輩であります太田市長もご勇退なされるという中で、残っている今の1市2町の中では一番私が、経験は数か月ぐらいのところでございますので、何とかみんなと力を合わせて、しっかりスクラムを組んで、大多喜単独ということではなく、夷隅地域全体でこの苦難を盛り上げて乗り切っていこうという気持ちでおりますので、またぜひ皆様のご支援をいただきながら、もう一期、本当に不出来ではございませんけれども、一生懸命頑張るつもりでございますので、皆様の応援のほどよろしくお願ひした

いというふうに思っております。

以上、私の本当にこの4年間振り返ってみて、自分でも満足ができるだけの仕事できたかという、クエスチョンではございますけれども、まだ本当にやりたいと思ったことにはある程度手はつけたつもりでございますが、まだまだその方向性が定まっていないということでございますので、また皆様のお力添えをいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私の役目は、この質問が一番重要な役目だったと思っております。なかなか1期4年で思いが通せるとは思っておりません。これをこれから先、まだ町長、本当に体に気をつけてもらいたい、体ね。それで、あと1期と言わずに、2期、3期と努めていただきたいと私は思っておりますので、ひとつ今後ともよろしくお願いしたいと思います。ご活躍を期待しております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は2時5分から会議を再開します。

（午後 1時51分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

◎報告第12号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第3、報告第12号 継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、報告第12号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費精算報告書について。

令和6年度大多喜町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和6年度大多喜町一般会計継続費精算報告書。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業。令和5年度当初予算におきまして、継続費を設定させていただきました、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期大多喜町子ども・子育て支援事業計画の策定業務が令和5年度、6年度の2か年で終了しましたので、報告させていただくものでございます。

表内の全体計画の年割額は、令和5年度258万円、令和6年度386万9,000円、合計644万9,000円。実額の支出済額は、令和5年度支出はゼロで、令和6年度644万9,000円、合計644万9,000円。年割額と支出済額との差258万円は、令和5年度に支出しなかったものを令和6年度に支出したもので、支出済み合計は全体計画と同額、財源は一般財源でございます。

その下、款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理広域化事業。令和5年度の補正予算におきまして、継続費を設定させていただきました夷隅郡市2市2町のごみ処理広域化の申入れに伴い変更が必要となりました、市原市が策定する新焼却施設整備基本計画の増額分に対する負担が、令和5年度、6年度の2か年で終了しましたので、報告させていただくものでございます。表内の全体計画の年割額は、令和5年度95万円、令和6年度157万8,000円、合計252万8,000円。実額の支出済額は、令和5年度77万6,590円、令和6年度157万7,560円、合計235万4,150円。年割額と支出済額との差は、令和5年度17万3,410円、令和6年度440円、合計17万3,850円。財源は一般財源でございます。

以上で、報告第12号 継続費精算報告書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで、報告第12号 継続費精算報告書についてを終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を述べさせていただきたいと思っております。

議案書の5ページをお願い申し上げます。

同意第3号について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、渡邊等委員の任期が令和7年10月31日をもって満了することから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員に選任しようとする方は、住所が大多喜町横山837番地、氏名、渡邊等氏、生年月日、昭和29年12月5日でございます。渡邊氏におかれましては、経験も豊富で、人格、識見ともに高く、税務の実情にも精通されていらっしゃる方でございますので、ご同意くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊善男君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊善男君） 挙手全員です。

したがって、同意第3号については同意することに決定しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊善男君） 日程第5、議案第46号 大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、7ページをお開きください。

議案第46号 大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文説明の前に、提案理由を説明させていただきます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、候補者が選挙運動に応じた費用の一部を公費で負担すべき単価につきまして、見直しがされたところでございます。

今回の単価の見直しにつきましては、最近における物価変動などを踏まえたもので、対象経費の6項目につきまして単価の見直しがされ、さきの参議院議員通常選挙から適用がされたところでございます。このうち、本町の条例で定めている町議会議員選挙及び町長選挙に係る選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成単価について、同様に改正する必要が生じたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛しまして、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいとます。

大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の一部を次のように改正する。

第8条中の8円38銭への改正につきましては、選挙運動用ビラの作成に係る単価の増額改正でございます。

第11条中586円88銭への改正につきましては、選挙運動用ポスター作成に係る単価の増額改正でございます。

附則の第1項は、公布の日から施行する旨を、第2項につきましては、本条例の公布後にその期日を公示される選挙から今回の増額改正が適用される旨などを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第6、議案第47号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、9ページをお開きください。

議案第47号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、番号利用法によるマイナンバーを利用した情報連携が可能になる事務に必要な事項等を定めたものでございますが、現在も進行中の、国が示す地方公共団体情報システムの標準化に伴う基幹系システムの仕様の一つとして、住民登録はないが事務処理に当たって記録しておく必要がある者、いわゆる住登外者、住民票に記載されていない者、住

民登録以外の者の登録管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることに伴い、この機能を扱う事務などの事項を定める必要があることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の一部を次のように改正する。

第4条につきましては、新たな同条第4項を追加することに伴う既存の項の繰下げ及び文言の改正で、追加する同条第4項は、法定利用事務に係る住登外者宛名情報の庁内連携について定めるものでございます。

次の10ページ、別表第1、これにつきましては、独自利用事務への項目の追加を行うもので、住登外者宛名番号管理機能を用いて、住登外者に宛名番号を付番、管理する事務につきましては、個人番号の独自利用事務に該当するとされているため、独自利用事務として、別表第1に定めてある項目に、町長と教育委員会それぞれにつきまして、住登外者宛名番号を付番、管理する事務を追加したものでございます。

次に、別表第2、こちらにつきましては、庁内連携を行う特定個人情報としての項目の追加を行うもので、既に指定してございます現行の独自利用事務につきまして、庁内連携を行う特定個人情報として、住登外者宛名情報を各項目の最後に、住登外者宛名情報を加えた上で、事務としての住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務に対する特定個人情報の庁内連携先として、現行の独自利用事務を指定することの追加を行うものでございます。

最後に、12ページ、附則でございますが、この条例を公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 住民登録のない者ということなんですけれども、どういうふうな形で把握ができるのか。2拠点住宅とか、そんな形で大多喜町に住んでいる人がいるのかどうか分らないんだけど、どのような形で調べることができるのかを単純に教えていただければと思います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、まずこの住登外者という位置づけの者、これのご説明でよろしいでしょうか。

例で申しますと、固定資産税、一番分かりやすいと思うんですが、本町に土地を持っています。ですが、東京に住んでいる、隣の茂原に住んでいる、いすみ市に住んでいるという方がいらっしゃると思います。それは、本町に住民登録はございません。そのような方たちを住登外者として記録する必要がある者として定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第7、議案第48号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案つづり13ページをお開きください。

議案第48号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行うもので、対応する民間労働法制の施行を、令和7年10月1日から遅れることなく実施することとされているところでございます。

これを受け、地方公務員につきましても、均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが基本となりますので、関連する2つの条例において、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条は、本条例の改正の主となる条例の職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第1条中及び次の第19条中の改正は、育児休業法の改正による引用条項等の改正で、第20条の改正は、現行の部分休業を第1号部分休業と読み替えることなどの承認に係る所要の改正でございます。

次の14ページ、第20条の2につきましても、新たな部分休業が第2号部分休業とされます。その承認に係る規定の追加でございます。この第2号部分休業は、前条の第1号部分休業のように、恒常的な形態、保育園の送迎など決まった時間に限定されず、スポット的に取得できる形態、急な子供さんの体調不良と決まった時間でないもののものでございます。

次の20条の3から第20条の5までにつきましては、各見出しのとおり、育児休業法第19条関係で条例にて定めることが規定されている関連事項をそれぞれ新たに定めるものでございます。

次の15ページ4行目、第21条につきましても、法の引用規定を追加するものでございます。

次の第22条につきましては、部分休業の承認の取消し事項、事由につきまして定めるものでございます。

次に、同じページの第2条は、本条例の2つ目の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第15条第1項中の改正は、これから説明いたします新たな条文が追加されることにより、既存の引用条文が繰り下げられますので、改めるものでございます。

次の第17条の3につきましても、新たな条文が追加されることにより、第17条の4とするものでございます。

次の第17条の2の改正につきましても、新たな条文が追加されることによる読替規定の改正と、第17条の3に繰り下げる所要の改正でございます。

次の新たな第17条の2の追加につきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等、出生時両立支援制度等に係るもので、配慮義務も含め整備するものでございます。

最後に、16ページの附則でございますが、第1項、施行期日等は令和7年10月1日から施行する。

ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、本年度の改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用につきましては、半年分として読み替えるものでございます。

次の17ページ、第3項は、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の経過措置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日3日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 2時32分）

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 2 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和7年9月3日（水）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	市原芳則君	税務住民課長	本村武士君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	森芳博君
農林課長	小高一哉君	商工観光課長	渡邊陽二君
生活環境課長	磯野淳一君	会計室長	須藤明実君
教育課長	浅野健二君	生涯学習課長	渡鍋佳晋君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木島丈佳 書記 市原和男

議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 4 9 号 大多喜町第 4 次総合計画の基本構想を定めることについて
- 日程第 2 議案第 5 0 号 令和 7 年度大多喜町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 5 1 号 令和 7 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 5 2 号 令和 7 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 5 3 号 令和 7 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 5 4 号 令和 6 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 7 議案第 5 5 号 令和 6 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 8 議案第 5 6 号 令和 6 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 9 議案第 5 7 号 令和 6 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 令和 6 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 日程第 1 1 報告第 1 3 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦労さまです。また、滝口代表監査委員にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいります。よろしく申し上げます。

なお、朝から気温が上昇しておりますので、自身の体調に合わせ、上着を脱ぐことを許します。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第49号 大多喜町第4次総合計画の基本構想を定めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

なお、説明については着席にて説明することを許します。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、着席にて説明させていただきます。

議案第49号につきましてご説明いたします。

大多喜町議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、大多喜町第4次総合計画の基本構想を別冊のとおり定める。

別冊の基本構想の説明に入ります前に、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

第4次総合計画の策定については、昨年度から事業を推進してまいりました。アンケート

調査としては、町内18歳以上の男女1,800人及び中高生437人を対象に行ったほか、転入転出者、都市住民、職員を対象に意識調査を行いました。さらに、各地区においてワークショップ形式で行った住民公聴会、各種関係団体との懇談会を行い、それぞれご意見やご提言をいただいていたところですので。

その結果を町内総合計画策定委員会、あるいは専門部会により検討を重ね、昨年7月に総合開発審議会に諮問し、取りまとめた基本構想について、これまでご審議いただきながら、8月7日に答申いただいたところでございます。この答申の内容を尊重しながら、最終的に基本構想をまとめさせていただきました。

また、先般7月25日に議会議員全員協議会でもご説明させていただきましたが、改めて基本構想につきまして、概要等一部割愛しながらご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、冊子をご覧くださいと思います。基本構想の冊子第1編、序論から説明させていただきます。

冊子の2ページをお開きください。

第1編、序論、Ⅰ、計画策定の趣旨について、本文を抜粋して読ませていただきます。

大多喜町では、令和7年度までの10年間の計画期間とする大多喜町第3次総合計画に基づき、まちづくりを進めてきました。その間、人口減少、少子高齢化等々、社会経済情勢は変化しており、町民ニーズや行政に求められる役割も大きく変化しています。こうした状況変化を踏まえ、新たな課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくため、令和8年度から令和17年度までの10年間のまちづくりの指針として、大多喜町第4次総合計画を策定するものです。

次のページ、3ページでは、Ⅱ、計画の構成と期間について定めております。

第1項は、計画の構成として基本構想、基本計画、実施計画から構成することを定め、基本構想は、目標年次までの展望と課題と踏まえ、町の目指す将来像を明確にし、これを実現するための施策の大綱を定めるものです。

基本計画は、基本構想を受け、その目的を達成するために施策を部門別に体系化し、具体的内容を示すものです。

実施計画は、基本計画に基づき個別政策、事業の実施について年次ごとに位置づけるもので、政策的予算編成の基礎となるものでございます。

第2項は、計画の期間を定めるもので、基本構想10年間、基本計画は基本構想の前期5か

年を前期基本計画、後期5か年を後期基本計画とするものです。

続きまして4ページ、お願いします。

Ⅲ、町の現状は、第1項では地勢について。

次のページ、第2項では町の沿革を簡潔にまとめたものとなります。

続いて、6ページをお開きください。

第3項、人口推移は、国勢調査による人口及び人口構成の推移を示したもので、人口減少が続いているとともに、高齢化が進んでいることを示しております。

次のページになります。

第4項、特性は、3ページにわたりますが、今後のまちづくりに生かすべき本町の代表的な特性を6項目にまとめたもので、特性①は、広域交通網の整備による発展が期待される町、特性②は、豊かな自然に抱かれた町、次の8ページです。特性③は、歴史や文化の香り高い町、特性④は、町外から人を集める町、次のページになります。特性⑤は、人情味と郷土愛にあふれた町、特性⑥は、安全・安心に子育てができる町として、町の特性を簡潔にまとめたものです。

10ページをお願いします。

Ⅳは、今後のまちづくりに当たり、留意すべき社会の流れ、変化から、これらを踏まえた町の課題を整理しております。

第1項は、人口減少に伴う社会構造の変化として、人口減少、少子高齢化に伴う諸課題の解決を図るための各種取組を進めていくこと。第2項は、社会の変革として、第1号、環境問題の取組は、住民、事業者、行政が環境パートナーシップの下に協働し、脱炭素型のまちづくりを進めていくこと。

次のページになります。

②持続可能な開発目標は、持続可能な地域社会の実現に向け、SDGsの理念を踏まえた積極的な取組を進めること。第3項は、暮らしの変化とし、①人生100年時代の到来では、超高齢化社会を迎えた中で、持続可能な地域運営や福祉サービスの提供体制づくりを進めること。

次のページをお願いします。

②新型コロナウイルスや自然災害など住民生活リスクの拡大では、住民の生命、財産を守り、住民が健康に安心して暮らせるよう、住民、事業者、行政などがそれぞれ主体となり、相互に連携、協力した取組を進めること。

③社会のグローバル化では、起業や企業立地を支援し、産業の活性化と雇用創出、また訪日観光客の誘致、さらに若い世代への国際理解や接点を持つ機会の拡充を進めること。

次のページになります。

第4項は、地方自治の変革とし、①DXの推進による行政のデジタル化では、業務の効率化や住民の利便性向上を図るため、デジタル技術を活用し、持続可能で活力のある社会の実現を目指すこと。②住民のつながりと地域力の強化では、住民一人一人が多様な働き方や学び方、暮らし方などを尊重しながら、様々なつながりの中で、自ら地域の課題解決に参画するよう目指すこと。

以上が社会潮流から見た本町の分野別課題となります。

次のページをお願いします。

V、町民の意向では、まず第1項は、町民の現状における生活意識や問題点など、計画策定の基礎とするため実施したアンケート調査の実施概要です。

次のページ、第2項は、アンケート結果での町民の居留意向となります。

次のページをお願いします。

第3項、本町の取組の満足度・重要度は、16ページから18ページにかけまして、アンケートの結果として、町民の各施策項目に対する満足度・重要度を整理したものです。

17ページでは、満足度・重要度を指標化した表、次の18ページでは、各施策項目の満足度、重要度のクロス集計を図にまとめたもので、横軸を満足度、縦軸を重要度としております。

次のページです。

第4項、今後のまちづくりの方向では、どのような特色のあるまちづくりをすべきかを一般町民と中高生ごとにアンケート結果をお示したものです。

続いて、21ページです。

ここから第2編、基本構想となります。

次の22ページをお開きください。

I、まちづくりの基本理念は、まちづくりの全ての分野において根本となる考え方を3つ掲げております。

1、誰もが住みやすい町を目指して、住んでいる人にも訪れる人にも魅力ある町、産業と自然とが調和した町、さらに、安全で安心な町を住民等との協働により進めること。

2、地域の誇りを持ってつながりがある町を目指して、町民が誇りを持って多様性を尊重し合い、主体的に地域コミュニティに関わりながら、人と人、人と地域のつながりを深める

まちづくりを進めること。

3、みんなが心も体も元気で、健康な町を目指して、みんなが健康で元気に活動できる機会や場所をつくり、自己実現を目指す姿勢を支援、推進する。

以上3点を基本理念として掲げております。

次のページになります。

II、将来像。

第4次総合計画では、本町の特性と時代の潮流、これらを踏まえた町の課題、そして町民の意向を踏まえ、本町が10年後に目指す姿として、将来像を「みんなで作る持続可能な住みやすいまち大多喜」とします。本基本構想では、この将来像を掲げ、10年先、誰もが住み続けたい、住んでよかった、そして、住んでみたいと思える持続可能な大多喜町の実現を目指していくものです。

次のページをお願いします。

III、人口フレームの第1項、将来人口の見通しは、第4次総合計画の目標年度である令和17年には、6,514人まで減少する見込みで、高齢化率は51.8%まで上昇することが予想されております。

これに対し、第2項の目標人口では、定住促進やにぎわいづくり、高齢化対策、交通利便性向上等の施策をより一層充実させ、人口減少や少子高齢化に歯止めをかけることにより、本基本構想の目標年度である令和17年度末における人口を7,000人とし、町の活力を将来にわたって維持していくことを目指します。

次のページをお願いします。

IV、土地利用の方向性では、次のようなゾーン、いわゆる特定の目的や機能でくくった区域を設定しまして、各ゾーンの特性を踏まえながら、将来を見据えた土地利用の方向性を示すものです。

まず、市街地ゾーンでは、いすみ鉄道大多喜駅周辺や国道297号沿線の公共施設や商店・住宅等が集積している人口集中地域については、住宅・宅地施策を進め、快適な定住環境を確保するとともに、町並み環境整備事業等魅力的な景観づくりを進めることとします。

続いて、集落ゾーンでは、市街地ゾーン以外の集落ゾーンについては、自然環境、景観と共生する良好な生活環境の創出に努め、定住性の強化を図るとともに、空き家活用等にも取り組み、移住・定住を推進します。

農業ゾーン、農用地については、優良農地を中心に、農用地の有効活用を図り、さらに、

農用地の遊休・荒廃を防止するため、年間を通じた農地の活用を推進します。なお、農用地の住宅地等への利用の転換については、農用地の保全に配慮しつつ、住宅地や道路等の将来計画に合わせ、土地利用の転換を推進いたします。

次のページです。

工業ゾーンでは、周辺環境との調和を図りながら、既存の工業の活性化を推進するとともに、交通の利便性を生かした企業立地や新たな起業の支援を推進します。

観光・交流ゾーン。観光客の受入れ体制の整備や魅力向上に努め、また、観光・交流における人の移動の円滑化を図られるよう、交通網の整備を推進します。

森林保全・資源活用ゾーン。森林環境譲与税を活用し、森林資源や自然環境、景観の保全を図るとともに、資源としての有効活用を進めます。

以上が土地利用の方向性となります。

次のページになります。

V、基本目標では、将来像として掲げる「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」を実現するため、まちづくりの全ての分野で基本となるまちづくりの基本理念を踏まえ、基本目標は6つの分野で構成しました。

この後、各分野について簡単に触れさせていただきますが、基本構想では、分野ごとの目標と方針をお示しし、現在策定作業を進めています前期基本計画の中で、この分野ごとに具体的な施策項目を設定していくこととなります。

それでは、次のページをお願いいたします。

まず、基本目標Ⅰ、地域自治・行政経営の分野では、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるまちづくりとして、加速が予想される少子高齢化、人口減少にあっても住民サービスの維持を目指し、誰もが安全・安心に多様性を認め合いながら暮らしていけるまちづくりを進めるため、住民参加や協働、地域社会の活性化、効率的、効果的な行政運営、健全財政の維持等を推進し、持続可能な社会の構築に取り組みます。

続いて、基本目標Ⅱ、産業・経済の分野では、産業活力にあふれたまちづくりとし、既存の産業を支えつつ、多様な主体の挑戦や連携を後押しすることで新たな価値を生み、産業と町の活性を図るため、6次産業化や地産地消の推進など、農業の振興や観光の振興を図りながら、また、就業の場の確保や商業振興による消費者の利便性の向上を図ることにより、人口流出を防止し、移住者の増加に努めることとしております。

基本目標Ⅲ、生活基盤の分野では、暮らしの質を高めるまちづくりとし、様々な社会経済

環境の変化を見据えた上で、総合的で計画的な社会基盤の整備向上を図り、便利で快適な生活環境の整備を進めます。また、町民一人一人が地域の災害リスクを意識し、災害時には共に助け合うとともに、地域ぐるみで犯罪の発生を未然に防止する安全で安心なまちづくりを目指します。

続いて、基本目標Ⅳ、生活環境の分野では、自然環境と調和したまちづくりとし、恵まれた自然環境を次世代に継承するため、様々な主体が環境負荷の低減、資源の循環、自然環境の保全に向け、連携、協働して取り組むとともに、森林資源の地産地消を図るなど持続可能な脱炭素社会の形成に努めます。また、上水道、汚水、ごみ処理など居住環境の維持向上を図ることにより、町民からは住み続けたい町として、町外からは住んでみたい町として支持される快適なまちづくりを進めます。

次に、基本目標Ⅴ、教育・文化の分野では、人を育み若者を育てるまちづくりとし、家庭や地域、学校が連携し、健やかな心と体を持った子供が育つ環境の充実に努め、郷土を愛し、夢と志を持ってたくましく生きる青少年の育成を図ります。

また、生涯を通して様々な分野で学びや活動の場を提供し、個性と創造性が豊かな人づくりを進めます。さらに、多文化共生社会の構築、他の地域の文化や人との交流を促進することにより、地域の活性化や心豊かでたくましい子供の育成に努めます。

最後に、基本目標Ⅵ、健康・福祉の分野では、子育てしやすく健康で人に優しいまちづくりとし、子供たちが地域において健やかに成長できるよう、地域全体で子育てしやすいまちづくりを進め、また、子供から高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、町民や地域、行政及び医療、福祉、介護の連携による総合的な支援体制を強化します。

以上、基本構想についてご説明させていただきましたが、今後前期基本計画において、これら6つの基本目標ごとに具体的な施策を定めていき、さらに、実施計画において個別事業を位置づけていくこととなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本構想につきまして、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 総合計画の詳しい説明どうもありがとうございました。改めて確認

の意味を込めてもう一度お聞きしたいんですけれども、将来像の「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」のみんなというのは町民だと思うんですけれども、27ページの将来像、「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜のみんな」というのは誰を指しているのか、改めてお伺いさせていただきたいんですけれども、よろしく願いします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 今回、将来像ということで掲げさせていただきました、みんなでつくるのみんなということで。行政ばかりでなくという意味になります。当然住民の方であったり、企業、各種団体、教育機関であったりとか、様々な主体が今後のまちづくりに参画していただきたいという思いで、将来像とさせていただきました。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第2、議案第50号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、議案第50号の説明をさせていただきます。

21ページをお開きください。

○議長（渡辺善男君） 着座での説明を認めます。

○財政課長（市原芳則君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,622万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,005万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費補正から説明させていただきますので、25ページをお開きください。

第2表、継続費補正、変更は、表内の事業について、令和6年度、令和7年度の2か年の事業年度を令和8年度まで1年延長しようとするものでございます。この事業は、国の進める地方公共団体の基幹系システム標準化として、戸籍附票システム標準化を図るもので、戸籍附票システムの一部作業について完了が令和8年度となるため、令和7年度の年割額1,005万4,000円を令和7年度701万8,000円、令和8年度303万6,000円に変更するものでございます。

第3表、債務負担行為の補正、追加は、表内の事項を追加するものでございます。事項は、房総国際芸術祭負担金、期間は令和8年度、令和9年度の2か年、限度額は700万円でございます。これは、千葉県、市原市、木更津市及び本町が連携を図り、令和9年春に開催予定の房総国際芸術祭の経費に対する負担金でございます。

第4表、地方債補正、変更。表内の記載の限度額を変更するもので、記載の方法、利率、

償還の方法は変更ありません。上から、公共交通施設整備事業債、限度額2,020万円を8,490万円に6,470万円増額するもので、いすみ鉄道対策事業の基盤維持補助金へ充当するものでございます。

次の農林業施設整備事業債は、限度額1,160万円を1,510万円に350万円増額するもので、土地改良関係団体事業で実施する下大多喜の台及び田代と泉水の排水路整備工事に充当するものでございます。

次の農林水産施設災害復旧事業債は、限度額40万円を140万円に100万円増額するもので、単独災害復旧事業として実施する堀之内の農地災害復旧工事に充当するものでございます。一番下の公共土木施設災害復旧事業債は、限度額2,860万円を4,580万円に1,720万円増額するもので、単独災害復旧事業として実施する町道上原線ほか3路線の復旧工事に充当するものでございます。

それでは、次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくって、28、29ページをお開きください。

2、歳入。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目5災害復旧事業費負担金40万円の増額補正は、農地災害復旧事業の受益者負担金でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金20万円の増額補正、節1障害者自立支援給付費等負担金は、障害者福祉事業の高額福祉サービス費給付費に対する負担金、節4低所得者保険料軽減負担金は、介護保険の被保険者で、低所得者の保険料軽減措置に対する過年度精算に伴う追加負担金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2,610万6,000円の増額補正、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍情報システムに振り仮名職権記載機能を追加するシステム改修に対する補助金、節3物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税補足給付金の支給及び地域通貨事業のプレミアムポイントに係る交付金でございます。

その下、目2民生費国庫補助金127万5,000円の増額補正、節1地域生活支援事業費等補助金は、障害者福祉事業、地域生活支援事業委託に対する補助金、節7障害者総合支援事業費補助金及び節8地域診療情報連携推進費補助金は、障害福祉、こども医療システムの改修委託に対するものでございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金1万8,000円の増額補正は、高額障害福祉サービス費給付費に対するものでございます。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金63万7,000円の増額補正、節4 地域生活支援事業費補助金は、障害者福祉事業、地域生活支援事業委託に対する補助金、その下、節12地域少子化対策重点推進補助金は、こども家庭センター運営事業、こども応援宣言に係る経費に対するものでございます。

項3 県委託金、目1 総務費委託金18万5,000円の増額補正は、国勢調査に係る事務委託金でございます。

目5 教育費県委託金10万円の増額補正は、本年度大多喜小学校が特色ある道徳教育推進校の指定を受けて実施する研究授業の事務経費に対する委託金でございます。

次のページをお開きください。

款18寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金405万円の増額補正は、房総国際芸術祭の負担に対する寄附金と図書館管理経費に対する寄附金でございます。

款19繰入金、項1 基金繰入金、目2 ふるさと基金繰入金1,699万5,000円の増額補正は、地域通貨事業へ繰り入れるものでございます。

款20繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金3,289万2,000円の増額補正は、今回の補正の財源として繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項5 雑入、目2 雑入1億9,696万4,000円の増額補正は、戸籍附票システムの1年延長に伴う今年度分補助金の減額と地域通貨のチャージ分の増額でございます。

款22町債、項1 町債は、第4表地方債補正でも説明させていただきましたが、公共交通施設と農林業施設の整備に係る事業債及び農林水産施設と公共土木施設の災害復旧事業債の増額でございます。

次に、歳出でございますが、今回の補正予算では、職員の人事異動に伴う増減がございますので、先に給与費明細書を説明させていただきます。

50ページ、51ページをお開きください。

給与費明細書。

1、特別職の表、区分の欄、比較の項、右ページの共済費の5万8,000円は、長期共済組合負担金の率の改正に伴う増でございます。同じくその下になります。報酬1万4,000円でございますが、こちらは、総合開発審議会委員の報酬の増でございます。

次のページをお開きください。

2、一般職の1号、総括の表、区分の欄、比較の項は、職員数7名の減、短時間勤務職員5名の増、報酬472万8,000円の増、給料3,276万7,000円の減、職員手当694万5,000円の減、

共済費191万3,000円の増、合計3,307万1,000円の減額でございます。職員の退職、定年退職職員の再任用、夷隅地域水道事業統合に伴う身分移行及び派遣職員を含む減員のほか、人事異動による報酬、給料、職員手当、共済費の増減でございます。

職員手当は、その下の表、職員手当の内訳のとおりで、その次のア、会計年度任用職員以外の職員の表と、1枚めくっていただきまして、次のページのイの会計年度任用職員の内容と2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表は記載のとおりで、1号、総括の表で説明したとおり、当初予算編成時と比較しまして、職員数の内数の変動等によるものでございます。以降の表につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書により歳出を説明させていただきます。人件費に関する補正につきましては、一部説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

それでは、32、33ページをお開きください。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費、目1議会費101万2,000円の増額補正は、人事異動等に伴う人件費の増と会計年度任用職員人件費の増、備品購入費は、議場会議用のマイク購入でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費634万円の増額補正は、人事異動等に伴う人件費の増減と説明欄、男女共同参画推進事業は、令和8年度から令和12年度を計画期間とする男女共同参画計画の策定に伴い実施する、アンケート調査の経費でございます。

目5財産管理費1,238万9,000円の増額補正、説明欄上から、公有財産管理事業は、旧総元小学校の消防設備の老朽化による修繕料、旧田代分校の建物解体撤去工事で、庁舎管理費の修繕料は、庁舎の修繕に関するものでございます。

目6企画費2億8,746万3,000円の増額補正、説明欄、企画事務費は、会計年度任用職員人件費の増。定住化対策事業は、次のページをお開きください。

空き家の改修事業及び家財道具撤去に関する補助金交付見込の増。

地域おこし協力隊事業は、隊員1名が退職したことにより、人件費及び活動費等で減額となりました。地域通貨事業は、物価高騰及び経済対策として、当初予算分に2億円を追加することに係る経費の増。

いすみ鉄道対策事業は、脱線に伴い実施する今年度の復旧費用に対する補助金の追加と昨年度の運行経費に対する支援補助金の減。総合戦略策定事業は、会議の開催回数の増により、委員報酬を増額するものでございます。

目7 電子計算費303万6,000円の減額補正は、継続費補正でも説明いたしました戸籍附票システムの一部作業を1年延長することから、今年度の委託料を減額するものでございます。

目8 諸費2,298万7,000円の増額補正、説明欄、定額減税補足給付金は、6月会議でも計上させていただきました令和6年度に実施した定額減税補足給付金の不足分給付金の支給見込額の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金還付費は、令和6年度の実績によるものでございます。

項2 徴税費、目1 税務総務費360万7,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減。
次のページをお開きください。

目2 賦課徴収費83万5,000円の増額補正、説明欄、徴収事務費は、公用車料の修繕料、地図情報システム管理事業は、新たに指定された土砂災害警戒区域対象筆の抽出業務と面積の算出、地図情報システムへのセットアップ委託料でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費20万7,000円の増額補正は、人事異動に伴う共済費の増、説明欄、戸籍事務費は、戸籍情報システムの改修委託料と手提げ金庫の購入費、マイナンバーカード取得促進事業は、会計年度任用職員の雇用形態の変更に伴い、人件費を減額するものでございます。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費6万4,000円の増額補正は、選挙管理委員用バッジ等を購入するものでございます。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費13万2,000円の増額補正は、職員手当共済費の増額でございます。

目2 各種統計調査費18万5,000円の増額補正は、国勢調査に係る時間外勤務手当でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費189万4,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の減。

次のページをお開きください。

説明欄、社会福祉事務費は、会計年度任用職員の人件費の増。障害者福祉事業は、障害福祉システム改修委託料、地域生活支援事業委託料、障害福祉支援事業委託料の増と高額障害福祉サービス給付費の実績見込による増額でございます。

目2 国民年金費5万3,000円の増額補正は、共済費の増。目5 介護保険事業費331万7,000円の増額補正は、人事異動に伴い増額となる給与費の繰出金でございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費10万7,000円の増額補正は、共済費の増。目4 児童

福祉施設費692万4,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減。説明欄、保育園管理運営事業は、会計年度任用職員の職員手当の増。修繕料として、みつば保育園は、消防設備と教室入り口扉修繕、つぐみの森保育園は、手洗い水洗の交換を行うものです。

児童クラブ運営事業は、会計年度任用職員の職員手当共済費の増。地域子育て支援センター運営事業は、再任用職員の職員手当共済費の増額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費714万円の減額補正は、次のページをお開きください。

人事異動に伴う人件費の減と会計年度任用職員の雇用形態の変更に伴う減額でございます。

目3環境衛生費1,730万6,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減と会計年度任用職員の減員に伴う減額でございます。

目4母子保健事業費106万1,000円の増額補正は、子育て応援宣言に係る消耗品購入や周知用チラシ、ポスターの作成経費。委託料は宣言の後に300個の風船を一斉に飛ばすための経費。不妊治療費は補助見込額の増額でございます。

項2清掃費、目1清掃総務費113万9,000円の減額補正は、定年退職再任用制度による人件費の減。目2塵芥処理費95万2,000円の増額補正は、蛍光管と電池の廃棄処分に係る委託料でございます。

款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費17万5,000円の減額補正と目2農業総務費654万8,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

次のページをお開きください。

目5農地費430万1,000円の増額補正、説明欄、土地改良関係団体事業、工事請負費は、下大多喜の台及び田代と泉水の排水の整備工事、下大多喜田代の農道修繕工事。原材料費は西畑地区田代で実施する農道補修に伴う資材支給でございます。多面的機能支払交付金事業は、会計年度任用職員の共済費の増額でございます。

目6農業施設費117万4,000円の増額補正、説明欄、味の研修館管理運営事業は、会計年度任用職員の共済費の増、都市交流センター管理事業は、たけゆらの里おおたきの正面玄関ドアの修繕工事でございます。

項2林業費、目1林業総務費46万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増。目2林業振興費1,347万円の増額補正、説明欄、森林整備事業は、町道中野大多喜線沿線を実施しております災害に強い森づくり事業の附帯事業として、追加伐採に係る委託料でございます。

説明欄、林業振興事業は、竹粉碎機の修繕料。森林環境譲与税事業は、森林整備の集約化に関して必要な地権者のへの説明や対応、報告書の作成など同意取得支援に関する委託料と、令和6年度実績による森林環境譲与税基金積立金でございます。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費221万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

目3観光費979万5,000円の増額補正、説明欄、観光施設管理事業は、会計年度任用職員の人件費の増と立木の伐採撤去は、二ノ丸公園用地からのり面に自生する竹木等の伐採に係る委託料、使用料及び賃借料と工事請負費は、上総中野駅前の公衆トイレの排水管修繕工事に伴うものでございます。

次のページをお開きください。

観光推進広域連携事業は、債務負担行為でも説明いたしました、令和9年春に開催予定の房総国際芸術祭の経費に対する今年度の負担金でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費247万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の減。説明欄、土木総務事務費の備品購入費は、道路パトロール車の購入費でございます。

目2登記費221万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費651万2,000円の増額補正。工事請負費は、町道上原線の排水整備工事、原材料費は、町道久我原長町線と堀之内上台上出線の維持、補修に伴う資材支給でございます。

目2道路新設改良費190万2,000円の増額補正は、職員手当共済費の増と町道堀切線の用地取得費でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費658万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増。説明欄、教育委員会事務事業、車両借上料は、小中学校の校外学習で使用するバス借上料でございます。

次のページをお開きください。

項2小学校費、目1学校管理費359万6,000円の増額補正、修繕料は両小学校の消防設備、大多喜小学校遊具及び駐車場フェンスの修繕、役務費は大多喜小学校敷地内の立木伐採手数料及び大多喜小学校体育館のグランドピアノの処分に伴い、上瀑ふれあいセンターにありますグランドピアノを移動する搬送手数料でございます。工事請負費は、西小学校の遊具修繕工事及び大多喜小学校の雨漏り防水工事でございます。

目2 教育振興費10万円の増額補正は、大多喜小学校が実施する研究授業に伴う消耗品の購入でございます。

項3 中学校費、目2 教育振興費82万5,000円の増額補正は、県大会、関東大会、全国大会へ出場する部活動に対する生徒派遣費補助金でございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費9万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

目2 公民館費56万9,000円の増額補正。修繕料は中央公民館の消防設備の修繕。備品購入費は、ポータブルアンプの故障に伴う更新でございます。

目3 図書館費149万2,000円の増額補正、説明欄、図書館管理運営事業は、冊子の購入及び利用者カードの作成、町史編さん事業は、会計年度任用職員の人件費の増額でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費38万2,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

目2 体育施設費81万3,000円の増額補正、修繕料は総元体育館、上瀑ふれあいセンターの消防設備及び上瀑ふれあいセンターの雨漏り修繕。

次のページをお開きください。

工事請負費は、上瀑ふれあいセンター用として新設いたします、水道の子メーター設置工事でございます。

目3 学校給食費495万4,000円の減額補正は、職員の減員に伴う人件費の減額でございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農地災害復旧費200万円の増額補正は、堀之内の農地災害復旧工事でございます。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費1,735万4,000円の増額補正は、町道上原線ほか3路線の町道災害復旧工事でございます。

目2 河川災害復旧費49万4,000円の増額補正は、普通河川釈迦堂川の災害復旧工事に伴う用地取得費でございます。

以上で、議案第50号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

次は、11時10分から再開します。

（午前10時56分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（渡辺善男君） これから議案第50号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 補正予算の中を、今説明を伺いましたけれども、その中で消防設備の修繕という項目が大変多く見受けられました。これにつきましては、法定の消防点検等あると思いますし、その結果、センサー等の耐用年数を経過したものについての交換なのかなとも思いますけれども、その内容についてお聞かせください。

ページ数は特にありません。大変多くの箇所でこういった項目がありましたので。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） ただいまのご質問ですけれども、消防設備、やはり点検をやっていますので、それで今回多くの部分が誘導灯とかそういったものが不具合というか、古くなっている、建物が古くなっていて、それに伴ってそういう誘導灯自体も古くなっていると。あとは物自体が老朽化していて、そういったもので交換が必要ですよというような指摘が多かったのが今回主なものが多いです。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。了解いたしました。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 今回の補正予算で人件費のマイナスが結構多く見受けられたんですけども。

○議長（渡辺善男君） ページ数をお示しください。

○10番（久保初江君） 35ページ、地域おこし協力隊事業の隊員が1名退任したということで減額されているんですけども、この地域おこし協力隊の方というのは退任した場合、新

しくその代わりに募集をかけたとか、求めたりすることはあるのですか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 今回補正予算では人件費の減ということで、今年度途中で退任された方がおりましたので、人件費のほうを減額させていただきました。それぞれ林業だったり、有害だったり、いろんな分野でご活躍いただいているところなんですけど、減員になったからといって即補充するというようなことはこれまでも恐らくやってこなかったかと思いません。

恐らく、着任して3年間というところがありますので、できるだけ年度の区切りのいいところで募集かけて、3年間活動していただきたいなと思っていますので、あまりその補充というか、欠員でもないですね。辞めた方に対して、そこに誰かをまた募集するというのはあまりないケースかと思っています。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。一応3年間の任期ということで地域おこし協力隊の方が来てくださっていると思うんですけども、途中で辞めた方に対しては、特に罰則というか、そういうものはあるわけではないですか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 特にペナルティー的なものはございません。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ページ数の33ページの公有財産管理事業で、何か田代分校の解体費用ということでありますが、この解体についてはほかもありましたかね。それで残った土地は、これは町の土地だったように記憶するんだけど、ちょっと確認のため、お知らせ願いたい。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） ただいまのご質問、旧田代分校の解体でございますけれども、土地につきましては大多喜町名義の土地になっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） その町の跡の更地になった土地というのは、今後何か予定がありますかね。ただ更地のままということなんですか。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 今回一応解体の予算を上げさせていただきまして、今年度解体できればというふうに考えております。その後建物がなくなって、更地の状況になりましたら、今後どのように使っていくかというのを改めて考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 43ページ、森林環境譲与税事業委託料ということで、新たに森林整備集約化支援業務というのがあるんですけども、これはどこに委託するとか、どういう内容かちょっと教えていただければと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） こちらの委託料の森林整備集約化支援業務、こちらにつきましては、町の森林整備計画というのがありまして、そこでどのような整備をしていくかという、まずゾーニングをしております。そこで、現在の委託調査のほうを筒森と大田代のほうを行いました。その中で、町のほうに自ら森林管理を行うことができないということで、そういう方が26名意向調査の結果出てきました。その26名の方を、今後森林整備をするに当たりまして、そちらのほうの森林所有者の小規模な土地とか分散している土地を集約するに当たりまして、その方たちを集めて説明会、もしくは最終的な同意、今度は整備をするに当たりましての同意、そういうものを求めるこの委託の業務となります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） そういう業務をどこに委託するの。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 今回、この予算を計上させていただきましたので、今後委託業者のほうは、この予算で決めていきたいというふうに、まだどこというのは完全に決まっておりません。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 35ページであります、いすみ鉄道対策事業であります。令和6年10月にこの脱線事故が発生したわけでありましてけれども、脱線事故からほぼ1年が経過しようとしております。ようやくここに来て復旧のめどが一部見えてきたということでありまして。

また、このいすみ鉄道利用者、また多くの方々がこの完全復旧を望んでいるところでありますが、今回この9月補正において、区間の説明はなかったんですけれども、新聞報道によりますと、大多喜、国吉間ということで報道はされておりますので、恐らくこの区間だと思うんですけれども、この維持修繕費として大多喜町の負担分、持ち株比率による負担分だということでありましてけれども、6,954万6,000円が計上されたところであります。また、県の負担金やいすみ市の負担分、それから勝浦市の負担分も新聞に掲載されてまいりました。

令和7年度、この計画区間、大多喜から国吉の期間でありますけれども、これを令和7年度に完了する予定だということでありましてけれども、工事着工に至るまでのその調査業務、これは全て終了したのかどうか伺いたいということと、また、完全復旧は2027年の秋までに大多喜、大原間の運行再開を目指すと発表されておりますけれども、この見通しについてどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問2点ほど。調査業務が完了しているかということなんですが、それは大多喜、大原間でということによろしいのでしょうか。

○3番（渡辺八寿雄君） 今回この予算計上した大多喜、国吉間の中です。

○企画課長（米本敏克君） 調査業務なんですが、そこが完了しているかどうかというのは、明確に確認はしておりません。ただ、工事区間としては、おっしゃられたように大多喜、国吉間の7キロメートルとそこを基本にしまして、次のご質問にも関わってくるんですが、令和9年の秋の復興を目指して見通しはどうかということで、全体の復旧工事に対しまして、今年度できるだけ前倒しで進められる分があればということで、実は工事の施工業者さん、一班体制で入るのか、もしくは、調整によりもう少し入れるのか、そこはまだ明確ではないんですが、できるだけ早期に復旧に至りますように、前倒しできるような努力は鉄道のほうでもされております。

今回計上させていただいている補正予算なんですが、前倒しが最大できた場合での予算を上げさせていただいておりますので、確実なところでは業者一班体制でということではやるんですが、できるだけ早期に工事完了できるようなもう少し進捗を進められるような努力は、会社のほうでもしておるような状況です。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 33ページの男女共同参画推進事業の通信運搬費、アンケート調査をされるということなんですけれども、これは書面にプリントしたものとか、それを配送するための経費になりますか。

今回、私、自分でアンケート調査を行わせていただいたんですけれども、書面を一切使わず、グーグルフォームというフォームでつくって、すごい簡単にまとめられるシステムがあることを知ったんですけれども、こういった新しい運搬とか印刷を使わずに、ペーパーレスの時代をもっと活用するようなフォームがだんだんできているので、こういったものを活用していく方向はあったりするのかなと思ってお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 今回男女共同参画事業、計画で事前にアンケートをとということですが、考えておりますのは、やはり紙ベースでのアンケートを考えております。そのグーグルフォームであるとか、ネット環境を利用したアンケートということに関しましては、こちらでアンケート対象者を抽出して、郵送でお答えいただく方法とはまた別に、誰かを特定して聞きに行けることというのがなかなかできないのかなと思うんですが、あくまでアンケートをやっていますので、誰か希望される方は答えてくださいという、待っているような状況になってしまわないか、その辺はちょっと懸念がされますので、今のところは紙ベースで考えております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。その場合の送る対象者というのは、いつもどのようにして決めていらっしゃるんですか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 対象者をどうやって選定するかということなんですけど、無作為抽出というような形で、性別であったり、年齢層であったり、ある程度抽出件数などをちょっと変えながらというところはあるかと思いますが、無作為に抽出しているところです。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。それはアンケート調査をペーパーレスにしていく方向は今のところはないけれども、今後の可能性としてはあるかもしれないですか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 当然、ペーパーレス化とかそういった業務改善はしていきたいとは思っておりますので、ネットとか使ったようなことが効率的に、本当にこちらの目的とするところのものが達成できるのであれば、そういったものも考えていきたいと思います。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 41ページであります。

こども家庭センター運営事業で106万1,000円の補正が計上されました。先ほどのご説明ですと、県の補助を受けてこども家庭宣言を行うんだと。それで300個の風船を飛ばすという内容でありましたけれども、このこども家庭宣言と言いましたか、ちょっとそこら辺は聞き漏らしてしまったんだけど、この宣言の計画の全体像のようなものが決まっておりますら、お聞かせ願えればと思います。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

先日の全員協議会でもご説明させていただいたとおり、こども・子育て応援宣言ですので、いろいろ全体的に大多喜町は、子供に対して優しいまちづくりをしているよということを外に周知するための宣言でございます。

ですので、中身としては、先ほど予算の説明でもございましたように、ポスターですとかチラシ、あとは、お城まつりの中で、お城まつりの凱旋式のときに宣言をするわけですが、のぼり旗を作ったり、あるいは、ノベルティーのグッズを配布したりということになります。それと、それに合わせて風船のほうを最後にリリース、風船飛ばしを行う予定でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） とても結構なことだと思います。こうして町を挙げて子育てを応援しているんだというこの機運を大多喜に訪れる方々に分かるように、例えば、青色申告宣言の看板がありましたよね。そういった形でいわゆる文字として気持ちを看板に表して、訪

れるお客に、大多喜町はこのように宣言しているの、いい町だなと思えるような、そういうPRのできるようなスタイルを取ってもいいんじゃないかと思うんですけども、この辺についていかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 今回あくまでも、この宣言だけということ宣言して終わりではなくて、今後もずっといろいろ周知とかもしていかなければいけませんので、これは第2弾、第3弾でやっていかなければいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第3、議案第51号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） では、議案第51号について説明をいたします。

議案つづり63ページをお願いいたします。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出ともに人事異動に伴う人件費、システム改修費及び出産育児一時金の増に伴い、所要の補正を行おうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,522万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、68ページ、69ページをお願いいたします。

歳入になります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金98万4,000円の増額補正は、人事異動に伴う職員給与費及び出産育児一時金の繰入金を増額するものでございます。

次の款6繰越金、項1繰越金、目1その他繰越金33万3,000円の増額補正は、前年度繰越金を増額するものでございます。

次の款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1子ども・子育て支援事業補助金33万円の増額補正は、システム改修に係る国庫補助金の増額であります。

70ページ、71ページをお願いいたします。

次は歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費64万7,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費及びシステム改修委託料の増によるものでございます。

次の款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金100万円の増額補正は、出生児2名分の出産育児一時金の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第4、議案第52号 令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(本村武士君) 議案第52号について説明いたします。

議案つづり83ページをお願いします。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出ともにシステム改修費及び保険料還付金の増に伴い所要の補正を行おうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,533万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、88ページ、89ページをお願いいたします。

歳入になります。

款5 諸収入、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金18万9,000円の増額補正は、被保険者の異動による保険料の精算に伴う広域連合からの還付金を増額するものでございます。

次の款6 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 子ども・子育て支援事業補助金16万5,000円の増額補正は、システム改修費に係る国庫補助金の増額であります。

90ページ、91ページをお願いいたします。

次は、歳出になります。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費16万5,000円の増額補正は、システム改修委託料の増額となります。

次の款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金18万9,000円の増額補正は、被保険者異動に伴う保険料還付金の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第5、議案第53号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第53号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

議案つづり93ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、人件費の増に伴う国・県交付金及び町負担分の繰入金の増額並びに令和6年度分の国・県支払基金の交付金、支出金等精算に伴う返還金の確定により補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,037万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,221万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

98、99ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）12万4,000円の増額補正は、職員人件費の増に伴うものでございます。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金76万2,000円の増額補正は、過年度精算に伴う追加交付によるものでございます。

3段目をお願いいたします。

項2 県補助金、目2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）6万2,000円の増額及び款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金331万7,000円の増額、さらに、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金7万5,000円の増額は、いずれも職員人件費の増に伴うものでございます。

次に、一番下の段、款8 項1 目1 繰越金3,603万3,000円の増額補正は、交付金、支出金等の前年度精算に伴う返還金等に充当するためのものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

100ページ、101ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費325万5,000円の増額補正と款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業、目1 包括的支援事業32万3,000円の増額補正は、職員人件費等の増に伴うものでございます。

次に、一番下の段、款6 諸支出金、項1 目1 償還金及び還付金3,679万5,000円の増額補正は、交付金、支出金等の前年度精算に伴う返還金でございます。

以上で、令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をとっていただいて、午後1時から会議を再開します。

（午前11時43分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第54号～議案第58号、報告第13号の一括上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第6、議案第54号 令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、議案第58号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第11、報告第13号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてまでを一括議題とします。

なお、決算認定につきましては、日程にお示ししたとおり、本日は各会計決算の提案説明までとします。

これより順次説明及び報告をお願いします。

なお、説明については、全会計着座にて説明することを許します。

最初に、議案第54号 令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について説明願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、お許しいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第54号 令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、財政課及び会計室のほうから説明させていただきます。

初めに、財政課から令和6年度主要施策の成果説明書を説明させていただきます。ご準備をお願いいたします。

主要施策の成果説明書2ページ、一般会計歳入歳出総括表をお開きください。

まず、左側の歳入の状況でございますが、一番下の欄、歳入合計では、決算額73億820万3,000円、対前年度5億2,922万2,000円、7.8パーセントの増でございます。

次に、右側の歳出の状況ですが、一番下の欄、歳出合計で決算額68億5,865万3,000円、対前年度4億1,231万5,000円、6.4パーセントの増でございます。

歳入歳出の区分や各種事業の詳細につきましては、この後の会計室長及び、来週開催予定の常任委員会で説明させていただきます。

次の3ページをご覧ください。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき比率を算出したもので、推移や前年度との比較のために、直近5か年の比率を記載してございます。

表に記載のとおり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は、赤字でないため算定されておらず、③実質公債費比率は、昨年度より0.2パーセント上がり、3.9パーセント、④の将来負担比率は、前年度と同様に、将来負担すべき金額よりも充当可能な財源等の額が多いため、算定されませんでした。

以上、町の財政健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内となりました。各比率につきましては、別途令和6年度決算に基づく健全化判断比率として後ほどご報告させていただきます。

4ページ以降は、各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますけれども、決算書の説明と重複しますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

なお、決算書につきましては、会計室長から、この後、ご説明いたします。

以上、財政課からの説明とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） 会計室長。

○会計室長（須藤明実君） それでは、決算書の内容につきまして、会計室からご説明をさせていただきます。

初めに、財産に関する調書について説明をさせていただきますので、決算書の278、279ページをお願いします。

財産に関する調書につきましては、決算年度中に増減のあった主なものについて説明させていただきます。

1項公有財産、1号土地及び建物。初めに、土地の欄の決算年度中増減高ですが、区分、公共用財産、学校415平方メートルの増につきましては、学校用地の購入によるものです。区分、その他の2,826平方メートルの減につきましては、水道用地を大多喜町から大多喜町水道事業へ所管替えをしたものです。

次に、非木造の欄の決算年度中増減高ですが、区分、公共用財産、その他の施設19平方メ

ートルの増につきましては、中央公民館のエレベーター棟増築に伴うものです。

次に、2号山林の面積につきましては、決算年度中の増減はございません。立木の推定蓄積量につきましては、所有林の決算年度中増減高710立方メートルの増、分収林は8立方メートルの増でございます。

280、281ページをお願いします。

3号無体財産権、4号有価証券、5号出資による権利につきましては、決算年度中の増減はございません。

次の2項物品につきましては、記載のとおり増減でございますが、281ページの間にありますパソコンシステム1台の増は、開票・集計システムの購入によるものです。

282ページをお願いします。

上から2番目、マイコンスライサー1台の減、その下のフードスライサー1台の増は、給食センターのものでございます。

次に、283ページの3項債権につきましては、学校法人三育学院貸付金、貸付金の償還により、決算年度中増減高が181万3,000円の減でございます。

4項基金につきましては、会計別に記載しております。

1号一般会計につきましては、21基金の増減高は2億1,702万6,000円の減で、決算年度末現在高は、27億8,442万2,000円でございます。

次の284ページの2号鉄道経営対策事業基金特別会計、3号国民健康保険特別会計、4号介護保険特別会計の基金は、記載のとおり増減となります。

次に、一般会計の歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明させていただきます。決算書の18、19ページをお願いします。

歳入につきましては、科目と右側のページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額を中心に説明させていただきます。

款1町税、収入済額11億1,105万3,008円、不納欠損額につきましては、町民税、固定資産税及び軽自動車税の合計で622万9,886円、収入未済額は5,714万9,000円でございます。

款2地方譲与税、収入済額7,515万円。

20、21ページをお願いします。

3項利子割交付金、収入済額45万円。款4配当割交付金、収入済額760万7,000円。款5株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,139万4,000円。款6法人事業税交付金、収入済額2,702万3,000円。款7地方消費税交付金、収入済額2億4,180万6,000円。款8ゴルフ場利用税交

付金、収入済額9,269万1,554円。款9環境性能割交付金、収入済額1,236万円。款10地方特例交付金、収入済額3,523万7,000円。

22、23ページをお願いします。

款11地方交付税、収入済額21億8,942万円。款12交通安全対策特別交付金、収入済額124万7,000円。款13分担金及び負担金、収入済額6,699万1,775円。不納欠損額につきましては、高齢者在宅生活支援事業負担金1万7,172円、収入未済額34万3,424円でございます。

24、25ページをお願いします。

款14使用料及び手数料、収入済額8,370万3,416円、収入未済額は住宅使用料などの183万3,500円でございます。

26、27ページをお願いします。

款15国庫支出金は、各事業における国の負担金及び補助金で、収入済額7億8,559万7,825円でございます。

32、33ページをお願いします。

款16県支出金も、各事業における県の負担金及び補助金で、収入済額4億7,963万1,953円でございます。

44、45ページをお願いします。

款17財産収入は、町有財産や横山宮原住宅、光ファイバーケーブルの貸付収入などで、収入済額4,894万4,991円、収入未済額は、横山宮原住宅貸付収入の138万7,000円でございます。

款18寄附金、収入済額1億6,796万7,300円。46、47ページをお願いします。指定寄附金はふるさと納税が1億4,986万5,500円、企業版ふるさと納税が230万円でございます。

款19繰入金、収入済額4億1,473万7,476円は、各基金からの繰入金でございます。

48、49ページをお願いします。

款12繰越金は、前年度繰越金など収入済額3億3,264万2,920円でございます。

款21諸収入、収入済額6億6,244万6,847円、収入未済額は町営住宅修繕負担金の16万7,116円でございます。雑入の主な収入は、地域通貨のチャージ分でございます。

次に、54、55ページをお願いします。

款22町債、過疎地域持続発展特別事業債など、収入済額4億6,010万円でございます。

56、57ページをお願いします。

歳入合計は、予算現額79億216万4,000円、調定額73億7,533万163円、収入済額73億820万3,065円、不納欠損額624万7,058円、収入未済額6,088万40円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきます。

58、59ページをお願いします。

歳出につきましては、款または項の支出済額及び主要な事務概要を中心に説明させていただきます。

款1 議会費、項1 議会費の支出済額は7,585万8,074円、町議会議員と事務局職員の人件費、議会運営に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金などがございます。

款2 総務費の支出済額は19億1,806万5,365円、翌年度繰越額の繰越明許費は1億2,031万円でございます。項1 総務管理費の支出済額は17億1,952万8,466円。

61ページをお願いします。

主なものは、特別職及び職員の人件費、下段の一般事務費、総務管理費の報償費は、行政連絡員への報償費など、委託料は宿直業務委託料などがございます。

65ページをお願いします。

中段の一般事務費、総務管理費、繰越明許の備品購入費は、公用車の購入でございます。

67ページをお願いします。

下段の公有財産管理事業、次のページをお願いします。主に、町所有建物や公用車の保険料、各種保守委託料など補助金及び交付金の工事費負担金は、旧老川小学校の手すり改修工事と教室の雨漏り改修工事に係るものでございます。

71ページをお願いします。

下から4段目の公有財産管理事業、繰越明許の委託料は、旧総元小学校の給水設備改修工事に係る設計業務、工事請負費は旧老川小学校ののり面復旧工事と、校舎雨漏り改修工事でございます。その下の多目的庁舎建設事業、繰越明許は、多目的庁舎建設に係る設計業務委託料でございます。

73ページをお願いします。

下段の地域おこし協力隊事業は、会計年度任用職員報酬や、次のページをお願いします。車両住居借上料、また研修会等への参加負担金、地域おこし協力隊起業支援事業補助金などがございます。その2つ下、地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力柱やN T T柱へのケーブル添架料でございます。

下段の地域公共交通対策事業。次のページをお願いします。委託料のデマンド型地域交通運行業務や臨時バス運行業務などがございます。負担金補助及び交付金は、町内バス路線維持助成金、鉄道運送対策事業費補助金などがございます。その下のふるさと納税事業は、報

償費ふるさと納税返礼品代などでございます。

下段の地域通貨事業は、報償費、地域通貨利用協力金などでございます。

79ページをお願いします。

下から2段目の広域行政推進事業は、郡市広域市町村圏事務組合負担金などの関係団体への負担金でございます。その下のいすみ鉄道対策事業は、いすみ鉄道に対しての利用増大対策事業補助金、次のページをお願いします。基盤維持費補助金、経営支援補助金、鉄道輸送対策事業費補助金が主な補助金でございます。

中段の総合計画・総合戦略作成事業は、第4次総合計画、第2次人口ビジョン、第3期総合戦略策定に係る経費でございます。

85ページをお願いします。

下段の定額減税補足給付金は、対象の方への給付金支給に係る経費とその給付金でございます。

87ページをお願いします。

項2 徴税費の支出済額は、9,769万1,941円。主なものは、職員の人件費、下段の賦課事務費、次のページをお願いします。委託料は、不動産鑑定委託料、基幹系システム大量一括処理委託料、下から2段目の地図情報システム管理事業は、土砂災害警戒区域対象筆抽出業務、地図情報データ修正委託料などでございます。

項3 戸籍住民基本台帳費の支出済額は、6,115万669円。91ページをお願いします。主なものは、職員の人件費、下段の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料、住民票等コンビニ交付などの関連経費でございます。

93ページをお願いします。

上から2段目の戸籍事務費繰越明許は、戸籍に振り仮名を表記するための戸籍システム改修委託料でございます。

項4 選挙費の支出済額は3,260万647円、主なものは選挙管理委員会事務費、千葉県知事選挙、町議会議員選挙、衆議院議員選挙の経費でございます。

97ページをお願いします。

項5 統計調査費の支出済額は675万8,198円、主なものは職員の人件費。次のページをお願いします。各種統計調査の経費でございます。

項6 監査委員費の支出済額は33万5,444円、監査委員の報酬などでございます。

101ページをお願いします。

款 3 民生費の支出済額は13億8,245万7,886円、翌年度繰越額の繰越明許費は1,005万6,000円でございます。

項 1 社会福祉費の支出済額は 9 億4,456万8,208円、主なものは職員の人件費、社会福祉に関する事務費、社会福祉関係団体助成事業は、関係団体への負担金や補助金でございます。103ページをお願いします。障害者福祉事業は、委託料、地域生活支援事業委託料、扶助費の障害児通所給付費や介護給付費など、その下の民生委員活動事業は、民生委員活動費としての報償費などでございます。

105ページをお願いします。

中段の国民健康保険特別会計繰出金は、国保会計への基盤安定負担金などの繰出金でございます。下から 2 段目の低所得者世帯給付金事業、均等割のみ課税世帯、繰越明許から次のページの下から 3 段目、低所得世帯給付金事業、子育て世帯 2 万円加算は、対象世帯への給付金に係る経費でございます。

109ページをお願いします。

上から 2 段目の高齢者在宅生活支援事業、主なものは外出支援サービス委託料でございます。

111ページをお願いします。

上から 2 段目、介護保険特別会計繰出金は、介護会計への介護給付費、介護保険職員給与費などの繰出金でございます。下から 3 段目、療養給付事業は、後期高齢者医療に係る療養給付費、その下の後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期会計への基盤安定繰出金などの繰出金でございます。

項 2 児童福祉費の支出済額は 4 億3,788万9,678円、主なものは職員の人件費。次のページをお願いします。子ども医療対策事業は、扶助費の高校生までの医療費など、その下の子ども・子育て支援事業は、事業計画調査策定委託料などでございます。その下の児童手当支給事業の扶助費は、児童手当の支給でございます。下段の保育園管理運営事業。次のページをお願いします。両保育園の会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、園児の送迎バス委託料などでございます。

117ページをお願いします。

児童クラブ運営事業、その下の地域子育て支援センター運営事業は、職員の人件費や会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費などでございます。

119ページをお願いします。

款4 衛生費の支出済額は6億195万2,816円でございます。項1 保健衛生費の支出済額は、2億8,022万2,204円。主なものは職員の人件費。中段の医療体制整備事業は、国保国吉病院への負担金などでございます。その下のがん検診事業から123ページの防疫対策事業は、各事業に係る経費でございます。

下から2段目の環境衛生事務費は、負担金補助及び交付金で、夷隅環境衛生組合への負担金などでございます。

125ページをお願いします。

中段の合併処理浄化槽設置整備事業は、くみ取り・単独槽から合併浄化槽への転換に対する補助金などでございます。

下段の子ども家庭センター運営事業。次のページをお願いします。委託料は、妊婦や乳幼児に対しての健康診査や産後ケア事業。負担金補助及び交付金は、出産子育て応援交付金などでございます。

その下の斎場無相苑管理運営事業は、施設の維持管理経費。次のページをお願いします。工事請負費は、火葬炉の改修工事、空調設備工事でございます。

項2 清掃費の支出済額は2億4,167万811円。主なものは、職員の人件費、会計年度任用職員報酬など。

131ページをお願いします。

上から2段目、ごみ処理広域化事業は、新焼却施設整備基本計画策定支援業務負担金でございます。中段の環境センター運営事業は、ごみ収集委託及び粗大ごみ処理委託料、いすみクリーンセンター塵芥処理負担金などでございます。

133ページをお願いします。

項3 上水道の支出済額は8,005万9,801円、水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金でございます。

款5 農林水産業費の支出済額は、2億9,169万8,890円でございます。項1 農業費の支出済額は2億199万893円、主なものは職員の人件費、農業委員会運営事業は農地利用最適化推進委員、農業委員会委員への報酬などでございます。

135ページをお願いします。

中段の農業振興事業は、会計年度任用職員の報酬や給料、委託料の特産品開発業務負担金補助及び交付金は、農業等各種団体への負担金や補助金などでございます。下段の産地育成事業。次のページをお願いします。主なものは、委託料のハーブパークや食香バラ圃場の植

裁委託料でございます。2つ下の鉱毒ダム対策事業は、平沢ダム維持管理等の経費、その下の基幹農道整備事業の委託料は、たけんこ橋の耐震工事設計に係る資材価格調査委託料でございます。

その下の土地改良関係団体事業。次のページ、お願いします。委託料は、中里ため池の測量、設計業務、ため池監視システム業務など。工事請負費は防災重点農業用ため池の看板設置工事、また関係団体への負担金や補助金などでございます。その下の多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業は、事業実施区への交付金でございます。

その下の集落センター、次のページをお願いします。味の研修館、農村コミュニティーセンターの管理運営事業は、各施設の維持管理経費などでございます。

143ページをお願いします。

項2 林業費の支出済額は8,970万7,997円、主なものは職員の人件費、下段の有害鳥獣駆除対策事業は、有害獣の捕獲に伴う捕獲報償費、有害鳥獣駆除委託料、被害防止に係る補助金などでございます。

145ページをお願いします。

森林整備事業は、災害に強い森づくり事業委託料、その下の森林環境譲与税事業は、各事業に対しての補助金・基金への積立金などでございます。その下の林地崩壊防止事業、繰越明許の工事請負費は、庄司地先でございます。

款6 商工費、項1 商工費の支出済額は1億4,118万8,744円、翌年度繰越額の繰越明許費は3,000万円でございます。

主なものは、職員の人件費、下段の商業振興事業、次のページをお願いします。委託料の久保駐車場の全自動料金システム保守管理、負担金補助及び交付金は、商工会への補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金、特産品開発支援事業補助金などでございます。その下の商い資料館管理運営事業の委託料は、釜屋と商い資料館の指定管理委託料でございます。下段の観光施設管理事業は、公衆トイレ、公園などの維持管理経費でございます。

149ページをお願いします。

下段の観光振興事業、次のページをお願いします。委託料は、養老溪谷観光センターの指定管理委託料など、負担金補助交付金は町観光協会ほか、関係団体への負担金や補助金でございます。

153ページ、お願いします。

上段の観光施設管理事業、繰越明許は面白峡遊歩道の復旧工事でございます。

款7 土木費の支出済額は4億1,945万1,157円、翌年度繰越額の繰越明許は、4,583万8,000円でございます。

項1 土木管理費の支出済額は1億4,892万8,090円、主なものは職員の人件費、その下の土木総務事務費は、会計年度任用職員の報酬・委託料の道路台帳更新業務使用料及び賃借料は、土木積算システムデータ交付料やパソコンソフト借上料、負担金補助及び交付金は、土木関係各種団体への負担金や補助金でございます。

155ページをお願いします。

上から2段目、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、繰越明許は粟又地先の測量、調査、設計業務委託料や崖崩れ対策工事でございます。下段の地籍調査業務は、次のページ、お願いします。地籍調査業務に係る経費でございます。項2 道路橋梁費の支出済額は2億3,194万4,534円。主なものは町道維持管理事業、会計年度任用職員報酬、次のページをお願いします。委託料の長寿命化計画見直し業務、工事請負費の舗装打替工事は、町道増田小土呂線、仮設工事は、町道葛藤筒森線の向山トンネルでございます。

その下の繰越明許の委託料は、町道旧千葉勝浦線の用地測量、工事請負費の排水整備工事は町道久保大多喜線ほかでございます。

その2つ下の町道改良事業、繰越明許の委託料は、町道紙敷南向線ほかの用地測量、工事請負費の道路改良工事は町道田丁下屋敷線ほかでございます。

161ページをお願いします。

交通安全対策事業の工事請負費は、町道中野大多喜線ほかの区画線設置工事でございます。その下の橋梁長寿命化事業の委託料は、町道市部線吉原橋ほかの橋梁定期点検などがございます。その下の繰越明許は、町道折倉線折倉橋の補修工事でございます。

項3 都市計画費の支出済額は296万4,287円、街なみ整備助成事業補助金は1件分でございます。

項4 住宅費の支出済額は3,561万4,246円。町営住宅管理事業は町営住宅の維持管理経費、次のページをお願いします。中段の横山住宅管理事業は、維持管理経費、各基金への積立金でございます。

165ページをお願いします。

上段の定住化対策住宅助成事業は、住宅取得奨励金及び住宅リフォーム補助金でございます。

款8 消防費、項1 消防費の支出済額は3億466万4,672円、翌年度繰越額の繰越金明許費は

578万2,000円でございます。常備消防負担事業は、夷隅郡市広域常備消防負担金でございます。その下の消防団運営事業は、町消防団員の報酬、委託料は団員の健康診査委託料、負担金補助及び交付金は、消防関係の負担金などでございます。

167ページをお願いします。

消防機械器具整備事業の備品購入費は、小型動力ポンプつき積載車の購入でございます。

その下の地域防災対策事業の備品購入費は、移動系の防災行政無線と水位計の購入でございます。

下段の防災無線維持管理費は、防災無線の維持管理経費及び防災行政無線施設保守委託料、次のページをお願いします。備品購入費は、Jアラート起動機の購入でございます。

款9教育費の支出済額は6億7,221万9,971円、翌年度繰越額の継続費定時繰越は706万7,000円、繰越明許費は1,079万3,000円でございます。

項1教育総務費の支出済額は1億21万7,419円、主なものは教育委員の報酬、教育長及び職員の人件費、下段の教育委員会事務事業は特別教育支援員、学校用務員等の報酬、次のページをお願いします。車両借上料は、小・中学校の校外学習などの移動用車両借上料でございます。

173ページをお願いします。

項2小学校費の支出済額は1億4,755万5,244円、主なものは小学校管理事務事業の各小学校の学校医報酬、児童送迎バス委託料、その下の小学校施設管理事業は、施設の維持管理経費、設備の保守点検等の業務委託、次のページをお願いします。工事請負費は、大多喜小学校の駐車場整備工事、空調設備更新工事、屋外運動場改修工事などでございます。

177ページをお願いします。

中段の小学校教育振興事業は、英語教室業務委託料、学校給食費補助金などでございます。

項3中学校費の支出済額は7,030万356円、主なものは中学校管理事務事業の学校医報酬、委託料は生徒の送迎バス委託料などでございます。

次のページをお願いします。中学校施設管理事業は、施設の維持管理経費、設備の保守点検等の業務委託などでございます。

181ページをお願いします。

中学校施設管理事業、繰越明許は、大多喜中学校の空調更新工事でございます。その2つ下の中学校教育振興事業は、外国語指導助手委託料、学校給食費補助金などでございます。

項4社会教育費の支出済額は1億3,120万4,695円、主なものは職員の人件費。次のページ

をお願いします。生涯学習推進事業は、各事業に対する経費や社会教育関係団体への負担金や補助金などでございます。その下の公民館管理運営事業は、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費。

次のページをお願いします。工事請負費はキュービクル更新工事などでございます。その下の繰越明許の委託料は、事務棟の空調及びキュービクル更新工事設計業務でございます。下段の図書館管理運営事業は、会計年度任用職員報酬や施設の維持管理経費など。次のページをお願いします。工事請負費は、空調更新工事でございます。

項5保健体育費の支出済額は2億2,294万2,257円、次のページをお願いします。主なものは、職員の人件費、下段の海洋センター管理運営事業は、施設の維持管理経費。次のページをお願いします。委託料は指定管理委託料。工事請負費はプールの改修工事などでございます。

下段のアーバンスポーツ施設整備・運営事業は、委託料のアーバンスポーツ推進計画策定業務などでございます。

193ページをお願いします。

上から2段目、海洋センター管理運営事業、繰越明許はコロナワクチンの接種会場から海洋センター2階へ空調の移設工事などでございます。

その2つ下の学校給食センター管理運営事業は、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、給食用賄い材料費、給食配送委託料。次のページをお願いします。備品購入費は、フードスライサーや給食用コンテナなどの購入でございます。

款10災害復旧費の支出済額は5億9,654万7,317円、翌年度繰越額の継続費通次繰越は5,204万円、繰越明許費は2億8,439万2,000円、事故繰越は3,377万円でございます。

項1農林水産施設災害復旧費の支出済額は1億6,487万6,292円、農地災害復旧事業は弥喜用地先ほか、その下の繰越明許は横山地先ほかの災害復旧工事でございます。その下の農業施設災害復旧工事は、弓木地先ほかの災害復旧工事でございます。その下の繰越明許は四ッ縄ため池実施設計業務委託料、三条地先ほかの災害復旧工事でございます。その下の林道施設災害復旧工事繰越明許は、石神地先ほかの災害復旧工事でございます。

項2公共土木施設災害復旧費の支出済額は4億3,167万1,025円。

197ページをお願いします。道路橋梁災害復旧事業は、町道老津線ほかの災害復旧工事などでございます。その下の繰越明許は町道大戸田谷線ほかの土砂撤去委託料、町道平野台1号線ほかの災害復旧工事でございます。河川災害復旧事業、普通河川釈迦堂川の用地測量委

託料、普通河川筒森川の災害復旧工事でございます。その下の繰越明許は普通河川筒森川ほかの災害復旧工事でございます。

款11公債費の支出済額は4億5,454万8,693円、借り入れした記載分と元金及び利子でございます。

款12予備費の当初予算額は500万円、予備費を充当した額は305万3,000円でございます。

支出合計は、支出現額79億216万4,000円、支出済額68億5,865万3,585円、翌年度繰越額の継続費通次繰越5,910万7,000円、繰越明許費5億717万1,000円、事故繰越3,377万円、不用額4億4,346万2,415円でございます。

198ページをお願いします。

実質収支に関する調書、この表は令和6年度の実質的な歳入歳出の額を示したもので、単位は1,000円でございます。

1項歳入総額73億820万3,000円、2項支出総額68億5,865万3,000円、3項歳入歳出差引額4億4,955万円、4項翌年度へ繰り越すべき財源は、1号継続費通次繰越額724万4,000円、2号繰越明許費、繰越額1億902万4,000円、3号事故繰越、繰越額163万1,000円、計1億1,789万9,000円、5項実質収支額は3項の歳入歳出差引額から4項の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた3億3,165万1,000円でございます。

以上で、令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。説明の途中ですけれども、ここでしばらく休憩します。次は、2時5分から再開します。

（午後 1時55分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時05分）

○議長（渡辺善男君） 次に、議案第55号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、引き続き着座にてご説明させていただきます。

議案第55号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定につき

まして、決算書の事項別明細書によりご説明いたします。

決算書の206ページ、207ページをお開きください。

まず、歳入、款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金利子。収入済額は13万5,369円で、鉄道経営対策事業基金の運用利子となります。

款3項1目1繰入金、節1基金繰入金、収入済額は2億円で、いすみ鉄道の脱線事故を受け、運行再開に向けた軌道等の安全確保対策及び代行輸送等の費用に対する支援財源として、鉄道経営対策事業基金を処分し、当該特別会計に繰り入れたものです。

歳入合計額は、2億13万5,369円です。

次のページをお願いいたします。

歳出、款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費、節24積立金、支出済額13万5,369円、こちらは鉄道経営対策事業基金の運用利子の積立てです。

目2助成費、節18負担金及び交付金、支出済額ゼロ円。こちらは歳入でもご説明したいいすみ鉄道の運行再開に係る費用に対する助成金ですが、復旧事業の進捗に合わせ、令和7年議会定例会3月会議の補正予算において、令和7年度へ繰越しさせていただきました。

歳出合計額は、13万5,369円です。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書は、歳入総額2億13万5,000円、歳出総額13万5,000円、歳入歳出差引額2億円、この2億円は令和7年度へ繰越しとなります。よって、実質収支額はゼロ円です。

以上で鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 次に、議案第56号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

決算書の事項別明細書218ページ、219ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、説明については、国民健康保険税以外は主に収入済額について説明し、収入のないものについては割愛させていただきます。

款1 国民健康保険税、収入済額 2億976万9,323円でございます。

次に、不納欠損303万3,089円でございます。

その次、収入未済額は1,423万6,687円でございます。

次は、中段の款3 使用料及び手数料、収入済額 1万8,700円は保険税の督促手数料でございます。

次の款4 県支出金、収入済額 7億4,718万7,623円、こちらは保険給付費や保健事業費等に対する交付金でございます。

次の款5 繰入金は、収入済額 1億312万1,250円、保険税の軽減措置や職員給与費、事務費等に対する一般会計繰入金と、次の220ページ、221ページに移りまして、保険税の不足分に充当するため、繰り入れた財政調整基金繰入金となります。

次の款6 繰越金は、前年度繰越金で収入済額1,437万2,543円です。

次の款7 諸収入は、収入済額131万8,951円で、保険税の延滞金、特定健康診査の受診者負担金及び診療報酬返還金でございます。

次の款8 国庫支出金は、収入済額39万3,000円で、社会保障、税番号制度システム整備に係る補助金となります。

歳入合計は、収入済額10億7,618万1,390円となりました。

次に、歳出のご説明をいたします。

222、223ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主に支出済額について説明し、支出のないものについては割愛させていただきます。

款1 総務費は、支出済額2,793万2,955円で、職員人件費、国保税の賦課徴収や資格管理などに係る事務費、国保連合会負担金及び国保運営協議会委員費でございます。

224ページ、225ページをお願いいたします。

款2 保険給付費は、支出済額 7億2,732万6,403円でございます。

226、227ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金は、支出済額 2億8,359万2,484円でございます。

下のほうになります。款4 保健事業費は、支出済額1,823万4,342円で、医療費の削減、疾病の早期発見や予防につながる人間ドック経費補助金と、特定健康診査等に係る経費でございます。

228ページ、229ページをお願いいたします。

款 5 諸支出金は、支出済額195万9,500円で、過年度分保険税の還付金でございます。

款 6 予備費は、款 5 項 1 目 1 節22償還金利息及び割引料へ 3 万1,000円を充当しました。

歳出合計、支出済額10億5,904万5,684円でございます。

次の230ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

3 項歳入歳出差引額及び 5 項実質収支額は、ともに1,713万6,000円となりました。1,713万6,000円につきましては、翌年度に繰り越し、国民健康保険事業費納付金等の財源に充当を予定しております。

以上で、令和 6 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 次に、議案第57号 令和 6 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） それでは、続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明をいたします。

決算書の事項別明細書238ページ、239ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

なお、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料以外は、収入済額について説明させていただきます。

初めに、款 1 後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億2,245万9,000円でございます。不納欠損額は6,600円、収入未済額は82万100円でございます。

次は、款 2 使用料及び手数料、収入済額は200円で、保険料の督促手数料でございます。

次、款 3 繰入金、収入済額は3,437万3,122円、一般会計からの事務費繰入金及び低所得者の保険料軽減に対する保険基盤安定繰入金でございます。

次、款 4 繰越金、収入済額15万6,600円、令和 5 年度からの繰越金でございます。

次、款 5 諸収入、収入済額24万500円、過年度分保険料の還付金として広域連合から受け入れたものでございます。

収入合計は、収入済額 1 億5,722万9,422円となりました。

次に、歳出の説明をいたします。240ページ、241ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主に支出済額について説明をさせていただきます。

款 1 総務費、支出済額89万7,347円は被保険者の資格管理や保険料の賦課徴収に係る事務的経費でございます。

次は、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億5,598万7,575円は、保険者であります後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

次、款 3 諸支出金、支出済額24万500円、こちらは所得の更正や死亡等に伴う過年度分保険料の還付金でございます。

242、243ページをお願いします。

歳出合計は、支出済額 1 億5,712万5,422円、不用額は146万2,578円となりました。

244ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

3 項歳入歳出差引額及び 5 項実質収支額は、ともに10万4,000円となりました。この10万4,000円につきましては翌年度に繰り越し、後期高齢者広域連合納付金等の財源に充当いたします。

以上で、令和 6 年度大多喜町後期高齢者医療特別歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 次に、議案第58号 令和 6 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、議案第58号 令和 6 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明をいたします。

決算書事項別明細書でご説明をいたしますので、254、255ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款 1 保険料、調定額 2 億3,503万2,958円、収入済額 2 億3,048万1,942円、収納率98.06パーセント、内容につきましては、65歳以上の第 1 号被保険者の保険料でございます。

不納欠損額60万2,560円は、時効成立による16名分の処理でございます。これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款 2 分担金及び負担金項 1 負担金 5 万8,000円は、いきいき塾及び認知症予防教室参加者負担金でございます。

款 3 使用料及び手数料 5 万3,800円は、認定情報の情報公開手数料及び督促手数料となり

ます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金 1億8,740万9,969円は、介護給付に係る国の法定負担金でございます。

項2 国庫補助金7,815万4,797円につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別・階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して、市町村に交付される調整交付金及び地域支援事業の中の包括的支援事業・任意事業と介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の法定負担金が主なものでございます。

256、257ページをお開きください。

一番上段になります。保険者機能強化推進交付金、こちらは市町村の自立支援、重度化防止等の取組を支援するためのものであります。

次の保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくり等の取組を支援するためのもので、地域支援事業に充当されるものでございます。

款5 項1 支払基金交付金 2億7,927万3,000円は、介護給付費等地域支援事業に係る40歳から64歳の第2号被保険者分の法定負担金でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金 1億4,488万5,494円は、介護給付に係る県の法定負担金でございます。

項2 県補助金622万2,523円は、地域支援事業の包括的支援事業任意事業と介護予防日常生活支援総合事業に係る県の法定負担金でございます。

次に、款7 繰入金、項1 他会計繰入金 1億7,415万3,679円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町法定負担金、職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

258、259ページをお願いいたします。

款8 項1 繰越金7,760万1,193円は、前年度繰越金でございます。

款9 諸収入、項2 雑入 1万4,770円は、予防給付介護負担金、介護給付費返還金でございます。

以上、歳入合計11億7,830万9,167円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

260、261ページをお開きください。

歳出済額を主に説明させていただきます。

款1 総務費、項1 総務管理費2,771万1,870円は、職員の人件費及び介護保険事業の事務的

経費となります。

項 2 徴収費110万5,032円は、第 1 号被保険者保険料の賦課及び徴収事務に係る経費でございます。

次のページをお願いいたします。

項 3 介護認定審査会費558万886円は、介護認定審査で必要な主治医意見書作成手数料、認定調査委託料及び 2 市 2 町による介護認定審査会共同設置に係る負担金でございます。

項 4 運営協議会費 3 万5,000円は、介護保険運営協議会の委員報酬でございます。

款 2 保健給付費、項 1 介護サービス等諸費 8 億9,320万2,862円は、訪問系サービス・通所系サービスに係る給付費のほか、264、265ページをお願いします。グループホームや介護老人保健施設、介護老人福祉施設等の施設入所に係る給付費でございます。

さらに、在宅において入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入費や、手すりの取付けや段差の解消など、住宅改修に対して給付されるものでございます。中段の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費となります。

項 2 介護予防サービス等諸費は1,628万7,982円でございます。内容は、介護サービス等諸費と同じであります。対象者が要支援 1、要支援 2 の方に対する給付費でございます。

266、267ページをお開きください。

中段、項 3 その他諸費61万2,550円は、国保連合会への介護給付費に係る審査支払手数料でございます。

項 4 高額介護サービス等費2,063万6,837円は、一月の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

項 5 高額医療合算介護サービス等費286万1,325円は、介護保険と医療保険両方の自己負担額が合算して年額の限度額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

268、269ページをお開きください。

項 6 特定入所者介護サービス等費3,124万3,573円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じ食事と居住費が一定額を超えた分について、保険給付するものでございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費915万6,898円は、要支援 1、要支援 2 の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費でございます。

270、271ページをお開きください。

短期集中予防サービス（通所型C）は、要支援の方を短期間に集中して機能回復訓練等を行い、通常状態に戻すことを目的としています。

次に、項2一般介護予防費241万8,314円でございます。これは介護予防の普及啓発に資する介護予防教室の開催、そして、地域で介護予防活動を推進するボランティア及び団体の育成と活動の支援経費などでございます。

次に、272、273ページをお開きください。

項3、包括的支援事業・任意事業費2,578万1,445円は、地域包括支援センター関係職員の人件費及び事務的経費でございます。介護給付費の適正化や家族介護支援等の事業に係る経費のほか、一番下、目4包括的支援事業（社会保障充実分）です。これは地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターに係る人件費でございます。

次ページをお願いいたします。

項4その他諸費2万6,800円、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料でございます。

款4項1基金積立金3,547万7,000円は、前年度から繰り越された保険料と国・県支払基金交付金の精算に伴う積立てでございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付金3,922万3,242円は、令和5年度分の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計11億1,136万1,616円でございます。

続きまして、276ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額11億7,830万9,000円、歳出総額11億1,136万2,000円、歳入歳出差引額6,694万7,000円、こちらにつきましては、令和6年度分の精算に伴う国・県支払基金等への返還金、令和7年度の保険給付費及び基金積立金等の財源となるものでございます。

以上で令和6年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 次に、報告第13号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、報告第13号を説明させていただきます。

123ページをお開きください。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率。

表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和6年度も黒字のため該当ありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらに公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、令和6年度の連結実質収支は黒字のため該当ありませんでした。

次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和6年度決算では前年度より0.2パーセント増加し、3.9パーセントとなりましたが、早期健全化基準を下回っております。

最後に、将来負担比率は地方債現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、算定見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和6年度決算では、昨年度と比較し、将来の負担となる地方債現在高の増加や充当可能な基金現在高の減少がございましたが、昨年同様に将来負担すべき金額よりも充当可能な財源などが多くなっているため、算出されませんでした。

以上、令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でありますことをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 以上で、議案第54号から議案第58号までの各会計決算認定についての説明及び報告第13号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告についての報告が終わりました。

ここで、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） それでは、議長よりご指名いただきましたので、監査報告を

いたします。

令和6年度大多喜町一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況、また財政健全化に係る審査につきまして、その結果についてご報告いたします。

審査につきましては、8月18日、12日の2日間、それぞれ麻生監査委員とともに審査を行いました。

初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また予算は地方自治法に規定する原則、すなわち公共の福祉の増進のために適正に執行されたか、そして計数は正確であるかに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取し、審査を行いました。

その結果は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、また、予算の執行は適法かつ適正に執行されており、計数も正確でありました。

続きまして、基金の運用ですが、ご承知のとおり現在基金の総数は25基金で、年度末の総額は、昨年度に対しまして3億9,341万4,000円減少し、総額は33億275万7,000円となりました。

減少した基金の中で、一般会計では財政調整基金2億900万円、公共施設整備基金6,100万円、その他福祉基金、小中学校施設整備基金など、また鉄道基金特別会計では、鉄道経営対策基金約2億円、それから国保特別会計では、国保財政調整基金1,200万円、その基金などが必要な施策に充当して減額となりました。

一方で増加した基金は、減債基金2,000万円、その他ふるさと基金、介護特別会計の介護給付準備基金3,540万円、これなどは近い将来必要な施策に充当するため、積み増しをしております。

今後も、目的に沿って計画的かつ効果的に基金を運営されることを強く希望いたします。

なお、詳細につきましては、令和6年度大多喜町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書及び基金の運用状況審査意見をご覧いただきたいと思えます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しましたので、併せてご報告いたします。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正

に作成されているかどうかについて、これも担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。その結果ですが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

財政の健全化に関する法律、ちょっとこれは財政課長の説明と重複しますが、4つの指標がありまして、そのうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、当大多喜町は赤字でないため、全く問題ありません。

それから、実質公債比率は3.9パーセントになりまして、対前年度と比較すると0.2ポイントの増となっております。増えるということは、多少悪化しているということなんですけれども、5年前の令和元年と比較しますと、1ポイントも改善されておりますので、比率そのものは全く問題ないというふうに考えます。

それから、将来負担比率は充当可能基金額や基準財政需要額算定見込額、これも大きな減少はありましたけれども、将来負担額を充当可能財源が上回っているため、これも算出されませんでした。

しかしながら、地方債の残高が2,043万7,000円増加し、それから充当可能基金が2億306万1,000円減少しておりまして、前年度と比べますと8.5ポイントマイナスとなっております。

将来負担比率は、令和3年度以降マイナスのまま推移していますので、これ自体は堅実な財政状況を維持しているというふうに思いますけれども、今後、いすみ鉄道の復旧をはじめとする喫緊の事業の実施に当たりまして、これまで順調に減ってきていた地方債の残高が増加に転じたことや、財政調整基金や鉄道経営対策事業基金の大きな取崩しもありますので、この数値が手放しで喜べるものではないというふうに考えております。

今後も計画的な事業執行や将来を見据えた有効な投資などを行った上で、同時に良好な将来負担比率を堅持されますよう希望いたします。

以上をもちまして、令和6年度大多喜町一般会計、各種特別会計の決算及び基金の運用状況並びに財政健全化に係る審査についての報告といたします。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

以上で監査報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、9日と10日は総務文教・福祉経済常任委員会の合同の委員会協議会が予定されています。時間は、いずれも午前9時から、会場はここ議場で開催します。

また、9月16日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時42分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 3 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和7年9月16日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	本村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	渡邊陽二君	生活環境課長	磯野淳一君
会計室長	須藤明実君	教育課長	浅野健二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木島丈佳 書記 市原和男

議事日程(第3号)

- 日程第 1 議案第 5 4 号 令和 6 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 5 5 号 令和 6 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 5 6 号 令和 6 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 5 7 号 令和 6 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 5 8 号 令和 6 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 追加日程第 1 議案第 5 9 号 財産の取得について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

本日の議事は、既に配付の議事日程第3号により、令和6年度大多喜町一般会計のほか、各特別会計4会計の決算に関する質疑、討論及び採決を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては、重複する部分をご遠慮いただき議事進行にご協力くださるようお願いいたします。

なお、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきたいと思えます。

議会定例会9月会議の最終日に当たり、一言、皆様にご挨拶を申し上げたいと思えます。

本日は、議長をはじめ、議員の皆様方には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、9月2日以降の行事でございますので、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承を賜りたいと存じます。

さて、本日の会議事件は、令和6年度一般会計のほか、4つの特別会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案説明をさせていただき、過日の常任委員会協議会において詳細な説明をさせていただいたところでございますが、いずれの会計においても経常的な経費が増加する中で、創意工夫を努め、健全な財政運営に配慮した事業を推進してまいりました。この結果、一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、よろしくご審議を賜り、ご了承くださるよう心からお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきたいと思えます。よろしくごお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。9月3日以降の議会関係の主な事項は、お配りした議会諸報告により、ご了承いただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第54号から日程第5、議案第58号までの令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算については、既に一括議題として提案説明が終わっております。

9月3日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

次に、質疑要領ですが、質疑に当たりましては決算書で質疑をされますようお願いするとともに、大多喜町議会会議規則第55条では、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないとされています。このようなことから、一般会計については、歳入は全般にわたり、また、歳出は4つに分けた款ごとに質疑を行いますが、1つの議案ですの同一議員につき3回までとしますので、ご協力よろしく申し上げます。

また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示しいただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないように申し上げます。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第1、議案第54号 令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとしてください。

それでは、歳入及び歳出のうち、款1 議会費、款2 総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 51ページ、款21 諸収入の雑入について及び77ページ、款2 企画費の地域通貨事業、3点について、一つ一つ質問をさせていただきます。

最初に、77ページ、地域通貨事業の報償費 5 億6,831万3,788円は、協力店への支払い額と説明がありました。地域通貨事業の報償費は、チャージ金額に対して10パーセントのプレミアムがついた金額であり、当初予算では3億3,000万円、同9月補正で2億2,000万円の計上がありました。予算総額は5億5,000万円で、そのうち5億円がチャージ分、5,000万円がプレミアム分となります。

51ページをお開きください。

歳入の雑入の備考欄、上から11行目に、地域通貨チャージ分として5億542万円の収入額となっていますが、予算額を超えてのチャージ金額は何か伺います。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） ただいまのご質問に財政課からお答えいたします。

初めに、チャージの歳入からでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○財政課長（市原芳則君） 歳入のほうで6年度決算で5億542万円ということで、チャージの分としては、予算として歳入見込みが5億円ということで、当初計画、予定しておりました。その差額の542万円ですけれども、542万円につきましては、プレミアムのつかない元金という形のチャージということで受け入れたものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 次に、2点目ですけれども、77ページに戻っていただいて、報償費の予算額5億5,000万円に対し1,831万3,788円超過しての支出金額となったのはなぜか伺います。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 地域通貨事業の報償費についてお答えいたします。

歳出のほうの決算額は5億6,831万3,788円ということで、当初の歳入歳出予算といたしましては、歳出、チャージ金額5億円に対して5億5,000万円ということで予定しておりますが、地域通貨ですけれども、チャージに対して、最終チャージから1年間の有効期限がございます。当然、年度当初からチャージした分については年度末なんですけれども、前年度中に使っていない部分のチャージされた金額というのもございますので、その部分を次の年度で支払った分がございまして、今年度チャージしている部分についてもこれからチャージさ

れる方については有効期限が1年間になりますので、来年度中の途中まで有効期限がありますので、その金額の積み重ねということになっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） すみません。3点目なんですけれども、地域通貨事業は、キャッシュレス時代にあって、町民にも取扱店にも好評であって、経済の活性化にも大きく寄与しているものと考えます。

令和3年経済センサスによれば、町内の事業所は509事業所であり、取扱店の令和7年8月1日現在、92店舗というのは少なくないのかと。取扱店を増やす対策を検討されてきたのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 登録店につきましては商工観光課のほうで担当ですので、商工観光課のほうからお答えさせていただきます。

対策を何かしているかということでございますけれども、一斉通知のほか、直接の訪問により登録をお願いしているところでございます。既存の事業者の再度の訪問であったり、新規事業者につきましては、他業務で町内に出た際に、新たに起業した事業者に対して注視するなどして訪問しているところでございます。訪問した際には、丁寧にこの制度の内容を説明しまして、今後も新規登録の増加に努めていければと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

1番吉野一男君。

○1番（吉野一男君） 75ページ、地域おこし協力隊事業の中の18、地域おこし協力隊起業支援事業補助金の400万円の内容についてお伺いたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、企画課のほうからお答えさせていただきます。

まず、令和6年度における当該補助金の内容ということですが、申請としましては、林業3名、有害鳥獣1名の方が申請されまして、用途につきましては、伐採に係る資機材や重機、また軽トラックの購入等に活用されております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

1 番吉野一男君。

○1 番（吉野一男君） ありがとうございます。

2 点目につきましては、今までに何名採用して、大多喜町で起業しているのは何名かお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 地域おこし協力隊ですが、平成28年度の事業開始以来、これまで計40名の隊員を委嘱してきております。現在、任期中の隊員は18名ですので、任期満了、もしくは中途退任の隊員は計22名です。このうち、町に定着された方につきましては11名、うち、町内で起業された方9名、さらに、起業支援補助金を活用された方は8名となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

1 番吉野一男君。

○1 番（吉野一男君） ありがとうございます。

続いて、3 点目といたしましては、この3 年間で期間満了になったその後において、町として起業に向けてのアドバイスや協力体制をどのように取ってきたのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 起業に向けてのアドバイスですが、任期満了以前に、任期中におきましても必要に応じて相談に対応するとともに、起業後におきましても道路や公共施設管理、また有害獣対策など、相互に効果的な連携を図っているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10 番久保初江君。

○10 番（久保初江君） 79ページの令和6 年度に実施された結婚活動支援事業についてお伺いいたします。

1 つ目は、これまでの開催の回数や参加人数などの実績や参加者の状況について、具体的な事業内容を教えてください。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 企画課のほうでお答えさせていただきます。

これまで結婚支援事業としましては、4つほど事業を実施してきております。まず、町内在住・在勤の登録者でお見合い希望者をサポートする縁結び事業、それと、都内など都市部在住で結婚して本町へ移住する意思のある方が登録し、先ほど申し上げました町内在住・在勤の登録者とマッチングする移住婚事業、また、出会いの場を提供する婚活バスツアーとスキルアップセミナーの開催、これはほぼ同一の事業として実施しています。さらに、結婚された方への支援として、結婚新生活支援補助金を実施しました。

令和6年度についての実績なんですけれども、移住婚でのお見合いにつきましては、昨年度、2件実施しまして、1件交際に発展しましたが、結果としてご縁ある実績に結びつきませんでした。また、婚活バスツアーにおきましても男女計17名が参加し、4組のカップルが成立しておりますが、その後の進展に結びついている実績はちょっと確認できておりません。以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

今までの説明をいただいて、これまでの取組の経緯を踏まえて、この事業にどのような成果や課題があると整理されているのかお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 評価ということですが、事業の実施した課題としまして、やはり町内在住・在勤の登録者がなかなか増えないという点、また、移住婚につきましては、都市部在住の登録者が男女合わせて現在78名と、多くの方にご登録いただいているところなんです、やはりそういった方に紹介できる町内在住・在勤の登録者が少ないことと、さらに、移住婚については、実際にこちらから紹介しますよということで紹介の案内、これに対しまして、移住婚登録者側のちょっと積極的なアクションが極めて少ないということが課題として挙げられるといったところです。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ページでいいますと73ページになります。この中で、定住化対策事業ということで、定住化への取組をされていると思いますけれども、町外からの移住や定住促進に関する対策というのは、この対策に限らず多く行われていますけれども、例えば、少

子化対策ですとか、子育ての支援、また住宅取得助成等があると思います。町外へ広く広報、どのように行っているのか、こういった事業につきまして。

この間の説明では、移住希望者への説明会を都内で実施したと聞いております。移住・定住促進のため、都内公共施設等にチラシやあてら、冊子の設置、定期的な説明会等を積極的に進めるなど、町外への広報を行う事業にどのように取り組んできたのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問いただきました定住促進に関する町外への情報発信、これを積極的にということですが、私もよく役所は情報発信が下手なんだよなといったことを耳にできております。今後につきましてもターゲット層に応じて、どのような情報をどんなタイミングでどんなツールで発信したら相手に響くのかといったことを常に意識しながら、今後の情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

また、現在の情報発信の取組についてということですが、町広報紙による広報のほか、町ホームページを中心に、子育てや住宅など、暮らしの支援に関する情報を整理し、紙媒体での広報物についてもQRコードからホームページ上の情報に到達できるようにしてございます。また、都内等へ直接出向いて行っている移住相談会、これにつきましては、昨年度でいいますと都内で5回、そのうち3回は、有楽町駅前にありますふるさと回帰支援センターで、先輩移住者の方にも参加いただくなどして行ってきました。

このふるさと回帰支援センターですが、地方移住専門の相談センターで、全国の地方情報の発信拠点ともなっております。まさに移住に関心のある方が利用されますので、本年度からは、当センターの会員として、施設内に僅かなスペースにはなりますが、本町の常設コーナーを設置する予定でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。

やはり町外に広く目にしやすい、例えば、興味がなくてもそれをちらっと見て、移住というのもあるんだよな、そういったことが必要なのかなと思います。やはり知っていただくということが大変重要だと思いますし、各課で取り組む事業、横断的にそういったものを皆さん、町外に広く広めていくということは重要だと思っております。今後ともよろしくお願

します。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 決算書77ページです。地域公共交通対策事業についてお伺いいたします。

77ページ、地域公共交通対策事業ということですが、デマンド型地域交通運行业務委託料として2,440万7,500円が計上されております。説明によりますと、年間1,473回の利用があったということでもあります。

過去の実績を調べてみましたところ、令和4年度は77人の登録で1,219回、令和5年度は109人の登録で1,507回の利用となっており、大体平均した利用回数となっておりまして、この事業の成果が見てとれるところでもあります。しかしながら、このデマンド交通の運行により恩恵を受けられる方々は、老川地区全域、西畑地区全域、そして総元地区にあつては9行政区のうち1行政区のみとなっておりまして、申し上げた以外の地区は対象外となっております。運行範囲を広げてほしいとする声もあることも事実であります。

この事業、交通弱者対策として、また公共交通機関の空白地解消として取り組んでいるわけではありますが、同じ税負担をしながら運行されていない地域から運行に対する要望を聞くことも大事ではないかと思われましてけれども、この点についてお伺いしたいと思えます。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 運行範囲の拡大ということですが、まず、現在のデマンド交通を開始するきっかけとなりましたのが、中学校の統合を契機に、旧西中学区生徒の大多喜中までの通学交通を確保するために、それまで運行しておりました平沢循環バス路線、こちらを休止し、通学対応するためのバス路線の再編を行いました。と同時に、バス路線を休止した平沢循環路線のエリアを含めまして、会所や紙敷などの地域から通学バス路線に生徒をつなぐために、交通事業者に、現在の10人乗り車両、これを2台導入いただきまして、旧西中学区小中学生の新たな通学交通を確保しました。この際に、新たに導入したこの10人乗りの車両を使いまして、通学時間帯以外の空いた時間を活用してデマンド交通が開始されたものでございます。

この導入の目的ですが、運行を休止しました平沢循環バス路線エリアの生活交通を補填す

ること、それから高齢者、障害者に対する外出支援サービス、いわゆるタクシー代金の2割負担補助の地域格差、老川、西畑地域とそれ以外の地域でのこの利用格差を補填することなどを目的に現在の設定区域での運行となった経緯がございます。

また、このように、それぞれ地域の実情に応じまして交通の検討をしまいましたが、現在のデマンド交通につきましては、現運行区域以外の拡大といったような協議の場というのは特に設けてきておりません。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 運行の経緯につきましては、よく分かりました。しかし、導入されてから数年がたち、社会情勢も変わってきているその中で、高齢化が進み、マイカーから離れ、交通弱者に近い方々が増えております。町民に対する不公平感を是正するためにも範囲を拡大する協議、検討の場を設ける必要があるのではないかと、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 議員おっしゃられますように、社会情勢、変わる中で交通弱者対策、必要なことだと思います。

ただ、どういった交通をその地域に導入するかということにつきましては、それぞれの地域ごとにその特性に応じて交通の形態を検討をしまいたいと思いますので、デマンドの拡大という意味では、協議の場、現在想定しておりませんが、それぞれ大多喜、上瀑、総元と、地域の状況に合った交通を検討をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳入及び歳出のうち、款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） すみません。125ページの合併処理浄化槽設置整備事業についてお尋

ねします。

最近、夷隅川が大分きれいになってきたというようなお話がちらほらと聞こえてはきているんです。水質検査しているわけではないので、見た目の判断だと思えますけれども、その中で、合併処理浄化槽が増えてきているのかなというのもちよっと傾向的にあるのかなと思ひまして、実際、今、町内で合併処理の浄化槽が全体のどれくらいの比率を占めているのか、その辺ちよっとお聞かせ願えればと思ひます。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 合併処理浄化槽の普及率ということで、生活環境課のほうからお答えさせていただきます。

比較として、一応10年前ぐらいの比較のほうが分かりやすいかなと思ひまして、ちよっとお話しさせていただこうと思ひますけれども、平成26年度、単独と合併、合わせまして町内で合計3,020基ございまして、そのうち合併が1,315基で43.54パーセント、また、単独が1,705基で56.46パーセントでした。これに対しまして、最新、令和6年度末におきましては、単独、合併と合わせて3,208基でございます。このうち合併が1,540基で48パーセント、単独では1,668基で52パーセントということで、この10年間で、合併処理浄化槽、225基増加というふうになっております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） ありがとうございます。

徐々に増えてきているという、約半々ぐらいの数字なんでしょうけれども、さらに言えば、全部が合併浄化槽になっていけばいいのかなとは思ひますけれども、そこは、またきつかなというのも考えますけれども、今後、合併処理浄化槽への移行、新設についてはほとんど合併処理だろうと思ひますけれども、その辺を増やしていく手だてみたいなのがあれば教えていただければと思ひます。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 今、議員さんおっしゃられるとおり、全てのご家庭で浄化槽、合併浄化槽があるということがこれ一番の目的でございます。ですので、担当課としましては、これまで同様に、浄化槽の補助金を継続、これはもう必須として考えてはいます。また、これまでどおり、周知のほうも継続して行っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

9番及川はるな君。

○9番（及川はるな君） 119ページの真ん中よりやや下になります。予防費の不用額が約1,000万円とあるのですが、こちらの不用額1,000万円の内容を教えてください。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

予防費の中には、がん検診事業、あと予防接種事業、健康増進事業と、町民の方の健康診査や各種がん検診及び予防接種に係る経費が主なものとなりますが、予算計上した予定者数よりも実績が下がったことによる不用額の積み上げが主な要因となります。特に、新型コロナワクチン接種については、接種対象者をそれまでの過去の実績から55パーセントを見込んで予算計上しておりましたけれども、実際には、実績が約25パーセントと大幅に低い状況でございました。

さらに、パソコンの健康管理システムは、国が進める標準化に伴うシステム改修を実施したところでございますけれども、予算要求時には、まだ国からの詳細がはっきり見えてこなかったところ、概算による予算計上となっていました。実績では、大幅に予算の縮減ができたことなどにより不用額が多くなった要因となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 119ページのがん検診事業のがん患者アピアランスケア支援事業助成金についてお伺いさせていただきます。

令和6年度における本事業の利用希望件数や実際の利用状況についてお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 利用状況というか、実績でございますけれども、2件ございまして、2人の方から2件の実績がございました。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。

この周知やPRというのは、どのようにされておりますか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらの周知については、町ホームページ、あと広報おたきのほかにも、がん検診の通知の中に本事業のチラシについて同封いたしました。また、県でがん情報を取り扱っているサイト、ちばがんナビからもリンクを張るなどの周知を図っているとごさいます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えいただきありがとうございます。

利用者数が2件ということで、もともと必要とされている人数が少ないのかもしれないですけれども、もし周知不足が利用件数に影響しているのかということも考えられるので、これから町としても周知に向けて工夫や支援の検討を行っていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 143ページですが、有害鳥獣被害防止実施団体補助金の件ですが、2,800万円補助、出ているんですけれども、その団体と目的をちょっと教えてほしいんですが。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、農林課からお答えさせていただきます。

まず、この補助金の行っている実施団体につきましては、大多喜町有害鳥獣対策協議会という団体がございます、そちらのほうに補助金として交付しております。内容につきましては、まず、被害を防止するための鳥獣被害防止総合支援事業と、もう一つは、捕獲を主に

しています緊急捕獲活動支援事業、この2つの事業を行ってまして、合計が2,853万8,610円。この内容につきましては、地域ぐるみの取組を支援したりとか、あと人材育成、あと捕獲活動の支援とか、あと技術活用支援ということで、そういう目的で補助のほうを行っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） その大多喜町有害鳥獣対策協議会の助成の費用なんですけれども、例えば、わなを作るとか、そういうのもやるんですか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） わなの作り方も一つの支援と入っております。一応、もっと詳細な説明としては、例えば、どういうものを行っているかということになりますと、例えば、箱わなとか、くくりわな、あと大型のおり、こちらのほうを購入したいとか、あと、それに付随する、それに伴ってICT機器、よく今、行かなくても閉まったのが分かるとか、そういうものを導入しております。あとは、実施している集落もありますけれども、緩衝帯の草刈りをしてイノシシが住む場所を減らすというところの協力を得たところにも補助金を出したりとか、そういうことを行っております。

○6番（麻生 勇君） ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

2番森久君。

○2番（森 久君） 155ページ、157ページの地籍調査事業について伺いたいと思います。質問は、令和6年度の地籍調査事業の成果について、どのように評価されているのかというお尋ねであります。

過去の地籍調査業務の推移につきましては、主要施策の成果説明書のほうが分かりやすいと思いますので、主要施策の成果説明書の令和元年度版から令和6年度版について金額をたどってみました。

なお、令和6年度の主要施策の成果説明書は、30、31ページに地籍調査が示されております。

令和元年度の地籍業務現地調査は約3,400万円、令和2年度は繰越明許も含めて約1億7,500万円にも達します。ところが、その後の3年間、令和3年度こそ約1,210万円ですが、

令和4年度、5年度は、現地調査は行われていないように見えます。他方で、地籍調査成果送付前確認修正業務、地籍調査認証請求業務、地籍調査受験申請書類作成業務、地籍調査地区データ入替え業務などが多く、実際に調査してから登記に至るまでの間に混乱が生じていたことが推測されます。そして、令和6年度、決算書の157ページによりますと、地籍調査業務委託料が3,278万円、地籍調査成果送付前確認修正業務が412万5,000円、地籍調査データ更新業務が88万円となっており、3年間の混乱を経て、地籍調査業務事業、とりわけ現地調査は、過去3年に比べて大きく進展したと思われま

す。しかし、一体いつになったら大多喜町の地籍調査が終わるのかという町民一般の懸念、心配のもと、空からの調査による効率化、地域住民の積極的協力、山間地調査の困難さ、業務委託業者の優劣などを考慮しますと、私には、令和6年度地籍調査事業の進展をどのように評価したらよいか分かりません。つきましては、令和6年度決算の地籍調査業務関連の成果についてどのように評価されているのでしょうか。ご判断を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 地籍調査事業につきましては、議員おっしゃるとおり、令和3年、4年、5年と事業の休止をしている状況です。これは、過去にやった成果の登記のほうがちよっと遅れておりましたので、登記を優先ということで実施をしております。その後、令和5年度に改めて大多喜町地籍調査事業計画書を令和6年度から令和11年度の5か年の計画を立てております。令和6年度につきましては、大多喜町地籍調査事業計画に基づきまして、栗又地区、また大戸地区において、計画どおり、現地調査、境界立会い、一筆測量を実施した業務を行いました。

あとは、どうしても国の補助金、交付金等を使ってこの事業を進めております。また、国のほうの補助金の交付率によっては、その計画が予定どおりいかない可能性もありますが、計画どおりいきますように、町のほうもこれから県等に要望していきたいと思

います。一応、6年度の事業計画につきましては、計画書に基づいた内容が完成しましたので、6年については計画どおりというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 147ページでございます。空き家等を活用した起業支援事業につ

いてお伺いいたします。

4件の方が利用されているとお伺いいたしましたが、この方は移住者も含まれているのか、あと個人か法人か、事業内容はどのような内容なのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） まず、移住者かどうかというところでございますけれども、すみません、移住者かどうかというところは、ちょっと今データがなくて、後でまたお答えいたします。

一応、場所とどういった業種かというところなんですけれども、大多喜町の横山、食品卸業でございます。それから、2件目が紙敷の宿泊業でございます。3件目が田代区の食肉処理業でございます。それから、最後に上原区の食品製造業でございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） この方たちは、この助成金があるのをどのような形で知ったのか、空き家バンク等を利用して知ったのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） この事業につきましては、ホームページであったり、広報紙であったり、そういったところで周知しております。

空き家バンクについては、こちらについては企画課のほうの関係でございますけれども、そこは、うちのほうも空き家の関係については情報をこちらで確認することはございますけれども、そういったような形で周知のほうはしているところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

今も申し上げましたけれども、空き家等を利用していただいて、移住者をやはり増やしていただくというのも一つかと思っております。そして、このような助成があることを周知していただければ、空き家を利用して、移住者の方もこちらへ来て事業を始めたいという方も増えると思いますので、今後ともご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 151ページと153ページにかかります観光施設整備事業委託料の件なんですけれども、その中で、地質調査委託料というのがあります。49万5,000円。これは、先日、成果現場を見させていただきました。会所、弓木道路の現場を見させていただきましたけれども、現地はすごくよくできていたと思います。その中で、そこに持ってきた土が、今質問したい小沢又駐車場予定地から持ってきたということです。

その地質調査されているわけですが、この目的はどんな目的で地質調査をやるのか教えてください。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） どのような目的で調査をしたかということでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、小沢又地先の駐車場予定地でございます。ですので、ここをアスファルト等でそのまま施工した場合については、土質が軟弱な可能性がございますので、土質調査を行いました。土質が軟弱なために土質調査を行ったところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 143ページであります。有害鳥獣駆除対策事業でありますけれども、先ほど質問がなされましたけれども、有害鳥獣被害防止実施団体補助金2,853万8,610円、この事業は非常に大事な大切な事業でありますので、結構な補助金だと思いますけれども、非常に高額でありまして、この補助を受けて処理する事務処理や経理事務を処理する、大変だと思うんですけれども、この事務はどこで行っているのか伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 先ほど申し上げたこの実施団体につきましては、大多喜町有害鳥獣対策協議会というところが行っております。その協議会の規約がありまして、今回のこちらの事務局は大多喜町役場農林課内に置くというふうになっておりますので、事務局は一応農林課ということになります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

9番及川はるな君。

○9番（及川はるな君） 163ページになります。下のほうの宅地造成費の18番、負担金補助及び交付金が1,000万円とあります。令和5年度の決算でも、こちら不用額1,000万円とありました。こちらの宅地造成事業を行うこの場所が城見ヶ丘と聞いているんですけれども、こちらの利用してもらうための工夫とか、今後の計画等々あれば教えてください。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 宅地造成事業についてのご説明を建設課からお答えいたします。

不用額の主な内容につきましては、城見ヶ丘分譲地の住宅用地取得補助金2区画分の1,000万円、500万円掛ける2区画分で1,000万円を計上しておりました。令和6年度は、土地売買契約に至らなかったため当該補助金が不用額となっております。

現在の販売状況について申し上げます。令和7年4月1日時点では2区画が残っておりますが、本年7月に1区画が売れました。残り1区画については、現在、商談中ですので、この商談を続けていけば2区画が完売できるのではないかなということ考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ただいまの事業に関連をいたしましてお聞きをしたいと思いますけれども、宅地の造成事業、造成地の6年度は管理を行ったというような内容の予算の執行だったと思っておりますけれども、今、残が、先ほどお話を伺いますと、大戸に1か所、城見ヶ丘に1か所、それも間もなく売却をされるのかなと思っておりますけれども、今後、新たな宅地の造成、そういったものは検討されているのかお聞きをしたい。よろしく願います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 新たな宅地造成を検討しているのかというようなご質問で、まずは、新たな宅地造成については、現時点では具体的な計画はしておりませんが、これまで実施してきた宅地造成についてですが、城見ヶ丘団地以降、小規模な分譲を5か所で20区画を造成、分譲し、そのうち18区画が完売となり、既に住宅の建設がなされている状況です。また、現在は、売れ残っております大戸が1区画、猿稻の1区画の販売に努めている状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。

そういった事業を進めてきて、大変多くの住宅が売却されて建っているという状況だと思いますけれども、移住・定住を図るためには、そういったものはやっぱり必要なことだろうと考えております。町として今後どのようにそういったものを取り組んでいくのか、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） ただいまの志関議員のご質問に対してお答えさせていただきますが、今の現状として、確実にこういう方向でということではないんですが、今のところ農振地域ですよね。農振を見直ししながら、なるべく居住地に近いところ、適していそうなところをまず農振を解除する、そして農地として、例えば申請があれば、速やかに宅地にも変更ができるという状態に持っていきながら、民間の方たちのお力添えもいただきながら、そういう地域を広げていこうということに考えをかじを切っているところでございます。

今、基本的には、まだ最終確定ではございませんけれども、船子地先に2ヘクタールの農振を解除に向けて走ろうという方向で動いておりますので、町単独で全てを、要するに費用を持つというのは難しいものですから、民間の投資を入れながら進めていければというふうには考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） 町長のご回答ありがとうございます。

やはり町の財政的な部分も当然あると思いますし、民間の活用というところも大変重要なところだと思います。やはり定住、また移住、多くそういった方々をお迎えしたいなど。そうすれば、人口的なものも若干ではありますけれども、解消していくんじゃないかと思っております。今後の取組について、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8 番山口定夫君。

○8 番（山口定夫君） 163ページ、住宅管理費の町営住宅管理事業について伺いたいと思います。

町営住宅は築年数がかなり経過していて、補修費等の経費が増加する見込みの中で、町営住宅長寿命化計画の計画期間が平成26年度から令和5年度までの10年間ということになっていますけれども、この長寿命化計画について、これまでどのような検討をしてきたのか伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 建設課からお答えいたします。

大多喜町町営住宅長寿命化計画、平成26年度から令和5年度の計画になっております。この計画は策定されていましたが、計画期間中は、予算等の状況などから計画どおりには進捗しておりませんでした。一方で、毎年予算の範囲内で必要な維持管理を継続して行い、施設の延命化に努めてまいりました。

具体的には、毎月の住宅使用料納付書配布時に、外観などの目視点検を職員が行ったり、異常の早期発見の対応につなげておりました。また、大雨、強風後の巡回確認も実施している状況です。建物内部につきましては、入居中のため一斉点検が難しいことから、入居者の連絡に基づき、随時、修繕、更新を行い、退去時には詳細確認の上、必要な修繕を実施しております。

施設の老朽化に伴い、建て替え等も検討すべきとの考えもありますけれども、建て替えについては、予算の確保、用地の確保等、ニーズに応じた住宅の選定など、課題が多く、事業費も高額であることから、現在の厳しい財政状況の中では容易ではなく、慎重な対応が必要と考えております。そのため、今後もこれまでどおり維持管理を中心に進め、老朽化に伴う破損等の増加に備え、修繕予算の安定的な確保に努めるとともに、入居者の意見、要望を踏まえて、良好な住環境の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） すみません。町営住宅は、昭和50年代に建てたものが結構あって、今後、維持管理、これから進めていくということなんだけれども、将来的に、一気に何か古くなっちゃって、莫大なお金が一気にかかるようなことになっちゃうんじゃないかなと思って危惧しているわけですが、少しずつ何かね、造り変えていかないと、古くなった建物に入っているというのはなかなか、町民としてもやっぱり新しいところに住みたいと思うんですけれども、その辺はどう考えますかね。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 施設のほうの木造の耐震は30年というふうに定められておりますけれども、通常の点検、また入居者からの通報等を受けて適切に管理していくことで、施設のほうで長寿命化につながっていくのではないかなという形で考えておりますので、今後も適切な維持管理に努めて、入居者の安全・安心に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は、11時15分から再開します。

（午前11時04分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

○議長（渡辺善男君） 冒頭に、商工観光課長より、先ほどの質疑の中で答え切れなかったところを答えたい旨の申出がありましたので、これを許しました。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） すみません、お時間いただきありがとうございます。

先ほど空き家を活用した起業支援事業の4件は移住者かどうかというご質問でございますけれども、全員、移住者でございました。

以上になります。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 議員の皆様は、再度、申し上げます。

大多喜町議会会議規則第55条では、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないとされています。このようなことから、一般会計については、歳入は全般にわたり、また、歳出は4つに分けた款ごとに質疑を行います。1つの議案ですので、同一議員につき3回までとしますので、ご協力をよろしく申し上げます。

また、決算書記載のページを必ずお示しいただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願いします。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 183ページの公民館費の中の節14の工事請負費、この辺の内容について伺いたいんですが、不用額558万3,000円ですが、この内訳、どんな内容であったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） それでは、生涯学習課からお答えいたします。

公民館に設置されてありますキュービクルの老朽化に伴い、キュービクルの更新工事を行いました。その際に入札を行い、応札が1者ほどありまして、その入札のときに生じた差金になります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

以上で、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） それでは、私は、令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度は、物価上昇の継続、世界的な金融引締めの影響、海外景気の下振れリスク、

中東情勢の不確実性、金融資本市場の変動など、内外のリスクが高止まりする1年でありました。

能登半島地震の経済影響にも留意が必要とされたほか、前年度の台風被害からの復旧・復興、続く中で、地方情勢には機動性と持続可能性の両立が強く求められました。このような状況の中、本町でも物価高対策、災害復旧、減災、地域活性化、教育・福祉等の基礎的サービス維持に重点がなされ、限られた財源の中で配分の妥当性が確保されております。前年度の台風13号復旧や合併70周年の節目を地域活力の契機にする取組など、歳出の優先順位づけが明確です。

一般会計の歳入歳出の決算額は、収入済額73億820万3,000円、支出済額68億5,865万3,000円で、翌年度に繰り越すべき財源1億1,789万9,000円を確保した。令和6年度の実質収支は3億3,165万1,000円の黒字となりました。地方公共団体の健全化指標の維持においては、令和6年度の実質公債費比率は3.9パーセント、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定対象外、将来負担比率も良好な水準で推移しており、厳しい環境下でも足腰の強い財政運営が確認できます。

主な施策は、生活・地域経済の下支えと、復旧として、地域通貨、定額減税補足給付金、低所得世帯給付金事業による家計支援や災害復旧の重点配分による公共土木等の生活インフラの回復、令和8年度からを計画期間とする次期総合計画、総合戦略の策定着手、地籍調査事業の再開、小中学校や中央公民館などの学びと地域活動の拠点機能を安全・安心の面から更新を図るなど、将来を見据えた基盤投資を適切に両立させたものと評価いたします。

今後の課題である人口減少、過疎の進行を見据え、歳入基盤の強化として、国県補助金や交付金の最大限活用に加え、地域資源を生かした自主財源を拡大策として、観光関係人口の増加による消費の拡大、ふるさと納税のさらなる磨き上げなどに努めていただきたいと思います。また、経常経費の持続可能化として、物価・人件費向上を踏まえ、デジタル活用、事務改善で内部管理コストを抑制し、福祉・教育・防災等の優先分野へ財源を振り向けることも期待いたします。

最後に、町民の行政に対する要望等は多く、また多岐にわたります。それらに全て早期の対応が難しいのは分かりますが、計画的に可能な限り対応していただきたいと思います。

以上を総合し、令和6年度一般会計決算は、厳しい社会経済環境下においても健全性と持続可能性を両立させ、町民生活の安定と地域活力の維持に資する妥当な執行であったと判断いたします。引き続き歳入基盤の強化と重点化、事業効果の検証を通じ、将来世代に負担を

先送りしない行財政運営を期待し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第54号 令和6年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第2、議案第55号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第55号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第3、議案第56号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 私は、令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計決算では、歳入総額10億7,618万1,390円、歳出総額10億5,904万5,684円、実質収支額は1,713万6,000円で、翌年度繰越しとなっております。昨年度に比較いたしまして、被保険者数は124人減少しており、世帯数にあつては44世帯減少しております。いわゆる団塊の世代の一部が75歳以上の後期高齢者医療制度に移行したため、国保加入者が減少したこともその要因の一つだとも考えられます。

一方、国保財政運営基盤の基礎となる被保険者が負担する国保税は、令和6年度2億976万9,000円、令和5年度は2億576万7,000円であり、若干の増となっております。加入世帯が減少し、税収が増額となっているということは、地方税法の改正に伴って、本町の国保税条例を一部改正し、保険税率や課税限度額の引上げ改定等をしたことも起因しているものと思われまふ。他方、国保会計歳出で大きなウエイトを占める保険給付ではありますが、令和6年度7億2,732万6,000円、令和5年度は7億2,727万1,000円であり、ほぼ同額でありました。

医療費が上昇すれば必然的に国保会計に影響を及ぼすことにもなり、疾病の早期発見、早期治療の必要性は言わずもがなであります。そのための健診事業では、令和6年度の受診率は42パーセントということですが、この実績値についての見解を伺ったところ、今後、受診率の向上に努力していきたいとの前向きな姿勢が示されました。大いに結構なことでありませう。

国保会計の運営は、予算の範囲内で業務量を調整することはできません。国保加入者の受診状況等いかんによって、その数字が変化してまいります。国保税の徴収率は97.76パーセントだということで、県内自治体と比較しても上位に位置しております。千葉県平均では、速報値で93.3パーセントだそうであります。税の高収納率に対する努力、健診受診率向上に対する意気込み、効果的な総合健康づくり支援事業など、努力の成果が見られる決算であると考えます。

被保険者の健康維持増進にさらなるご努力をお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第56号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、議案第57号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第57号 令和6年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第5、議案第58号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第58号 令和6年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(渡辺善男君) お諮りします。

ただいま町長から議案第59号 財産の取得についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 財産の取得についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(渡辺善男君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 追加日程第1、議案第59号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、追加で提案させていただきました議案第59号 財産の取得につきまして、本文説明の前に、提案理由につきましてご説明させていただきます。

現在、運用してございます本町防災行政無線につきましては、前身であるオフトーク放送設備の老朽化に伴い、デジタル防災行政無線を平成17年から19年にかけて設置したところですが、その後、本町防災行政無線施設の電波が改正された電波法令に適合しないものとなり使用できなくなることから、適合する本町防災行政無線の固定系・移動系無線の機

器を令和2年度から令和3年度において更新してございます。このような中、本町防災行政無線親局設備の操作卓につきましては、製造、設置から18年以上が経過し、専門保守業者による年2回の保守点検を実施しておりますが、近年、突発的な故障が多く発生していることに加え、操作卓の修理に係る部品が製造中止などの理由から修繕することが非常に困難な状況で、防災行政無線を適切に使用、運用できなくなることから、今回、親局設備の操作卓一式等を更新しようとするものでございます。

このことから専門業者8者を指名し、入札を9月8日に実施した結果、スイス通信システム株式会社が最低価格でございましたので、同社と契約を締結するため、議会の議決を得たく提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

議案第59号 財産の取得について。

大多喜町防災行政無線操作卓更新業務の契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、大多喜町防災行政無線操作卓更新業務。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、9,548万円。

4、契約の相手方、千葉県千葉市中央区都町6丁目21番5号、スイス通信システム株式会社、代表取締役、平野恒次。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） これは、工事の内容は親局だけで、子局というのは付随してあるとかということではないですかね。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問に総務課からお答えさせていただきます。

今回のこの工事、操作卓、当然、親局というのは、今、第3庁舎の中にありますけれども、実際に放送するときの放送の録音とか、そういうものを操作するための、放送でいうと、ミ

キサーのような役目をするものでございます。ですから、親局という言い方をしていますが、当然、子局のほうにもその電波を飛ばすための指示機器を更新というような形になります。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 前回の設置したものは18年が経過して、だんだん駄目になってきたとありますけれども、今回、設置するこちらは、耐久性的には何年ぐらいもつものなんでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 一般的に、機器のほう、放送設備という形になりますが、おおむね10年が一つの目安となります。それは何をいつているかといいますと、今の機器の部品等の調達、当然のように10年と言われているところです。そこら辺を保守を含めながら、長寿命化を図りながら、15年以上使えればという形で保守等も対応しております。

法定耐用年数でございますが、電話設備、その他の通信機器、これはその他のものとしてみた場合ですけれども、法的には耐用年数10年というところが一般的なところでございますが、長寿命化を図りながら、保守をしながら、今回も15年過ぎても使用させてもらいましたので、そのようなメーカーとの努力を加えながら、延命を図りながら考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えありがとうございます。

よく私も電化製品を買ったら何年保証とかあるんですけども、何かその保証期間が長ければ長いほど少し払う金額は多かったりするもので、今回のこちらの金額は、10年間の保証も含めた金額が込みで支払う金額になりますか。教えてください。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 一般的な家電の保証というものは、この機器には適用されないと思われま。

ただ、当然のように、この操作卓も含めて本町防災行政無線、毎年、保守契約を結ばせていただいております。その中の保守契約の範囲で、当然のように、機器等の部品の交換等が

あった場合は、特別それに係る経費というのは発生しないというところで考えさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） この内容については私は賛成するわけなんですけど、今現在、電波の、ちょっと届かないところが何軒か耳にするんですがね。今のこの機器、電波の状態ってそんなに変わらないんですか、それとも今後、届かないようなところの対応をどうするのか、今の状態でやるのか。室内のものが届かなかったり、届かない人は外の広報、聞いているところはあるので、住宅にいと分からないというところを聞くので、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） まず、今回のこの操作卓の更新につきましては、特別、電波の状態をよくするとか、上げるとかというものではございません。

令和2年、3年度にかけて、固定系・移動系の無線は更新をさせていただいたところですが、以前、電波が届かないよとかという話聞いておりますが、今のところ大きな、そのようなことを聞いていないところでございます。

当然、先ほど子局の話も出ましたが、電波が届かないようなところにつきましては、アンテナの位置を変えたりして、その都度、受ける側の状況を把握しながら電波の状況の改善を図っているところでございます、保守契約の中で。そのような形で、電波のほうは適正な管理をさせていただきたい。

今回の工事は、あくまでもそれを命令する機械を更新するというだけでございますので、電波には直接関係しないような形になっております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 議員の皆様申し上げます。

あくまでも質疑は議案に対する質疑に限らせていただきますので、ご協力をお願いします。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(渡辺善男君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日17日から12月31日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

よって、明日17日から12月31日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(渡辺善男君) 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

(午前11時46分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 及 川 は る な

署 名 議 員 久 保 初 江